

予算常任委員会都市・環境分科会

(平成25年3月1日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、昨日に引き続き、都市・環境常任委員会並びに予算常任委員会の分科会を並行して開催をさせていただきます。

本日は、昨日に引き続き、都市整備部所管の補正予算の部分ということで進めていきたいと思います。

なお、進行の段取りだけ、ちょっと先にご説明しますが、環境部さんにつきましては、もう午前中の待機を解除してありますので、仮にこの都市整備部が11時過ぎに終わったとしても、それはそれでお昼休みに入っていくと。環境部は午後からしかないということを先に申し上げておきます。

議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第8款 土木費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第8項 住宅費

第13款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

第2条 繰越明許費（関係部分）

議案第30号 平成24年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 平成24年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

第8款 土木費

第2項 道路橋梁費

第8項 住宅費

第2条 繰越明許費の補正

諸岡 覚委員長

それでは、補正予算に関してご説明をお願いいたします。

伊藤都市整備部長

改めまして、おはようございます。

補正予算でございますけれども、今、急遽本会議を開催していただき、追加上程をさせていただきます。私ども、それ以前ですが、一般会計補正予算の第7号でございましたけれども、今回、8号というものを発表させていただきました。これ、両方ともにリンクしておりますので、ご説明は、この8号、7号を統括してご説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

では、担当の理事からご説明をさせていただきます。

諸岡 覚委員長

お願いします。

秋葉都市整備部理事

それでは、都市整備部の平成25年2月定例月議会におけます補正予算案の概要について、都市整備部作成の予算常任委員会資料にて、私のほうから一括してご説明させていただきます。

まず、補正7号のほうから先に説明させていただきます。補正の第8号のほうを続けてさせていただきますと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、第7号のほうからですが、予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第7号）、都市整備部と書いてございます資料の1ページをごらんください。一般会計補正予算（第7号）、土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）と書いてある資料でございます。

まず、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。1ページのほうは補正予算の

総括表でございます。土木費、災害復旧費、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計について、補正をお願いいたしております。

土木費につきましては、国の緊急経済対策事業に基づき、道路、河川、公園、住宅等の事業の進捗を図るため、この7号のほうでは5億2000万円ほどの増額をいたしますが、曙町の市営住宅建設事業費等の減額等によりまして3億500万円ほどの残額補正となりまして、補正後の総額は、この7号においては、76億8000万円ほどとなります。

次に、資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。土木費の各補正予算につきまして、それぞれの事業概要を記載させていただいております。このうち、右端の理由欄に記載させていただいておりますように、2ページの道路新設改良費から都市計画総務費までと街路事業費、3ページのほうは公園建設費のうち、垂坂公園・羽津山緑地整備事業費住宅管理費につきましては、国の緊急経済対策に係る補正でございます。

それでは、2ページの上から順にご説明のほうをさせていただきます。

まず、土木費につきまして、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金の舗装関係につきましては、産業活動や市民生活の移動拠点となります主要道路につきまして、路面性状調査を実施し、損傷が著しい箇所の舗装修繕を行うため、新たに予算計上をお願いしております。

次に、橋梁新設改良費では、事前防災、減災対策として、社会資本整備総合交付金、橋梁については橋梁耐震及び橋梁修繕の増額補正をお願いするとともに、社会資本総合整備交付金の橋梁長寿命化につきましては、長寿命化修繕計画を策定するために新たに予算計上をお願いしております。

次に、交通安全施設整備費の公安部分につきましては、市民の生活空間の安全確保として、歩道設置や段差解消を行うための増額補正、それと通学路関係につきましては、緊急合同点検箇所等の通学路の防護柵の設置や路肩整備といった安全対策を行うために、新たに予算計上をお願いいたしております。

次に、河川総務費の震災対策農業利水施設整備事業費につきましては、減災対策として、かんがい用ため池の一斉点検を行うための増額補正をお願いしております。

次に、河川改良費の準用河川改修事業費につきましては、朝明新川の護岸整備を行うための増額補正をお願いいたしております。

続きまして、都市計画総務費の都市鉄道維持・活性化事業につきましては、三岐鉄道が行う橋梁補強、変電所の改良等に対しまして、国、県、沿線各市町で協調補助を行うため、

新たに予算計上をお願いいたしております。

続きまして、土地区画整理費の土地区画整理事業特別会計拠出金につきましては、一般会計からの拠出金の減額補正をお願いいたしております。この土地区画整理事業特別会計の補正の概要につきましては、22ページのほうに記載がございますので、後ほどご説明のほう、させていただきます。

続きまして、街路事業費の連続立体交差事業負担金につきましては、県が施工している近鉄河原町駅付近連続立体交差事業におきます市の負担金額の確定に伴う増額補正をお願いいたしております。

次に、公園建設費の垂坂公園・羽津山緑地整備事業につきましては、芝生広場の電気施設や排水施設の整備を行うための増額補正をお願いいたしております。

続きまして、住宅管理費の市営住宅整備事業費につきましては、老朽化した市営住宅の外壁補修及び屋上防水改修によりまして、建物の長寿命化を図るための増額補正をお願いいたしております。

最後に、住宅建設費の曙町市営住宅建設事業費につきましては、第1期工事の入札差金及び今年度当初予定出来高が見込めないため、減額補正をお願いいたしておりますが、工事のほうにつきましては、予定どおり平成25年10月の完成予定でございます。

続きまして、災害復旧費につきましては、道路橋梁災害復旧費の平成24年度に発生土木災害復旧補助事業費については、昨年9月30日の台風17号での天白川の増水によりまして落橋いたしました幸ヶ谷橋につきましては、旧橋撤去を行い、二次災害を防止するため、新たに予算計上をお願いいたしております。

河川復旧費の平成20年度発生土木災害復旧単独事業費と、同補助事業費につきましては、台風17号に護岸崩壊いたしました鹿化川支流のほか、3河川について11月補正におきまして単独事業費としてお認めいただきました事業が、国補事業として採択されたことに伴い、単独事業費を減額し、新たに補助事業として予算計上をお願いするものでございます。

4ページから18ページまでが、それぞれの事業概要でございます。

以上が、一般会計7号におきましての補正予算の内容でございます。

続きまして、19ページのほうをごらんください。繰越明許費についてご説明いたします。各費目におきまして、年度内の予算執行を目指しておりましたが、国の緊急経済対策などによる年度途中の補正予算であり、年度内契約が間に合わないことや、地元や関係者との事業実施の調整、県施工の土木事業の繰り越しなどの記載理由によりまして、やむを得ず

平成24年度から平成25年度に繰り越しをお願いするものであります。

表中、表の中の数字のうち、上段の括弧書きの数字が繰越額でございます、下段の数字が該当事業の事業費となっております。

続きまして、特別会計補正予算についてご説明させていただきます。委員会資料のほうは22ページとなります。

まず、土地区画整理事業特別会計につきましては、市施工の未永・本郷土地区画整理事業におきまして、権利者側の事情によりまして、建物移転工事の遅延に伴い、換地処分 of 年度内実施の見送りを余儀なくされたことと、組合施行の午起土地区画整理事業におきましては、訴訟対応に伴う事業の遅延などに減額補正をお願いいたしております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計についてご説明いたします。公的資金補償金免除繰上償還を行うための増額補正をお願いしております。

続きまして、土地区画整理事業特別会計の繰越明許についてご説明いたします。資料は23ページをごらんください。建物移転工事に係る権利者との訴訟において、判決が確定したことを受けて、移転工事の早期完了に向け、取り組んでおりますが、年度内の完了は厳しいことから、補償費や委託料について繰り越しをお願いするものであります。

それと、昨日ご提出させていただきました予算常任委員会の都市・環境分科会の追加資料、都市整備部とあります、5、継続的な事業に係る繰越明許費についてと、6の四日市市における自転車ネットワーク計画策定概要につきましては、改めて担当課長のほうから説明のほうをさせていただきます。

続きまして、補正予算の第8号についてご説明のほうをさせていただきます。資料のほうは、予算常任委員会資料一般会計補正予算（第8号）、都市整備部と書いてあるものでございます。先に上程いたしました補正の第7号で、国の緊急経済対策を受けて増額をお願いしておりました事業につきましては、この2月26日の補正予算成立に伴い公表されました箇所付けによりまして、国の補正額が減額となった社会資本整備交付金事業の舗装関係と、増額となった市営住宅整備事業につきましては、改めて補正をお願いするものでございます。

資料のほうですけれども、まず1ページをごらんいただきたいと思います。今回、追加上程させていただきました補正予算の総括表でございます。資料の2ページのほうですが、この補正予算の総括表のほうの第7号と第8号を合わせて併記させていただきました総括表でございます。

まず、一般会計、土木費、道路新設改良費、社会資本整備交付金事業の舗装関係におきましては1018万1000円の減額補正を、住宅費、住宅管理費、市営住宅整備事業費におきましては4000万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、補正後の土木費の総額としては、77億1000万円ほどとなります。

3ページから5ページは、それぞれの事業概要を、6ページのほうは線越明許費の概要でございます。

以上が、都市整備部の補正予算の7号、8号の概要でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

諸岡 覚委員長

続けて、お願いします。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

引き続きまして、私のほうから、先ほどの追加資料、目次につきまして、5、継続的な事業にかかる明許線越費について、それと6、四日市市における自転車ネットワーク計画策定の概要について、説明をさせていただきます。

追加資料の5ページをごらんください。平成24年8月定例会議会における決算常任委員会都市・環境分科会での……。

加藤清助副委員長

ちょっと待って。

竹野兼主委員

昨日のやろ。

諸岡 覚委員長

どうぞ、続けてください。

石田道路整備課長

5 ページでございます。平成24年8月定例月議会における決算常任委員会都市環境分科会での審査で、長期に継続している事業について、全体の事業がどうなっているのかわかりにくいとのご指摘をいただいております。そこで、今回、明許繰越をお願いする事業のうち、推進計画事業など、継続的に行っている事業につきまして、事業ごとに表の左、3番目の列から平成22年度までの事業費の計でございます。その右に、平成23年度の決算、その右に平成24年度については平成23年度からの繰り越しと平成24年度の予算のうち、平成24年度中に執行するもの、平成25年度につきましては、平成24年度からの繰り越しと平成25年度の当初予算、そして、右には平成26年度以降の事業費、全体事業費、そして平成24年度までの進捗率を記載し、平成24年度からの繰り越しに際して全体事業の中での状況が把握できるような表を作成いたしました。

例えば、上段より3番目の事業、下海老寺方線でございますけれども、平成22年度までに約5億5200万円を執行させていただきました。平成23年度は約1億6600万円、平成24年度は平成23年度からの繰り越しとして、約1000万円を執行するとともに、平成24年度予算として計上いたしておりました約1億800万円を平成25年度に繰り越しすることをお願いしております。平成24年度末の時点での進捗率は83.7%となっております。なお、一番左の欄に、箇所図のナンバーをお示ししておりますので、7ページの箇所図とともにご参照をしていただきたいと思います。

そして、この明許繰越をお願いしております事業のうち、この5ページ最下段に記載しております自転車道整備事業費に関する資料を8ページ、9ページに添付させていただいております。この自転車道、四日市における自転車ネットワーク計画策定の概要につきましては、昨日、概要につきまして説明をさせていただきました。さらなる説明というのは割愛をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

諸岡 覚委員長

説明は以上ですね。

では、説明はお聞き及びのとおりでございますので、質疑に移ってまいります。

ご質疑ございます方は、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

一つは、曙町市営住宅の出来高が見込めやんけど工事はあるという、出来高というのは



どういう意味なんかなと思って。

#### 秋葉都市整備部理事

工事の進捗というか、予算ではここまでという、例えば2階とか3階まで工事は進捗しますよという想定をしておったんですけれども、それが予定どおりじゃなくて、一つ低いと、1階ぐらいまでで終わるしか進捗が望めないということで、ですから、出来高といいますが、事業に対してこれだけ予算上、処理をしますよという形のことを示しておるところでございます。

#### 川村幸康委員

多分、そうすると、全体の計画があって、本当なら2階まで行くべきものが1階しか行けやんだということで、次のときに2階から4階までを間に合わせてやっていくという話なんやろうけど、考え方やけど、多分、計画どおりにせんと安全性とかさ、駆け込みでやるとかさ、突貫でやるということがないように、多分、最初の計画を立ててあんのができやんだ理由が何なんかというんは、やっぱりちゃんと示したほうがええのかなと思うし、できやんのやったら、それは初めからできやんのが何の理由やったかな。例えば50人回さなあかんとこが20人しか回せやんだとか。

#### 諸岡 覚委員長

一般的に建築業者というのは、ちゃんと施工計画立てて、いつからいつまで何人くれという計画を立ててやるはずなんですけど、それは契約上、例えば間に合わなかったら、これだけの違約金が発生するとか、そういうことはなかったんですか。

それ、どっちのミスなの。役所が無理言うてむちゃな計画立ててやらせて、できませんでしたの話なのか、向こうが計画どおり、ようしませんでしたという話なのか、どっちなんですか、それは。

#### 館都市整備部理事

結局、その当初予算の、これは役所側のミスと言えはミスでございますが、当初予算の立て方が少し多目にできるという前提で立ててしまったというところでございます。本来であれば、その発注は8月定例会議でお認めいただいて、すぐ発注をしたわけござい

ます。その段階で、大体今年度内にでき上がる出来高というのはある程度把握できるわけですね。本来ならば、11月定例月議会で減額させていただくことも可能だったのかもしれませんが、実際にどこまで出来高がぎりぎり上がるかどうか、その辺も見きわめた上で、今回、2月補正で減額をさせていただいたということで、発注時期は当初から8月定例月議会でのお認めかなというような思いがあったわけですが、当初予算で立てるときに、半年の出来高をもうちょっと見込んでおってしまったというのが、これが現実でございます。

したがいまして、業者のほうが何かミスがあっただけとか、そういうことではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

#### 川村幸康委員

だから、結局、計画どおりにいかんだというところが、出来高が見込めやんでなくて、行政のほうの計画が少し見誤ったということにはなるわけやろうなと思うんやわ。そうになると、例えば業者側なんか、行政側なんかというところの、やればできた部分のところと、初めからできやんだ部分というのが、私ら説明受けるとき、例えば、水道のところでもあったんやけど、単年度でできやんやつで債務負担行為でやりますと。債務負担行為で組んできて、この間の話や、総合対策でポンプ場、後で金ついたという話が出てくるんや。

実は、聞くと、何でポンプ場にもう一遍つけたんやと、緊急性、そんなところよりもっとほかの、下水管、そんな整備したたらええやないかという話をしたら、いやいや、もともと当初でつかんだけど、ここが一番削りやすかったで削って、債務負担の金を。こっちへ回しとったんやと。これでもとへ戻ったんやという話が出てきたわけやさ。もう一方では、今度は債務負担を組んでもええのに組まんと、単年度主義でいっところもあんのやさ。そのときに、私らの中で債務負担すると、計画どおり平準化されてできるというのが一つの、私らが認めるところの部分でいうと、変な話、次の年からずっとその予算は認めていくとも、その前に約束するわけやろう。そうすると、補正か何か出てくる中においても、その計画どおりいかんだ部分のところや、そうすると、毎年単年度で見たほうがええのかなとか思ったりするところが出てくるわけやわな、お金を。

行政の言い分としては、こんだけかかんのやで、3年かかって最初から認めてくれやんと、1年目終わって、2年目、3年目の約束がないとできやんという話は、ようわかんのやさ。逆もあるんやわな。1年目にやらなあかんとこ、ちゃんと1年目にやらんと、2年、

3年というのが、そもそも論が出てくるところがあるのかなと思うと、もう一遍、そこはきちんとやらんとあかんとかが手抜き工事になったり、変な話、雑な仕事ぶりになることは読めるでさ、そこを行政もやし、事業者とどう合意をしていくかというところがあると思うと、単年度で終わらん工事についての補正は、変な話、原則なしぐらいにせなあかんのかなと、私は思うとるのやけど、そこの考え方だけ聞いておきたいなと思うて。

#### 館都市整備部理事

この前も決算のときにも、このいろいろご議論あったわけですが、どうしてもこういうふうな長期間にわたる、こういう大規模な工事は、年度をまたぐ場合にはどうしても債務負担はお願いしないと、工事途中で切って、また途中でというわけにはいきませんので、一つの建物をです。したがって、今回の曙町は2か年の、2か年というか、年度をまたぐというか、そういう工事にならざるを得なかったもので、当初から債務負担もお願いをして、当初はその債務負担のうち、今年度はこれぐらいまでできるだろうと。それ、想定した上での今年度の予算をつけていただいておったわけですね。残りは来年度の債務負担というところで割り振りをしておったわけでございますけれども、この部分の私どものほうの最初の、今年度の出来高がどこまで上がるかというところらへんの読みが、発注した後、工事計画をきちんと立てて、発注する段階で大体わかるわけですが、工事計画を立てていくと、どうも当初予算で想定していた出来高まで上がらないというところが出てきたわけでございます。

発注段階で、ことしの10月までの全体工期、これは無理のない工期として発注をさせていただいておりますので、それを無理に縮めたとか、そういうことはございません。これはきちんとした標準工期をとって発注をさせていただいておりますが、年度内にでき上がる部分の想定が、当初予算立てたときの想定よりもちょっと低かったというところは、これは私どものミスといえどもでございます。

そのために、補正を減額させていただくということでございますので、これについては、今後、最初の当初予算、たとえ債務負担の工事であろうとも、年度ごとの出来高が実際にどれくらい上がるかというところら辺、もっと精密に想定していかないといけないのかなと、これは反省点だと思います。今、ご指摘のようなことだと思いますので、そこはどうしても債務負担だと、何年かにわたるから、その間でやればいいわと、そういうふうには思わないように、年度ごとの予算をきちんと考えていくと、そういうふうに進めていきたい

と思います。

川村幸康委員

ぜひともそうしてもらいたいなと思うとんのはさ、行政でそうなるんかわからんけど、民で、例えばここまでに終わってくれやんだらさ、もうその計画がな、絶対ペナルティーなんやわ。それは営業しとったら営業できやんようになったりさ、その段階でそれが終わっとらんととかな。いろいろあることからいくと、債務負担という考え方が、単年度で終わらんもんで、またぐで頼んますという話でいくと、特に債務負担の場合は計画どおりやらんと絶対あかんものという意識が要るんかなと。単年度も、それならええんやというわけやないけど、単年度はあくまでも単年度で、例えば予想できやんだことが起こったりすると、それはそのときに処理する問題やろうけど、どうしても見えへんところの部分が、私らにありますやんか、債務負担やとな。だから、そこだけは気をつけてください。

もう答弁はいいけど、だから、やっぱり複数年の事業計画というのは、単年度で決めた計画だけをやらんとあかんぐらいに意識づけが要るんかなと思うのや。下水道やかでも、それが多いでさ。ずるずると。それはできやんだ部分だけ損と見やなあかんと思うとんをやわ、私は、計画どおり。役所の発想やとさ、最終的に建つんやし、予定しとったもんができとるやないかという発想があると思うけど、単年度見たり何かで見たときでも、できやんだら、その部分は損と見るべき考え方がやっぱりないとあかんのかなと思うとんをやけどな、事業がおくれたり何かしたら、その分は損と。だけど、建物が建つもんでさ、ちょっとおくれたらしゃあないなという話と違うと思うてさ。サービスを、そこで価値がいつ発生するかによって、半年間価値が発生せんだら、そんだけ損なわけやろう。その考え方をちゃんと持ってほしいなと思うて。

以上です。

伊藤嗣也委員

済みません、当然、毎日、毎週、毎月、工程会議というのが行われるわけですね、現場で。全く情報が入ってこなかったんですか。これだけおくれるというか、こういう状況になるということは。

諸岡 覚委員長

いつからわかっていたかということですね。

#### 館都市整備部理事

決して、発注した後、工程がおくれて出来高が上がらなかったということではなくて、発注した段階で、大体標準工期をとると、この3月ぐらいまでにはどれぐらいの出来高が上がるといって、ある程度想定ができますので、その段階で、今年度の当初予算の今年度分までは出来高が上がらないなというのは想定がされたわけです。ですから、それをどこかで減額補正をしなければならぬんですけども、11月定例月議会で補正をすると、まだもうちょっと頑張ることができる部分もあるかもしれないということもございまして、2月まで待たせていただいて、今回のところで出来高の大体、見えてきますので、3月末の。そこで数字を置かせていただいたということもございまして、決してそういう、工程がおくれたわけではございません。先ほど申しましたように、私どもの当初予算の立て方が少し多目に計上し過ぎたということが我々のほうミスといえればミスでございます。

#### 伊藤嗣也委員

済みません、実は今、業界的に生コンクリートがすごく値上がりしていますし、1.5倍とか。要は、もうぼちぼち、いろいろなものが入らなくなってきた状況、鉄骨も1割、2割上がって。さまざまな要因が、これから起こってくるわけですよ。だから、またそういうのがこれに影響を及ぼさないかというのは、非常に懸念するので、どうか役所のほうも注意、それをしていただいて、お願いいたします。

もうそれで結構です。

#### 諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

#### 三平一良委員

小川さんが本会議で質疑したということ、もっともな話やと思うんやけど、ことしの初めにあなた方は、公共事業の予算が5.2兆円、直轄で2.4兆円というのは恐らくつかんでみえたと思うんですよ。それで、その検討を始められたと思うんやけど、もう当初予算並みの額ですよ。そういうことで検討をされたと思うんやけど、結果を見ると減額になっと

るやつあるわけやね。そういうことでいうと、通常国会が1月28日に開かれたんで、27日までに申請とか要望せんとあかんわけですよ。その辺の検討が足りなんだんじゃないかなという思いがしています。

これ、経済対策で幾つか上げられておられますけれども、これは結局平成25年度予算を前倒ししたんじゃないかなという思いが、僕はしとんのやけど、高額な補正に対する対応をきちんと返答されたんかなということをお伺いしたいんですけど。

#### 館都市整備部理事

実は、総選挙が終わりまして自民党が勝った。その後、安倍さんがいろいろと打ち出された。それを受けまして、やはり国の官僚はその辺が早いと思うんですが、年末頃からどういうところに充当できるか、その球出しをなさいということが中部地方整備局などを通じて、あるいは県を通じて来ました。その中で、その段階ではまだメニューもはっきりしないところもありましたが、まだ不確定な部分もございましたけれども、維持修繕的なところも含めてというところもあったと思うんですが、それぞれの道路なら道路、河川なら河川、住宅なら住宅という形で、縦割りではございますけど、国土交通省も、それぞれから球出しの調整がございまして、そこから年明け早々も含めまして、多分、恐らく県や国はその間も休まず調整していたんだと思うんですけど、我々が上げたものを調整しながら、場合によっては、まず我々が上げた球出しに対して、もっと数字上げれないのかとか、あるいは逆に、ここはこっちに回せないかとか、そういった調整をしながら、最終的に数字を固めて県から要望を上げていただいたと。

ですから、結構な国会に上がる前の調整が、もう年末頃から始まっておりまして、それで我々としては、そこまで調整をして上げたものでございましたので、通常であればそのままついてくるというふうに、私どもはずっと思っておりました。ただ、この前、議案聴取会のときに、委員会に上げたの、三平委員からもご指摘を受けましたので、1回、これは東京事務所のほうに聞いてもらったほうがええかなと思いがございまして、お願いをして、国土交通省の東京事務所がおつき合いしている方々に何人かに回っていただきましたが、やはり箇所付けというものにつきましては、国会が成立するまで、それは出せないということでございました。総額はわかっておっても、それをどこに幾らというのは出せない。現実に見ましても、実際に我々、箇所付けの数字をいただきましたのは、当日、国会議員の方々のほうに配られた資料からファクスが届いて初めてわかったというのが現実

でございます。

したがいまして、今回、この道路の減額と、逆に住宅の増というのは、本当にびっくりをしまして、それまであれだけ年末から年始にかけて調整したのになという思いでございます。ただ、先ほど、本会議で部長ご説明しましたように、もっと早い段階で何か上手に中身のわかるような手だてがあれば、それに越したことがなかったのかもしれませんが、本当に申しわけございませんけれども、そういう結果でございましたので、今回、改めて追加させていただいたというところでございます。

三平一良委員

要請、申請したもんで、減額になっとんのは少ないのやわな。増額になっとんのはあるのや、これは。だから、大幅に増額になっとるものもあるんで、その辺、きっちり減額になるような状況やないもんで、今。だから、もうちょっとしっかりしていただきたかったなというのと、これ、経済対策といって、ずっと書いてもらってあるけど、平成25年度予算で対応しようとしたものは何で、新規にしたんはどれなんですか。新規にこう。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

7号、一般補正予算（第7号）の2ページをごらんください。私ども、道路の関係でございすけれども、上から予算科目で道路新設改良費、それからその次に橋梁新設改良費、その下に交通安全施設整備費ということで、事業名でいきますと、予算科目三つの事業で、その右の事業名でいきますと、上から社会資本整備交付金の舗装関係であったり、橋梁長寿命化と、港湾、通学路関係ということで上げさせていただいております。五つの事業を上げさせていただいておりますけれども、この中で新規で新たに認められ、国の経済対策として、この社会資本整備総合交付金として認められたものにつきましては、一番上の舗装関係、それから交通安全施設整備費の5番目の通学路関係の、この二つが新たな事業として国の経済対策の中から球出しといいますか、要求として出せということで認められた新しい事業でございます。

三平一良委員

新しいの二つやね。

石田道路整備課長

はい、二つです。

そのほかの部分につきましては、平成25年度、当然前倒しという部分と、それから私ども、平成25年度にももともとから、昨年の暮れに平成25年度として本要望を上げさせていただいておりましたもので、それは次回の平成26年度に要請していた部分を、もう前倒し、前倒しという考え方で残りの橋梁であったりとか長寿命化であったりとか港湾、交通安全整備については、そういう上げ方をさせていただいております。

三平一良委員

だから、前倒しが多いわけですよ。平成25年度を前倒し、平成26年度を前倒しということで、新規のところが少ないんで、そういうやらなければならないものというのが、まだまだたくさんあると思うんですよね。だから、そういうものを用意して、補正に上げてほしかったなという思いが、今、しています。こうなってしまったので、もうしようがないことやけど、国の思いというのも、そういう思いで補正を出しとると思うんですよ。というところ、そんなことを思いますので。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他に。

伊藤修一委員

結局、この15か月予算というのは、次の本予算に連動しとるって私らも聞いとるのね。というのは、例えば補正予算でいろいろな自己負担がかかった分とか、いわゆる市町の負担分を次の地域の元気臨時交付金でキャッシュバックしますよという、そういう話というのは、もう事前に聞いとるじゃないかなと思うんやわね。だから、今回のやっぱり補正は物すごい大事な補正で、次にひっかかってきて、それが今回使った分のキャッシュバックがあるよということだから、全体を通して見たら、今回はやっぱり出せるところを出せたほうがよかったような気がするね。

どうもやっぱり新規が少ないというのは、結局確実な部分だけをチョイスして、それで



そういうふうなところやったら大丈夫やろうと、そういうふうなあれが働いとったんと違うかなと。そこがやっぱり今回の部分で大きなスパンの15か月予算での効果というのを生かし切れなかったんじゃないかなという気がするのやけど、その辺はどうやろうか。

#### 館都市整備部理事

まさにその前倒しの部分については、基本的に来年度というか、再来年度用意しているところを出していけば、それでいけるわけですが、今、ご指摘のように、新規のものということになりますと、先ほど申しましたように年末頃に話が来て、年明けにはもう早々には出すと、そういった状況でございましたので、じゃ、どこが、とはいえ、その基準もあるんですね、舗装なんかでも、どこでも舗装できるかということ、そうではなくて、舗装のひび割れ率が何%以上じゃないと出せないとか、そういうのもあたりして、その準備に大変苦労いたしました。

その1点と、それからもう一つ、我々、ちょっとちゅうちょしたのは、これ、今回全部繰り越しになります、基本的に。今年度つけて繰り越し。そうなりますと、確実に来年度中に実施をしないといけません。したがって、そこが一つ、私ども事務レベルではひっかかりまして、再度の繰り越しはございませんので、年度内に必ず消化できるものでないといけないと、そういうところもございまして、おっしゃられたように確実にできるところを上げていったというようなところでございます。

#### 伊藤修一委員

確かに、平成25年度中の完結というのは、これは最低限の絶対条件だから、もう平成26年度にまたまたぐ話にはならんというのは、もう仕方がない。けれども、15か月の緊急経済対策というのは、もうこの時期に集中してやるという決意でやっとなやつやもんで、そこら辺の部分でのちょっとその確実性というか、平成25年度中に完結するという至上命令が、やっぱりそこが大きな差異を生んでくる部分での判断という部分では、ちょっとあったかわからんなという気がしております。

そういう部分で、次の、地域の元気臨時交付金のあれには、この補正予算も関連しとるわけやろう。どれぐらい関連しとんのやろうか、これ。

#### 館都市整備部理事

今、例の地方負担分の9割でしたか、8割でしたか、8割が交付されている件については、今、住宅の裏負担については、その可能性があるということで聞いておりますが、その他は回ってこないようです。どうも内閣府のほうの枠はそんなに大きくないような。

伊藤修一委員

内閣府はちょっと違うかわからんで。

伊藤修一委員

結局、そういうふうな部分では、この住宅の部分でもやっぱり使えるもんはぜひやっていただきたいと思うし、それぐらい配慮して、この15か月予算をもう完結して前倒しでやろうという、国の呼吸に、しっかりまた今後も合わせていって、次のまた国の新年度予算も今から審議して、ゴールデンウイーク明け、前か後ぐらいが一応採決というか、決まってくると思うんで、まだこれから四日市としても、まだまだこれから何も待っとる用事はないもので、いろいろな部分でのいろいろな手だて、やっぱり国に対してのあれも遠慮せんと打っていってもらうのもお願いしておきたいなと思います。

諸岡 覚委員長

他に。

三平一良委員

だから、あれなんだけど、今も言うように県を通してという部分があるんだけど、国は行っても拒まへんから、拒まへんのやで。だから、そのルートもつくらんとあかんのかなと思うよ。県を通してという話だけど、別に行ったらって全然拒まへんよ。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

竹野兼主委員

今、その話の中で、今度、これ、補正の部分で減額になりましたやんか、4ページの舗装関係の部分で1018万円。そうすると、これ、予定しておった部分で面積とか、どれぐら

い減っていくのかなというふうに、普通に、どれぐらいできやんようになるのかなというのが、全く資料としては出て、これ、中村垂坂線、あさけが丘中央通り線というのが出てきとるけれども、減額されたことでどんな影響が出るのかなというのは、ちょっとクエスチョンマークが一つと。

それから、減額された部分の中で予定外の事業が今後、どういう状況で次につながって、この事業が1018万円分の足りやん部分をどんな方向で進めていこうとしとるのかというのを、まず聞かせていただきたいんですけれども。

伊藤都市整備部長

金額だけでいきますと、2100万円の予定をしておったものが、1080万円、約半分になったというふうなことで、施工料もそれによって約半分ぐらいになるのかなというふうに思っております。

そのお金が足らなくなったわけでございますけれども、まだはっきり確定したわけではないんですけれども、平成25年度の補正もありそうな雰囲気、今、聞いております。そういうものがいち早く私どもが察知しまして、県経由になってしまうわけなんですけれども、まずそういうので国費をとってくれるように、まず頑張りたいというところがございます。その動向にもよるんですけれども、この補助で見とるところは本当に悪いところというんですか、ひび割れもようするし、わだちというのかでこぼこも大きなところがございますものですから、仮に国費がないというふうなことになっても、何とか単費等で腐心しながら対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

竹野兼主委員

これ、減額というのは、今、三平委員やいろいろな委員の皆さんから、本来こんなふうになるのって珍しいんじゃないかと、さっきも言った、なぜこんなふうになってしまったのかというのの内容的なものは、しっかりと調査というか、今後、こういうことにならんような形を言われているので、ぜひそれはお願いしておきたいのと、それから、今、部長が言われていたみたいに、国費をとってこようとするのであれば、使えるところはいっぱい、いろいろな方に協力をいただいて、ぜひ使っていていただいて、補正があるというふうな状況であれば、早くに手当をしていただくというか、頑張っていてやっていただきたいなというふ

うに思います。

これとは別のところでいいですか。

諸岡 覚委員長

どうぞ。続けて。

竹野兼主委員

済みません、あと、その説明いただいた中で、特別会計の23ページやったっけ、繰越明許の予算書の86ページのやつの末永・本郷1件だけがというので、やっと裁判の判決が出てということで、その話は説明もずっと聞いているので、やっと進んでいくのかなと思っただら、ここの中に大幅な遅延により、年度内の完了が見込めなくなったという、その辺の理由、個人さんとのその辺のところで、どんなことで進められやんだんかなという、ちょっとそのところは知っておきたいなと思ったもので、理由だけ、もう少しお願いできますか。

諸岡 覚委員長

遅延の理由について。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の鈴木です。

先ほどのご質問に対しまして、末永・本郷の裁判につきまして、9月に最高裁から判決を受けたということで、権利者とたびたび、権利者の家へ訪問したり電話をしたりということで対応を繰り返してきました。しかしながら、とりあえず12月までに何とかどけていただけないと、こちら、強制執行の手続をしますよということでお話をさせていただいておったわけなんですけれども、相手方については、もう1件の裁判を行っております。現在、移転の建物を建てかけた状態、平成19年度から、その移転のための建物を建てかけたわけなんですけれども、建築業者との紛争になりまして、それも裁判になっております。その判決が3月に出るので、3月まで待ってもらえないかと、今、そういう話になっております。ですけれども、今まで協力いただいた末永・本郷の地区内の400軒の方々に、これ以上遅延させることはできないということで、2月の始めに強制執行の申し立てを裁

判所に届けております。それで、裁判所と今後協議しながら強制執行の日取りを決め、そして相手方が3月中というようなことをとりあえず言ってもらっておりますので、とりあえず3月中は待ちたいとは思いますが、年度当初、来年度当初には相手方が自主移転をされなければ、強制執行ということでやっていきたいというふうに考えております。

竹野兼主委員

説明いただいて、よくわかりました。その前のときの説明でも、強制執行も視野に入れてという話の中で、そういう状況になっていたはずなのに、何でこれが進まんのかなって思っていたけれども、そういう理由がわかったので、これについてはその手続もとりながら進めていくんだということがわかりましたので、それで結構です。ありがとうございます。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

わからんようになったんやけど、それで。高裁のときに仮執行が出てなかったんか。だから、今のでようわかったという話にならんやろう。逆におかしいなとるやろう。

鈴木市街地整備・公園課長

最高裁の判決がおりた裁判につきましては、強制執行を請求はしていますけれども、実際に強制執行を行うとなると、再度手続が必要となります。それで……。

諸岡 覚委員長

要するに、強制執行できる権利は前からあるけれども、今までぎりぎりまで待ったけれども、もう待てやんから4月に入ったら手続に入るといふ、そういうことですか。

川村幸康委員

じゃなくて、高裁で仮執行ついとったんちゃうんかと思うんや。最高裁行ったけど、

高裁で多分仮執行はついとったと思うんやわ。だから、高裁のときにできたんやさ、手続がな。最高裁の判断おりのまでにできたと思うとるもんで、だから、高裁で仮執行ついとるときには、もう最高裁の判決が遅うなる場合もあるやん、憲法違反と、それこそ何か判例違反がない限り、ほとんど見えとるわけやろう。そうすると、多分高裁で仮執行がついてやっとなったと思うとったもんで、私らは。だから、それが答弁では強制執行を視野にとというのは、もう高裁で仮執行を打ってあったわけやで、だからその役所のやり方が。

諸岡 覚委員長

論点、要するに強制執行は本来、前からできる権限を有していたのかどうか、まず1点。ほんで、有していたけれども、執行せずにぎりぎりまで3月まで待って、もう我慢できやんから4月から強制執行の手続に入るといことなのかなと、私は理解したんだけど、まず、強制執行の権限は、前からあったんですか。

川村幸康委員

委員長、ちょっと待って。

高裁で出たんが、大体決まりやもんで、そうすると高裁で勝ったんやで、強制執行ってこの人らが答弁をしとるんですよ。そのときの話でいくと、強制執行も視野にという話を答弁しとるといことは、判決内容の中に仮執行を含むというのは多分入っておったと思うとるんですよ。

諸岡 覚委員長

その辺、事実関係、どうなんですか。できたんですか、前から。

鈴木市街地整備・公園課長

確かに仮執行のいわゆる権利というか、それはとれています。

諸岡 覚委員長

前からあったんですね。

鈴木市街地整備・公園課長

はい。しかしながら、相手方が上告した時点で、裁判所もその受付はできるにしても、なかなか執行官のほうが進んでいただけないというふうなことを顧問弁護士のほうから聞いております。それで、今まで待ってしまったということなんですけれども。

諸岡 覚委員長

でも、もう待つのは3月いっぱい限界よと。4月に入ったら手続に入るよと、そういう説明だったんですね、今のは。

鈴木市街地整備・公園課長

はい、そうです。

川村幸康委員

だから、確認しておきたいのは、高裁で仮執行になったら、普通は手続してくれやんよというけど、手続ができるんや、手続論でいくと。手続ができて、恐らく最高裁で出た瞬間に強制執行できるんや、極端なこと、今の法的なことと社会通念上の世間的な動きと、ようわかつとんで、私も。ただ、できるんやさ。そうすると、高裁出た時点で、仮執行の権限は出さんと、今言われたみたいに末永・本郷の人らから見るとという見地でいくとな、役所ができる手続論の話は、粛々と進めていくということがないと、今後いろいろなことが起こってきたときでも、ここまで待てたんやったら、もう一遍代執行で向こうとやっとなの、これも待ってくれよという話の世界になるんかなと思うとるもんでな。

だから、仮執行にしる強制執行にしる、手続だけは踏んでいくというやり方をせなあかんとするんや。さっきの答弁やと、それを踏んどらんというふうに思うてきたで、それはやっぱり個人的な情とかそんなの入れるのではなくて、もう仮執行の要件が満たしたら、その場で打つと。

諸岡 覚委員長

本来、待たずにすぐに執行できたものを、行政の自主的な判断によって3月まで、ぎりぎりまで待っていたと。待っていたけれども、もう3月でもう限界だということで4月から執行の手続に入ると。その自主的な判断で待っていた部分に関しては、地域住民に対して、迷惑かけておる部分があるんじゃないかということなので、今後は裁判までいっとる

事案の場合は、裁判の前ならいろいろな判断で待ったりということであってもいいんだろうけれども、裁判まで終わっているんだったら、本来、待つ必要なかったんじゃないかということだと思っんですよ。

#### 竹野兼主委員

今、例えば鈴木課長のほうが言われた、もう一つの裁判がなければ執行しとったん違うの。その理由の中にはそういうものがあるという、社会通念上の部分のところ、だって普通のところでいけば、そういうものって普通には考えられやんのかなと、僕は思うのやけど。

#### 鈴木市街地整備・公園課長

民衆の裁判については、直接は関係ないとは思いますが。ですけども、相手方、やはり私どもとしては自主移転を何とかお願いしていきたいという気持ちの中で、少し待ってしまったんですけども、実際に委員言われるように、裁判まで起こしておいて待つということはなかったのかなというふうな、ちょっと反省をしております。済みません。

#### 川村幸康委員

だから、多分、謝る必要ないんやけど、優しさというのはようわかんやけど、結局、もうそれ以前の問題はそれでもいいんやけど、なってしもうて結果が出たら、その手続とあれに従ってやっていかんと、役所ももたんなど私は思うとるわけや。それが今回、前例になると、これ、役所のパターンでいうと、仮執行出ても打たん、最高裁判例出てももう一遍待つという状況があるわけや、今な。本当なら、もう打てとらなあかんわけやで、これも待つとるんや、今な。3月までというけど、これも待ち過ぎなところあると、これから判例が出てからでも、四日市は法の支配に置かれやんと待つという話は、大きな問題になると思うで、やっぱりもうそれは肅々と法の支配を受けてやっていくということがベースにないとあかんと違うんかなと思うたでな。

#### 諸岡 覚委員長

裁判までして、判決出とるんだから、こちら側も相手側も、裁判の段階でもう腹くくってやつとるわけですから、判決が出たら、それはもう素直に従っていてもよかったんだ



と思うんですよ。ですから、もうこれは終わったことなので、今後は、裁判になる前なら、いろいろな交渉をしながら待つてというのはあっていいんだけど、裁判までやったら、もう裁判の判決に従って粛々とこなしていくほうが、公益にはつながっていくんだらうと思いますので、今後はそういうふうにご気を付けていただきますよう、お願いをしておきます。

ということで、他にございますでしょうか。

川村幸康委員

それはそれでええんやけど、それに伴って、住宅新築資金のほうでも裁判になって、強制、いろいろとやった案件が幾つか、ここ四、五年の間あったと思うんだけど、返済の状況とかさ、それからその後、それが判決のままできちんとなされとるかどうかという報告がないんで、新築資金の貸し付けのところな。その辺のこともきちんとして、一遍、きょうでなくてもいいんで、予算常任委員会ぐらいまでにさ、一遍、どういうことになつとるかという資料をいただけると。

だから、私から何が言いたいかというと、こんな裁判になって、裁判でそれでやれよとなって、今度、例えば払っていなかったり何かしとく場合あるやん、その場合は、市がもう一遍やらんと、それが既判力というか、なっていくんやわと思うとんのさ。そうやで、やっぱり今も委員長言われたように、法の支配を受けて、そこまで行って係争して、結果、役所の判断じゃなくて、行政判断でもなくて、司法判断になったやつは役所がそれを着々とやらんと、もう一遍そこで、さっきの今でも優しさを持つと、今度は向こうに権利が移るといふか、待てたんやでとかいう話。

だから、それと一緒に、裁判で多分、この間も民事裁判か何かでしてさ、裁判所に提訴して、なつとる案件が幾つかあると思うんやわ、出てってくれという話からな。そこを少し役所的に優しさで待つと、だったらもっと待ってってくれという話で、いつまでも終わらん、エンドレスな問題で、そこら、多分市営住宅関係も多いと思うでな。

それから、もう一つ、私は言うのとくと、この間、石塚とかあの辺、個人的な経済的にもしんどくて、えらくてあそこに住んどるといふのわかるんやけど、不法建築を認めとる状態あるわけや。今、条例違反でな。そこをやっぱりきちんとして役所は今の優しさもわかるけれども、していかなと、今度はもうずっと永代のときに今の判断や、末永・本郷で400人の人はそれなりに合意を取りつけてやったけど、1人の人でこうとかいう話とよく似たと

ころ出てくるでな。

だから、やっぱり市営住宅、個人のものであるし権利でもあるけれども、公のものである中で、適正に管理するんが市役所の仕事とすると、そこは少しえらい話かわからんけれども、優しさも少しは持たってほしいで、個人的には思いつつも、余りひどい状態やと、やっぱりやるべきやし、ここ四、五年はやってきとるでな、裁判で、今までやったことなかったん、全部やっていますやん。そうすると、どうかじ切ったかという、今度はある意味、情は捨てたというところもないと、訴えたやつに対しては。そこをきちんとやっていかんと、今、末永・本郷みたいなことと一緒にようなことが起こると、今度は最高裁まで行ったって、もうちょっと待ってなという話になるとも、役所が違反しとることになるんで。そこを少し考えてほしい。

一遍、市営住宅の予算常任委員会までにして、もし議論できたらしたいなと思うと、資料出して。

諸岡 党委員長

資料、出せますか。

沢田市営住宅課長

資料はきちんとつくって提出をさせていただきます。

諸岡 党委員長

他にございますでしょうか。

よろしいですか。

伊藤嗣也委員

会派のほうから何点かあるのはよろしいですか、今。もっと後のほうがいい。いいですか。

諸岡 党委員長

どうぞ。

伊藤嗣也委員

済みません。まず12ページの近鉄川原町駅付近立体交差の事業の3番の金額と、この2月補正予算参考資料の15ページの数字が全く違うんですけど。12ページと、この薄いほうの15ページ。2月補正予算参考資料の15ページと、この予算常任委員会資料の12ページ、要は川原町の今の駅の。

諸岡 覚委員長

資料、わかりますか。資料、大丈夫ですか。

続けてください。

伊藤嗣也委員

済みません、それが1点と。それから……。

諸岡 覚委員長

もう一回、ごめんなさい、その違うというところだけ、もう一回明確に。

伊藤嗣也委員

金額、補正予算額の金額が違う、内訳も含めて。交付税措置がされているのかとか、15か月予算が絡んだのかとか、そういうのも含めまして、参考資料のほうと違うという点が1点と。

それから、きのうもちょっと伺って、申しわけないんですが、国道477号のバイパスの関係の図面があれば、いただきたいというのが1点。

それから、済みません、9ページの震災対策、農水の施設、明治池ほか40か所ですね。これの抽出方法はどうやったのかと。あと総数、伺いたいと。池の総数。危険度が高いという理由で選ばれたのかどうか。その辺の理由ですね。

それから、済みません、8ページですが、社会資本整備の通学路の関係ですが、なぜここが選ばれたのかとか、優先順位はどうだとか、内容がどうだとかいうのはどうやって決めたのか。その辺をお聞かせいただきたいのと、済みません……。

諸岡 覚委員長

まだ大分ありますか。

伊藤嗣也委員

もうあと二つですけど。

諸岡 覚委員長

ちょっと一旦、ここで。数多いとわからない。

伊藤嗣也委員

済みませんです、本当に、済みません。

諸岡 覚委員長

では、お願いします。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の鈴木です。

私のほうから連立事業、そしていろいろな、国道477号についてご回答させていただきます。

まず、連立事業なんですけれども、12ページのほうは平成24年度当初から経済対策を含めた全体の補正の額となっております。そして、15ページのほうなんですけれども、こちらのほうは経済対策だけを載せさせていただいております。それで当初、予算承認いただいた額から一旦減額が入っております。平成24年度分、当初分として。それから補正分として1億1250万円の増額補正を、経済対策の補正をいただいたもので、ちょっと資料が経済対策のみの資料と全体の資料と二通りつくらせていただいておりますもんで、ちょっと金額が異なってきます。

それと、国道477号と市道堀木1号の入ったような形の図面を用意させていただきますので、またよろしく申し上げます。

以上です。

諸岡 覚委員長

次に、はい、どうぞ、お願いします。

稲垣河川排水課長

河川排水課、稲垣です。

先ほどの9ページの震災対策農業水利施設整備事業についてお答えをさせていただきます。

ため池については、市内に77池ございまして、そのうち、この対策事業でもって対象となりますのが、かんがい受益面積が2ha以上という池について抽出をさせていただきました。そちらが41池あるということでございます。

以上でございます。

石田道路整備課長

道路整備課、石田です。

私のほうから、8ページ、通学路の関係の社会資本整備総合交付金の関係についてお答えさせていただきます。

この路線をどのように抽出したかということでございますけれども、まず、この通学路関係で5000万円上げさせていただいておりますけれども、まず緊急合同点検、それから抽出したもの、それ以外のものということで上げさせていただいておりますけれども、緊急合同点検の部分につきましては、まずきのうも説明させていただきましたけれども、これは教育委員会のほうが主催になって、各小学校区に危険箇所の抽出をしていただいた中から上がってきたものなんですけれども、その中でこれを交付金として申請する際にも、教育委員会のほうと協議をさせていただきまして、まず確実に平成25年度中にできるもの、それと県との上げ方につきまして、一定のそういった、すぐ、例えば外側線を塗り直すとか横断歩道を塗り直すとか、そういう軽微なものではなくて、一定の金額以上のものが他市でも上がってきとるよということで、私ども、100万円以上の事業費になるものについて、また教育委員会のほうと中身を詰めさせていただいて決めさせていただきました。

それと、点検以外の部分につきましては、過去よりそういった通学路の関係とかそういった部分で、地区の土木要望を通じまして要望をいただいていた箇所がたくさんございます。その中には、私ども、先にこういった交付金を待たずに前から私ども、人にやさしいとかそういった事業で、通学児童も含めた人、自転車の安全対策をしていたところござ

います。そういった部分につきましても、今回、その中から継続してやっている部分ということで、確実に平成25年度もできるところというところで、この11路線を上げさせていただいたところでございます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

では、続けて。

伊藤嗣也委員

済みません。あと、5ページですけど、橋梁なんですけど、ほかにもあったら、教えてくださいということです。

それから、4番ですが、4ページですが、済みません、なぜここが選ばれたのか、理由、場所選択の基準があったら教えてくださいと、以上でございます。

諸岡 覚委員長

2点、お願いします。

石田道路整備課長

まず橋梁でございますけれども、先ほども言いました、このほかにもということでございますけれども、まず、耐震を進めていく前には、その調査なり、その対応方法の詳細設計まででき上がっていないといけないと。一番大事なのは平成25年度中に確実に対応できることというところで、もう既に詳細設計が終わっていて、工事のほうが速やかにかかれるところというところで、この箇所につきまして選定をさせていただいております。

これにつきましては、もとのからの交付金として、橋梁整備、もう進めてきたところでございますもんで、そういった準備の途中で、この補正としてすぐにかかれるところからの継続的な部分でございますけれども、ここを上げさせていただいております。

それと、4ページの舗装関係でございますけれども、これ、新たに、先ほど三平委員のご質問の中で、初めてこういった維持管理の部分で交付金が充当できると。ただ、その充

当できる部分につきましても、館理事のほうから説明させていただきましたけれども、その採択要件がございました。その中では、写真で見ていただくと、あさけが丘中央通り線のところでよくわかるように、クラックといいますか、ひび割れが舗装に、もう既に入っております。それと、黄色と白の線の間が、もうパッチが当たったような形で既に補修されておると。まず、こういった現況の道路の舗装のひび割れ率、これにつきましても40%以上と、舗装の面積の中で40%以上の面積に何らかのクラックとか、そういったひび割れが入っている部分、それと中村垂坂線ほか1線のほうで、白線のちょっと右側にはへこんだような形で写真写っておりますけれども、こういったものをわだち掘れといいますけれども、このわだち掘れが40mm以上、そういった部分のそこまで、もうひどくなっている部分でないと交付金の対象にできないよというのが採択基準でありました。

そういったところから、私ども、確実に採択を受けていけるところ、路面性状調査をその前にしなければならぬんですけれども、路面性状調査というのは、先ほど言いましたひび割れ率、それからわだち掘れの量とか平坦性をはかるための調査でございますけれども、その今言いました40%のひび割れ率、それからわだち掘れが40mm以上ある箇所でない交付金の対象にはなりませんよというところから、そういった確実に出る部分のところにつきまして計上をさせていただいていたところでございます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他に。

川村幸康委員

今、嗣也さんの聞いってわからんようになってたんはさ、こっちの12ページのほうの川原町の連続立体なんかやと、最初のこの補正予算のところは、この補正だけを書いたということなんやわな。こっちは全体ということ。こっちの参考資料のほうは。

(「12ページのほうは全体」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

ということによろしいですか。

川村幸康委員

15ページのほう、あるやろう。そうすると、隣のやつなんかの公園緑地やとどうなるのか。それから、もう一つ違うとるのが、あれも違うとるのやわな、市営住宅も。どういう資料の、あとは一緒なんや、3か所だけな。

諸岡 覚委員長

全部同じような考え方でよろしいんですか。

川村幸康委員

でも、ちょっと、それでもつじつま合わんのや。

諸岡 覚委員長

ちょっとわかりやすく資料のご説明をお願いします。

館都市整備部理事

財政経営部のほうが出しました、この経済対策、こちらのほうですね。これは経済対策に特化した部分の資料ということで、上げさせていただいております。したがって、既存事業、平成24年度事業が一部現状として減額になっとなる分が、ここには含まれておりません。経済対策で上げた分だけということで、経済対策に特化したものとなっております。私どものほうの委員会資料のほうにつきましては、それに今回、例えば先ほどの川原町でありますと、当初予算から事業が減額になった部分がございまして、それを加味した数字をここに書いております。そこで、ちょっと数字が変わってきているというところで。これも一緒に……。

諸岡 覚委員長

都市整備部がつくった資料のほうで、全体のことを把握して。



館都市整備部理事

把握して、そうです。

諸岡 覚委員長

この委員会においては、財政経営部がつくった資料というのは、そんなに見る必要はないというイメージ。

館都市整備部理事

というか、経済対策のみを見る場合はそっちを。

諸岡 覚委員長

参考資料程度ですね。

館都市整備部理事

そういうふうになってしまいましたので、済みません。

諸岡 覚委員長

都市整備部のつくった資料が全体を見ているという。

館都市整備部理事

申しわけございません、それがちょっと混乱……。

川村幸康委員

でもな、その認可区域とか整備区域箇所の地図は変わらんわけや。金額は変わっても。

それから、市営住宅のほうやと400万円ばかり、この、市営住宅じゃない、もう一個のほうや。公園のほうは2200万円のマイナスが書いてあって、こっちにはこれがあれで、それは入れてなかったということでええの。財政経営部のほうは。これも入ったんやろう、本当は。初めから。

鈴木市街地整備・公園課長

済みません、市街地整備・公園課、鈴木です。

財政経営部のつくった経済対策につきましては、これ、それのみの1億円になっております。国費で5000万円なんですけれども。委員会資料のほうは、これ、2200万円の……。

川村幸康委員

違うやろう。

鈴木市街地整備・公園課長

違います、済みません。

川村幸康委員

だから、数字がさ、どういう考え方でこうなって。

鈴木市街地整備・公園課長

当初から、これ、実際にちょっと細かい話させてもらっていいですかね。

諸岡 覚委員長

ちょっと答え、整理してください。

休憩入れて、45分再開します。

11 : 35 休憩

11 : 44 再開

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので、再開いたします。

先ほどの川村委員の質問からでございます。

答弁からお願いいたします。簡潔にお願いします。

鈴木市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の鈴木です。

先ほどは済みませんでした。公園事業につきましては、用地費と整備費で補助率が異なっております。用地費を整備費に巻きかえたために、差が生じてきました。国費を変えずに一般財源と起債を減額しておりますので、こういった数字になります。

川村幸康委員

はい、わかりました。

諸岡 覚委員長

よろしいでしょうか。

では、他にございますでしょうか。

加藤清助副委員長

私は、最初の予算委員会、資料の写真についている17ページと18ページのちょっと理解の仕方についてお尋ねするんですが、これ、台風17号によるやつで、四つの河川のところの復旧のあれですが、11月に補正で4000万円つけられて、それは、そのときは市の単独事業ということで想定していたのが、次のページにあるように、国の災害補助事業で採択されてということやられるということなんですけど、予算の総括表でいくと、11月の補正が4000万円で、今回の補正の7号が1320万円という数字の記載になっていて、それで、17ページには市単独の減額で4000万円をゼロにするということになりますよね。18ページにいくと、四つの事業が具体的に書いてあって、補正予算が2679万円ということで、国庫の補助があるもんで、その差が1300万円ぐらいということになると思うんですけど、すると、11月のとき、市の単独事業でやろうとした事業費4000万円が、今度、国の補助事業になると事業費が2600万円となるのが、よくわからなかったもんで。

諸岡 覚委員長

その説明をお願いします。

稲垣河川排水課長

河川排水課、稲垣です。

先ほどの、単独のときに4000万円であったものが、今回、補正の中で補助に変わったことによって2680万円ほどになったというところの差異についてということなのですが、まず11月補正予算4000万円で計上させていただいたときには、申しわけございませんが災害があった後、まずは補正に上げたいということで概算で4000万円を上げさせていただいております。

その中で、国の災害復旧の補助を受けるに当たっては、きちんと設計書を組んで、内容、いわゆる精査の前提で組みなさいと。

諸岡 覚委員長

要するに、ざくっと4000万円組んどったけど、綿密にやったら2800万円やったと、そういうことですね。

稲垣河川排水課長

申しわけございません、そういうことになります。

加藤清助副委員長

それだけのこと。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

ちょっと聞かせてほしい。この災害復旧のそれはそれでええとしてもさ、この間の内部川で言うところのたみたいにさ、護岸と堤防の差でいくと、ここの表現は護岸になっとるやろう。護岸というのと堤防との、ここの境目の、どの辺で。

諸岡 覚委員長

護岸と堤防の。

川村幸康委員

要は、護岸というのは、これ、田んぼがあるのやけど、両方、川挟まれてとるもんで、これ、護岸やで、壊れたら、それあれやろ。

この間も堤防でな、取水の井堰やけど、堤防壊れたんやったら、河川やけど、農業施設の護岸やもんで、護岸が壊れたという話なんやわな。だから、この間の議論重なるところあんのやけどな、だから俺が言うた、この間も。護岸が壊れたって農業施設って考えると、これから、至るところで川なんか、これ、要は田んぼがあるんで護岸しとるという話の世界なんか、普通に素堀りの川ならええんかという話やろう。護岸の用語の使い方と堤防というやつの使い方が、あんまりようわからんのやわ。そこら辺の内部川の受益者負担金が発生した井堰は護岸ですって、あくまで言うとしたでさ。

諸岡 覚委員長

護岸と堤防の差についてご説明ください。

稲垣河川排水課長

今、護岸と堤防の違いについてというお話あったんですが、前回、その横井井堰の護岸については、あくまでも井堰に付随する取り付け護岸という意味合いでございます。ですので、井堰の近辺、たしか上流10m、下流15mについての低水護岸については取り付け護岸としてその占用物件の一体物とみなすというところで、その占用物件の管理者が、今、持っとる施設という理解ですね。今回、いわゆる一般の河川で堤防と護岸という話なんです、堤防というのは、いわゆる停滞、水をとめるための盛り土をした部分、こちらを堤防と言います。その川側の水の浸食を防ぐために、何らかの、今回ですとブロックを張ってあるわけですが、その部分を護岸ということになりますので、一般に川の護岸といいますと、川の水の流れる側につくられとる構造物、これを護岸という中で、この前の農業施設については、その一部分、井堰の上下流一部分については取り付け護岸という意味合いというご理解でいただければと思います。

川村幸康委員

取り付け護岸と、川の水がつかんための護岸とは違うという考え方やというお話でええの、そうすると、例えば落差があって取水せなあかんとこの横の護岸やら、そこの井堰と

というのは、農業施設のような施設なら、それはそこも受益者負担なのか、そういうこと。

#### 稲垣河川排水課長

今の、多分取水堰のお話もありましたけれども、要は堰そのものはこれ、農業施設ですので、それに付随して必要な、今の取り付け護岸も同じ意味なんですね。護岸を、井堰をつくるために、その周辺で水の流れが変わる可能性がある部分の護岸という意味合いで、一体的な管理をしていかなければならないという。ですので、そこについてもそこで必要な、いわゆる床どめをしなければならぬところがあれば、それはその一体構造とする。ただ、その先で、どこまでかというところが、今の議論になっとるかなと思うんですが、護岸としては基本的に構造体としては同じものだと思うんですね。ただ、その井堰をするために、上下流について井堰の関係する護岸というところで、取り付け護岸という意味合いがあるというご理解をいただければと思います。

#### 川村幸康委員

もう一つでいいんですけれども、多分、落差を設けて、くみ上げるポンプなんか入れて上げとる取水口もあるんやわ。そうすると、そのの上は全部農業用施設関連の施設と今まで見とるところもあったり、それからもう川と見とるところもあるのは、今までにも過去に何個かあったと思うとるもんで、見解の相違でな。だから、たまたまこの間は堤防と水の流れの堰きとめるような堰の護岸があったもんで、取り付け護岸という言葉を出しとるけど、自然にS字蛇行しとるところで別にとれるような堰もあるわけやん、極端なこと言うとな。そんな取り付け護岸設けるような堰もあるわけやろう。そのときのこっちの堰が壊れたやつは、取り付け護岸じゃなくて河川で直すわけやんか。そういう意味からいくとな、今後検討課題として残るのは、取水しても河川上、何の問題もないということは認めて、そういう構造物をつくつとるということていくと、やっぱりそれは一つの農業施設やけれども、別にそれが河川壊しとるわけじゃなくて、大雨のとき、今回もそうやさ、台風17号により壊れた護岸を直すのは災害復旧になるわけやろう、河川として見てな。そうすると、四日市市にそういうものの考え方が少しないと、今まではそれが正しいと見とったけど、今後はさ、ゲリラ豪雨が降って、思いもかけん、壊れやんやろうと思うとるやつまで壊れていくんやろう、ここの護岸でも、そうやろう。

そうすると、それがさ、災害復旧に農業やから当たらんというのは、少し考え方を見直

すべきやと思うんで、一遍河川排水課の中でさ、護岸に対する考え方を見直すべきやと私は思うとるもんで、何かの基準か何かを勉強してきてさ、一つのもんをつくったってほしいなと思うて。それはやっぱり農水振興課と協議をしてほしいと思うし、今まで井戸水が20%とか30%の補助率だったりさ、井戸水でも。それから、井戸の目詰まりしたら15%とか10%って、そのときの裁量やら金額によって決めとったんやけど、これが、今、一律1割にしてもうたり、2割か、農業の補助率。四日市ではそういうパーセンテージ決めたんや、固定をな。やけど、それに付随して、この河川のほうの天災というか自然の気候が少し激しい降り方をすることを考慮に入れて、今までの考え方でええんかどうかも含めてさ、河川排水課と農水振興課で協議をしていただくことを要望して終わります。

諸岡 覚委員長

この課題につきましては、前回の所管事務調査の際にも議論をさせていただきました。その際にも申し上げましたけれども、河川からの見方と農業を守っていくという見方というのは、どうしてもそこに大きな壁があって、互いの利害が交錯する部分があると。本来、この部分については、本質論でいうならば、河川排水課が管理するというよりも農水振興課のほう为抓手と守っていくべきものではないかと、そういった議論も所管事務調査の際にございました。そういうことを今後も引き続き、農水振興課のほうと検討していただきながら、場合によっては、これは、当委員会から言うことではないのかもわからないけれども、部署の編成とか、そういったことも含めて、部長理事筆頭に、農水振興課のほうと調整していただきながら検討を進めていっていただいで、農業というのは四日市にとって非常に重要な産業の一つでもありますので、そこを育てていくという観点も持っていただいで、検討を重ねていってくださいということをお願いしておきます。

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしの声をいただきましたので、質疑を終結いたします。

確認いたします。討論ございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認め、採決に移ります。議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、第2条繰越明許費(関係部分)、議案第30号平成24年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第31号平成24年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)、議案第36号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第8号)、第1条歳入歳出予算の補正、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第8項住宅費、第2条繰越明許費の補正について、一括採決をいたします。

本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、本件は可決と決しました。

[以上の経過により、議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、第13款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費、第2条繰越明許費(関係部分)、議案第30号 平成24年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第31号 平成24年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)、議案第36号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第8号)、第1条歳入歳出予算の補正、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第8項住宅費、第2条繰越明許費の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

確認いたします。全体会に送るべき事項、ございますか。



(なし)

諸岡 覚委員長

なしと認めます。

これをもちまして、都市整備部関連の審査全て終了いたします。お疲れさまでございました。

再開1時といたします。1時からは環境部でございます。

11:57休憩

13:00再開

諸岡 覚委員長

定刻になりましたので、再開いたします。

田中環境部長

追加資料の説明、なるべく簡潔に行いたいと思っております。ご審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

諸岡 覚委員長

ありがとうございます。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費(関係部分)

第2項 清掃費

第2条 債務負担行為(関係部分)

諸岡 覚委員長

では、ご説明をお願いします。

先ほど部長からもありましたように、前回説明部分は割愛をしていただきまして、補足の部分だけをお願いいたします。

市川次長兼環境保全課長

それでは、平成25年2月定例月議会、予算常任委員会都市・環境分科会の資料、これをもとで説明をさせていただきます。

まず1枚、2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

ICE TTのあり方検討事業についてでございます。

市の関与についてでございますが、ICE TT、国際環境技術移転センターでございますが、平成23年度から公益財団法人に移行いたしました。設立当初から法人化を、独立した法人格を有する財団として自主的な運営を行ってきております。

また、四日市及び三重県は、その設立に係って基本財産について拠出することと、あと理事長を知事、副理事長を市長が務めております。また、それぞれ職員をICE TTへ派遣しております。また、事業を委託するなど、さまざまなかかわりを有しております。

それから、ICE TTを取り巻く状況の変化に伴いまして、今後の方向性について検討を行う必要性が、現在出てきているところでございまして、ICE TTの方向については最終的にICE TTの評議会で決定されるということになりますが、前述のとおり、県、市においてもICE TTのさまざまなかかわりがございますので、今後、県及び市としてICE TTに対する対応方針を検討することが必要であるということから、今回、予算を提示させていただきました。

なお、県及び市が独自にICE TTの方向性について検討を加えるものでございまして、このために必要な経費を折半して予算計上するというものでございまして、地方自治法とか地方財政法等に抵触するものではありません。

なお、2ページのほうで、簡単にちょっとICE TTについてございます、簡単に説明させていただきます。

沿革につきましては、平成2年の3月に三重県知事で認可財団になりました。その年の12月、通商産業大臣の認可財団となりました。そうしまして、平成23年の4月、公益財団法人国際環境技術移転研究センターということに変わりました。現在至っております。

なお、出捐金につきましては、四日市が15億円、三重県が15億円、産業界から32億7000万円のトータル62億7000万円の出捐金を出しております。

主な事業といたしましては、環境保全に関する研修、調査、交流事業、情報提供の事業でございます。

組織としましては、以下、2ページの下と3ページに上げてありますので、また後日ごらんいただければと思います。

4ページをお願いいたします。前回、資料の請求がございましたPM2.5の状況でございます。

まず、PM2.5というのは申し述べるまでもございませぬが、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の物質ということでございまして、その生成は自動車の排気ガスとか工場のばい煙等の発生源から直接排出されるもの、あるいは大気中の有機化合物とか窒素酸化物のガス成分が光化学反応によって生成されたものということで、かなりやっぱり粒径が小さいもので、肺の奥まで入り込みやすいということで、健康被害が懸念されておるといふものでございます。

日本の環境基準でございますが、1年の平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることということでございます。

なお、その環境基準の達成状況につきまして、1年平均ではそのままでございますが、1日平均値については、1日平均値の低いほうから98%の値、その値をもって環境基準を達成したかどうかというのを評価いたします。

市内におきましては、納屋測定局、それから北消防署におきまして、納屋は平成22年度から、北消防署は平成23年度から測定いたしております。平成25年度の予算要求では四日市商業高校のほうに設置したいということで予算要求いたしたものでございます。

測定結果につきましては、納屋につきましては平成22、23年度が1年平均値、それから1日平均値、どちらも同環境基準を達成いたしておりません。北消防署についても同じでございます。

なお、このデータにつきましては、三重県が県内の環境の測定値をやっておりますので、そちらのほうに速報を掲載してございまして、私どものホームページ、「かんきょう四日市」から上記へアクセスできるようにリンクを張ってございます。

1枚めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

昨年度の11月定例会議会のときにお話しさせていただきました、例の大気汚染の常時監

視測定機器の損害賠償請求の経過について、ちょっと説明を、報告をさせていただきます。

概要でございますが、昨年、平成24年4月27日付で、下にございます請求対象3社とございますが、東亜DKK、堀場製作所、紀本電子工業、この3社に対しての訴え方、相手方としまして、津地方裁判所四日市支部へ訴状を提出いたしました。

これまでに平成24年6月19日から平成25年2月6日までに5回の法廷を行っております。1回目が口頭弁論で、2回目以降はおのこの主張を述べておるところでございます。本市の主張としましては、談合中の契約金額と談合後の契約金額の差額による損害を賠償せよというものでございまして、被告のほうは談合中においても、談合をせず競争した契約が存在するもので、その競争した契約との最高額との差額の損害ということで、向こうは主張いたしております。

本事案、全国的にも同様の訴訟が行われておりまして、一番最初に訴訟を行いました神奈川県、平成23年3月1日に提訴したんですが、これもまだ係争中でございます。その他、近いところでは三重県、名古屋も係争中でございます。なお、枚方市におきましては、平成23年の12月13日提訴して、平成24年9月26日に和解ということでございます。

それから、6ページをお願いいたします。

四日市公害関係資料調査及び整理事業ということで、緊急雇用創出事業で5名を急遽雇って、そのうちの内訳ということを、今回、提出させていただきました。

作業の中身でございますが、四日市公害に関する資料が、どこにどれだけ保管されておるか、そういうのを把握するために、個々の資料に仮の番号を付与いたしまして、その写真、証拠の記録の写真とか資料の内容をリスト化するというものでございます。さらに、このリスト化したもので、私どもがこれは必要だなということで判断し、かつ相手方のほうから市のほうへの移管の了解が得られたものについては、平成26年度に収集・保管したいということで考えております。

そのおのこの緊急雇用で雇った職員の主な作業工程は以下のとおりでございまして、資料の撮影、データ入力等で、専門的知識をなかってもできるものについては新規の就業者、それから、資料の所有者との折衝とか、専門性を有した判断を必要するものについては、資料調査についての専門知識を有する調査員と市の職員が行うということでございます。その割り振りについては、以下のところで示してありますので、またごらんください。

資料の形態等につきましては、文書、それから書籍、写真、映像、マイクロフィルム、実物資料等でございます。その一部、参考までに7ページのほうに文書資料ということで、

このような形ということで参考ということで挙げさせていただきました。

ちょっと早くて申しわけございません、環境保全課のほうからは以上でございます。

諸岡 覚委員長

お願いします。

須藤次長兼生活環境課長

生活環境課、須藤でございます。

8ページからは生活環境課の部分でございます。

まず、5番、もやさないごみの収集業務委託の推移ということでのご請求がございました。平成22年度から開始してございまして、合特法に基づく代替事業ということで実施してございます。平成22年度につきましては、記載のとおり、2台ということで、期間も1カ月ほどの実施から始まってございます。平成23年度につきましては、延べ5台を開始してございますが、新たに新規の分については、若干4月の中旬から業務委託を開始しとるということでございます。

平成24年度につきましては、最初の7台ということで実施してございますが、新たにふえた2台分につきましては、4月の中旬頃からの委託という形でスタートしてございます。平成25年度の予算案につきましては、最初の7台分につきましては、4月1日から3月、年度末までのフルの1年間を委託していくということで、おのおの予算を計上させていただいておるところでございます。

続きまして、9ページ、10ページでございますが、資源集団回収事業についての資料のほうをご請求いただきました。改めて、少し経過等も再整理させていただいておるところでございます。資源集団回収につきましては、一昨年決算のほうでご指摘をいただいた点がございました。そのことにつきましても触れて、少し説明させていただきたいと思えます。

資源再生物の経緯ということでございますが、以前は廃品回収事業という形で民間の収集事業者さんが行ってございました。昭和49年に、今、市とそういう再生共同組合さんが共同で収集をしようというような取り組みが始まっておるところでございます。しかしながら、資源再生組合さんのほうの事業もなかなかうまくいかないということから、平成5年から生活環境公社へ再生ごみの収集委託を市のほうで行ってございます。そのときに、

翌年、平成6年からは、廃品回収という流れを受けて、集団回収の補助金の制度を開始してございます。その後、回収の補助金の単価等も少し見直しがなされた中で、現在に至るとというのが資源の再生の経緯でございます。

2番のところ、平成23年度の状況でございます。まず、この制度の目的として、ごみの減量、それから資源の有効利用という大きな私どもの目的が一つございます。それから、二つ目には地域社会づくりに資するということで、地域の各種団体さんが集団回収していただくということでコミュニティの醸成をされると。あるいは、それに補助金を、交付金を交付させていただいて、地域活動の原資にさせていただくというようなことを目的に掲げておるものでございまして、現在の登録団体数としては266団体、子供会さん、自治会さん、PTAさんなどが実施していただいております。

回収の実績でございますが、下のほうに少し表ございますが、古紙類、大体推定で1万4000tぐらい出てくるのかなというふうにしてございますが、行政回収としては約4500t、集団回収だとかエコステーションというのを2カ所開設してございますが、それで5000tぐらい、近年はその他の回収ということで、民間の拠点回収というような、民間の回収ボックスなんかが増えてきてございます。そのようなものが4500tぐらいあるのかなというふうな推定をしているところでございます。

右側のほうの表1、2は過去からの回収量とか補助金とか団体数の経緯をグラフで示させていただきます。近年、ここ四、五年は回収量が減ってきて、補助金の交付なんか減ってきておるといような状況でございます。

3番目に、課題というふうに整理させていただきます。これは先ほど申しました一昨年の決算の折に、各団体の売却単価に差があるということでご指摘をいただいております。ごらんになっていただけますように、各種団体から問屋等へ売却する単価が、新聞紙でいくとマイナス2円から8円というような、逆有償的になるというような団体もございました。これにつきましては、ご指摘いただいて、いろいろ調査もしてみたところ、やはり資源回収の形態、要は問屋へ引き渡すときのまとめて持ち込むか、回収に来ていただくとか、あるいは資源物の品質の差、例えば雑誌でいいですとビニールなんかが含まれておる雑誌だとか、そういうものは改修業者のほうを選別するというような手間がかかってくるということで、引き取り単価がどうしても安くなってしまいうようなことがございまして、それにつきましては、私のほう、卸問屋の紹介なんかもして、できるだけ高くとっていただくというようなことの紹介もしてございますが、やはりそれはやむを得な

い差に出てくるということで、各種団体さんのそういう努力の成果が売却単価にあらわれるという部分についてはやむを得ないのかなということで、昨年の予算の審議のほうでもご説明させていただいたとおりでございます。

10ページのほうでございますが、もう一つの課題として、回収形態の多様化ということがございます。ここに から での回収形態、現在行われておるような回収形態を記載させていただいておりますが、当初は会員さんが各家庭を個別に回り、回収するという廃品回収の流れで、この制度もスタートしておるところでございますが、各家庭の方が集会所なんかで自分の資源物を持ち寄るといような形も、中にはございます。それから、ごみ集積所を利用して、行政回収とは別に資源を持ち寄るといような形態もございます。ただ、近年じゃふえてきておるのが、 にございますように、ごみ集積所を使って行政回収と同じような形で集団回収がされるといようなケースも出てきておる。あるいは に記載ございますように、各家庭の玄関口に排出して、自治会が契約された事業者さんが個別に回収するといような集団回収といような形態もございます。

したがいまして、このような会員さんの労力等の差によって、現在は一律に奨励金を交付しておるところではございますが、その辺については見直しをしていく必要があるといふふうに考えてございまして のところでございますが、今後の対応といたしまして、もう少し各種団体のヒアリング調査とかアンケート調査なんかでした上で、その辺の公平性の観点から交付金の額等についても見直しを図ってまいりたいといふふうに考えてございます。

いずれにしても、この集団回収の制度、地域のコミュニティーの醸成ということにつきましては、必要な仕組みといふふうに考えてございまして、そのような中での改善を務めていきたいといふところでございます。

それから、11ページからは廃棄物対策室長のほうからご説明申し上げます。

田中廃棄物対策室長

次、廃棄物処理センターの廃止についてでございます。こちらのほうは、先回の議会のほうで処理センターの関係でいろいろいただきましたので、それについて5点いただきましたので、それについてをまとめてさせていただきました。

まず1点目ですが、廃棄物処理センター事業の休止について、十分な地元説明はなされているのかといようなご質問がございました。こちらにまとめさせていただきましたが、

こちらにつきましては、三重県環境保全事業団のほう为主体となりまして、学識とか、それから地域の各自治会長様、16名ほどが入っていただいて、あと、県市も含めた安全管理委員会というのを起こっております。その中で、平成22年3月29日、それから平成22年12月21日、平成23年7月21日と、その中で3回説明をなされておるところでございます、最後の平成23年7月21日に関しましては、もう既に事業が終わっていたということで、施設の終了したということの確認も、自治会長にいただいたというところでございます。

それから、最後に、次、また解体という話が出てまいりますけれども、再度、この安全管理委員会を開催して、改めて報告したいというようなことで説明がなされておるところでございます。

続きまして、廃棄物処理センターの解体についてということもご説明いただきました。こちらにつきましてはでございますけれども、廃棄物処理センターは、この三重県廃棄物処理センター運営協議会のほうで解体の承認ということがございました。今後でございますけれども、来年度に廃止手続というのを、まず行います。その上で、環境保全事業団ですが、解体の費用は環境保全事業団が持つということになってございますので、資金調達をまず行っていただき、その上で解体について改めて理事会のレベルで承認を得た後に解体を実施するということになります。

この解体についてもお質問いただきましたけれども、こちらの解体作業につきましては、ダイオキシン類の対策特別措置法とか労働安全衛生規則等のさまざまな数十に及ぶ法令がございます。その中で事前調査とか労働基準監督署への届け出とか、敷地周辺をちゃんと囲いなさい、それから施工中の環境モニタリングというのをしながら、安全を配慮していくというようなことになっております。

それから、あと、補足になりますけれども、事業団のほうは横で埋立処分場というのをやっておりますので、そちらへ全部持っていけるのかというような懸念もあるかと思いますが、ばいじんとか燃え殻、それから炉のほうの躯体の施設につきましては、特別管理産業廃棄物となってまいります。そちらについては、今の新小山ではちょっと処分することができませんので、市外のそういった許可を持ったところで搬出するというようなことになってまいります。

それから、12ページのほうへ移っていただきまして、3点目、廃棄物処理センター事業の総括というようなことでお話をいただきました。こちらで、まず1点目ですが、廃棄物処理センターにおける四日市の支出額、1枚めくっていただきまして、13、14ページの上



のほうに、過去平成14年度から平成23年度に至るまでの四日市市の支出の状況、それから処理した灰の総量というようなこと、それから、私どもが途中から初めていった現在のセメント等の民間委託の単価等を列記してございます。見ていただきますと、過去の振り返りになるのかもしれませんが、平成14年度当初は2万1000円の単価で請け負ったところが、平成17年度に値上げというような話がございまして、それから平成19年度に再値上げ、及び燃料サーチャージというようなことがございました。ちょうどそのころ、議会から何度もご意見をいただいた次第でございますけれども、そこから私どものほうで民間の広域委託も検討が始まっていった、十分に単価的にも見てのとおりでございますけれども、事業団より安くできるというような十分なめどが立ったということ、それから業者がちょうど平成19年度ぐらいからですけれども、それぞれ広域の委託を開始始めたというようなことで、十分な受け皿もできたというようなことで、この事業団をとめて、平成23年度からここに参画していた各市町は民間委託を開始したというようなことで、コスト的には事業団より安くなったなというようなところでございます。

続きまして、また戻っていただきまして、申しわけございません、11、12ページでございますけれども、一つの効果ということでございますが、一つは焼却灰についての溶融するというようなことで、ダイオキシンを完全に除去できたというのが一つでございます。それから、この焼却灰についても、路盤材とか、そういった亜鉛などの金属回収というようなことを行いまして、全量がリサイクルされたというようなことで資源化の促進ということと、それから埋立処分場の延命化につながったのではないかと思います。

それから、もう一つですが、こういった事業費がどんどん民間の場合、上がっていくと、そういったいろいろなリスクが伴ってまいります。そうした中で、一方で、溶融技術がどんどん進んできて、コストもどんどん下がったというようなこともございまして、新総合ごみ処理施設の検討の中では、焼却灰を溶融しリサイクルする方式を採用ということで、ごみ処理を自己完結という形で整理したというところでございます。

次に、4点目でございますが、廃棄物処理センターの決算についてと、それをあきらかにというようなお話がございました。

また、申しわけございません、13、14ページのほうへ移っていただきますと、2点目のほうで、事業団の平成11年度から平成23年度までの、それぞれの売上高等、それから損益等をまとめてございます。そうした中で、この決算書の内容の一番右側のほうを見ていただければと思うんですが、廃棄物処理センター全体としてでございますが、市町がそれぞ

れ追加負担というような形で値上げには応じてはきたものの、最終的には廃棄物処理センターで68億円の損失というような形となりまして、それを三重県の補助金で20億円、それから事業団そのものが47億6400万円というような形で処理するというような形になったというところでございます。

それで、また、済みません、11、12ページのほうに戻っていただきたいんですけども、そういった中で支出の累計額、四日市の焼却灰処理単価は4万5000円ほどというようなこと、それから平成23年度の民間委託処理実績単価は約3万9000円程度というようなことで、最終的には6000円程度の開きが生じたのかなというようなところでございます。

それから、5点目でございますけれども、三田処分場に関する四日市港管理組合と、それから三重県環境保全事業団との協定についての質問をいただきました。その中で、こちらのほうに、三田処分場に関する四日市港管理組合と、環境保全事業団との協定のほう、抜粋させていただきました。この中で、文面の一番下のほうでございますが、第2条第4項に掲げる、いわゆる課題と認められる収益についてでございますけれども、事業期間が終了したとしても、5年から10年程度になるんですが、汚水の処理水を継続する必要がございます。それから、その後に排水施設の撤去といった費用も生じてまいりますので、四日市港管理組合のほうとしましては、この全ての事業のめどが立ってからということで、この課題と認められる収益について環境保全事業団と協議して確定すると、そういった考えを先般の議会で示したというところでございます。

須藤次長兼生活環境課長

最後でございます。15ページでございますが、平成25年度の環境整備事業についてということで、こちらのほうは委員長のほうからのご指示で、決算常任委員会のほうでご議論いただいております、いわゆる迷惑施設の環境整備事業ということにつきまして、環境部の平成25年度予算案に計上させていただいております分、北部清掃工場及び新総合ごみ処理施設にかかわる分と、南部埋立処分場に係る環境整備費、この2点につきまして、予算のほうから抜き出して、改めて掲示させていただいたところでございます。説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

ありがとうございました。説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑に移ってまいります。

質疑ございます方は、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

I C E T Tのあり方検討事業、聞き取りのときに質問させてもらったんですけど、ここ1週間ぐらいの間に県も方針、少し、新聞にも出てましたよね、人員の削減とか。よくわからんのやけど、ここでいう理事長、副理事長というのは、会長、副会長と組織あるけれども、理事長、副理事長というのが理事会と最高責任者であって、会長、副会長あるけど。要は、田中俊行四日市市長の枠組みでいっとるのではなくて、田中俊行個人でいっとるということでええの。考え方なんやけどさ。

というのは、鈴木英敬さんと田中市長でいっとるやつやってさ、あり方検討委員会みたいな何か、外部の人に聞かんでも行政決定なんかで話し合っただけで決めてやればええだけの話やのに、何でなんかなと思うてさ。何の関与もないんやったら、逆に言うと、こんな言う権限がないのかなとか思ったりしてな、俺。権限ないのに言うというのもおかしいしさ、最初に出資はしたか知らんけど、完全な切り離れた公益財団法人になったんやで、そんなこと言い出したら、全部に行政は公益財団法人に口出しできんのか。初めは、例えば指定管理はその業務委託だけであれで、建物があって、その中の大家としてのあれで言えるか知らんけどさ。やけど、この場合やと、もう全部やろう。言えるんか。

ここにわざわざ地方自治法や地方財政法に抵触するって、そんなもん抵触するわけないやん。想定外のことすんのもん、逆に言うたら。向こうにこんなこと言えやんやろ、これ、税金使ってやるのやで、おかしいやろ、そもそもとしてと思うんやけどな。

諸岡 覚委員長

いかがですか、お願いします。

市川次長兼環境保全課長

まず、理事長、副理事長、知事、それから市長が参画いたしておりますが、これはやっぱり個人というんでしょうか、例えば市長ですと田中俊行ということで。

諸岡 覚委員長

ごめん、ちょっと、もう少しはっきりと。聞き取りにくい。

市川次長兼環境保全課長

田中俊行ということで、例えば副理事長ですと田中俊行ということで参画をいたしております。

諸岡 党委員長

それは、市長という役職、知事という役職だから参加をしているわけですね。行政の代表として参加しているわけですね。

市川次長兼環境保全課長

そうです。

諸岡 党委員長

続けてください。

市川次長兼環境保全課長

それから、I C E T Tに出す県市の意見ということでございますが、先ほども言いましたように、やはり設立当初から、市も県もかかわっておりまして、その後、理事長、副理事長も出しておりますし、職員も出しておりますので、I C E T Tに対する四日市市及び県のかかわり方というんでしょうか、三重県のほうも2月28日、昨日ですか、新聞に出ておりましたですね。ある程度、I C E T Tへの対するかかわり方というのを検討すること、方針として、例えばこういう方針で検討するということでありましたので、本市も県と歩調を合わせて検討していきたいということで考えております。

ただ、おっしゃるように、それがそのままI C E T Tで採用しなければいけないのかと、いいますと、やはり最終的な決定はI C E T Tの中の評議委員会が最終決定権者になりますので、そこでの決定ということになります。

川村幸康委員

県は、人員を、人を出しとるの部分のセクションで見ていくと、もうここはなくしてい

くということ打ち出したわけやし、そんなのだれかのあり方検討委員会聞いてやったわけでないで。おかしなこと言うたらあかんわ。最終的には評議委員会で決める言うとのにさ、これ、何やな、お茶飲み会するのか、違う。だから、俺が言うるとるやんか、要は、I C E T Tというところは、もう独立した財団なんやで自由なんや。自由な分だけ自己責任負いますよという話なんや。だから、財団法人にしたと思うとの、俺はな。ところが、いつまでも何で行政が過去を振り返って、いろいろあったでって言うて、行政に権限があって、何で市役所の市民の税金使うて、そんなのあり方の責任まで税金で果たさなあかんのや。権限と義務というんは裏腹やんか。だから、さらさら四日市市民の税金を使うて、独立した財団に出す根拠がないんさ。携われやんのさ。携われやんやんか。そうしたら、民間の会社は、どこの会社でも独立しとって携われんのか。そんなこと。できひんやろう。例えば、事業の委託しとる委託内容についてのことでのかかわりならできるわ。

諸岡 党委員長

ちょっと明確にお聞きしますけれども、現状の、このI C E T Tというのは、あくまでも独立した財団であるということは、これは間違いのない事実ですか。

市川次長兼環境保全課長

独立した財団でございます。

諸岡 党委員長

それは大前提ということですね。ということは、川村委員のおっしゃっている前提は間違いのないということですね。中の議論が正当かどうかは別にして、川村委員のおっしゃっている前提は間違いのないということですね、前提条件としては。

続けてください。

川村幸康委員

いいですか。そうすると、例えばほかの団体でも、環境部やと、例えば生活環境公社あるわさ、生活環境公社。あそこでもかかわるとんのは株式会社のところにはかかわってないわな、業務委託の中でのあれと、出資者としての中で言える部分やけど、その根本の生活環境公社どうしようということは、株主総会でやるとるだけやろう。行政関与として大

きいのは比率的に。委託事業の中での占めるウエートが大きいもんで、生活環境公社のところはやるだけで、今回あったような事案があったときに、個人の会社の人の社長に責任を負わしとるやん。だから、都合のええときは関与して、リスクの部分だけはあるとらでというのは絶対あかんのやわ。だから、なくすというときもなくす方向を考えるとときも行政が責任持つんかというたら、そうじゃないの。公益財団法人で持つわけや。

だから、生活環境公社と一緒に考え方なんやさ。本当はこれ、市役所がリスクしよった部分のところを庶務の課長はしよわへんやん。あれ、何でしよわんだんや。要は生活環境公社に行政は委託しとる部分のところだけの任せ方をしとったけれども、収益上がって、商売はしたらあかんと言うとったわけやな、財産運用で。儲けるかわからんけど、損するようなことはあかんという話なんやわ。定期預金とかあんなのはあかんもんでないんや、損はないでな。利子が高いか安いかはあるけど。その考え方に、観点でいくと、全然この税金投入は根拠がないんや。もう変な話やぜ、天下るところの部分やしあれやで、どうのこうのというのは、もう全然公益財団法人になったら関係ないんや。局長、行っとるけどな、金森さん、それとこれとは別やさ。

あんた、さっき明確に答えやんだんや。田中俊行で行っとるのか、市長田中俊行で行っとるの、どっちなんや。俺はさらさら、もう市長じゃないと思うよ。ここで発言する言葉というのは、それは表裏一体、裏表はあるけれども、田中俊行の考えで言うわけやで。

諸岡 覚委員長

それは今、答弁の中で、行政の長として参画をしているとおっしゃっていましたよね。それはまちがないですか。あくまで行政の長として出席をしているということによろしいですね。

田中環境部長

例えば、私もこれ、評議員として参画しております。ですから、これが個人の田中なのか、環境部長の田中なのか、前々からこの辺の疑問といいますか、投げかけもございまして、あるんですけれども、私、だから解釈本なんかもいろいろ調べましたけれども、この辺の表記はなかなか明解な答えはない中で、私はやはり環境部長としての田中で参加しとるというふうに思っておりますので、市長も同じだというふうに理解をしております。

川村幸康委員

そうなるとさ、組織として合意諮って行っとるか。発言も、そうしたら組織で事前打ち合わせして言うとか。言うてないやん、市長も。そうしたら、議会からも話、そういうこと、こんなこと言おうと思うていますかと言うとか、言うてないやん。だから、環境部長やら市長というような人なんやで、そういう見識とそういうことの責任も持って、個人的なことであってもやるだろうということ、多分俺は行っとると思うとるんや。ただ、言うことに対して、市長田中俊行なり環境部長の田中という話では、合意は取りつけてないはずなんや。だから、あくまでも俺はそういう意味からいくと、余地のあるところとか疑問じゃなくて、それはもう全然田中部長自身がわかっていないんやさ、会議体の意味、会議の意味を。そうやろう。だから、合意を諮ったたら、市長があれやし、部長も環境部で合意を諮っていったんやったら、それでそうなるけれども、今回の件やと、環境部長なんやでそれなりの見識と学識経験の中な、こういう個人田中であってもやってくれという話やんか。ただ、それがICE T Tの評議委員会で決定してきたことは、すなわち四日市市が認めたこととは違うわさ。だから、ここで書いてあるやん、説明に。最終的にICE T Tの評議会で決定するということは、あくまでも田中俊行も個人やし、行政決定していったものを出しとるものではないんやさ。

だから、逆に言うとな、一緒の方向性を向いて、一緒の答えが出るときは構わへんけれども、私がこの前の財団化になるときに言ったんは、だから、言ったんや、俺は2年前に。県と市とが方向違うで、ここらで一遍踏みとどまって、四日市もちゃんと考えなあかんやんかと言うたときは、そのときにこのICE T Tあり方検討委員会立ち上げとんのやったらわかんのか、市としてな、財団になる前にな。県は、もうその前に先に四日市より前に出資やいろいろ委託事業下げとったで、四日市の運営でも大きくなってくると見えとったやん、それもちゃんと議事録を起こして見てみ、言うとんに、俺。そんなやったら、その前に、きちんと市として合意をして、田中俊行さんにも個人やけれども、そういう知識と情報を入れてさ、向こうで発言させてあるべき姿やったらええやないかという話を、俺はしたと思うよ。財団になってからでは遅いよと言うたんやで。だから、そこら、役所、むちゃくちゃしたらあかんわ。権限がないのに、あたかも権限があるようにして言うてまうと、無責任やで。権利ないんやもん。

諸岡 覚委員長

ちょっと確認しますが、今、川村委員からは、本来四日市市がＩＣＥＴＴに対して何ら権限を持っていないはずだというご指摘なんですけれども、理事者の見解として、権限がいまだに有しているという見解ですか、それとも委員の指摘のとおり、権限はないという認識ですか。どちらですか。

田中環境部長

ちょっとその前に、今の川村委員のいろいろご意見がございましたので、その件のご答弁も含めて。

まず、私の例で申しますが、私が評議員として、先ほど言いました個人なのか部長なのかと。たしかにその形式的には、登記も私の個人住所の田中ということで登記しております。ですから、外観上といいますか、形式的には、これ、個人田中かもわかりませんが、例えば、そのＩＣＥＴＴの議論の中で、評議員会の議論の中で、市の方針と違うような事柄があったとする。そのときに、私、個人的にはそれが賛成であるときに、私はどう答えるかといいますと、私は四日市市の考え方に沿って、そういったことには反対ですという意見、そういう場面は今のところございませんけれども。ですから、私はいわば形式的には個人かもわかりませんが、その中での議論としては、当然四日市市の代弁者という大げさですけども、四日市市の考え方に沿った立場で意見を申すということですし、当然、評議員会に当たりましては事前に資料配付もございますので、当然その辺で不明な点は環境部で議論もいたしますし、そういった立場で臨んでおるといってございませぬ。

川村幸康委員

今の答弁について、ちょっとおかしいと思うところだけ、指摘させて。そうすると話わかる。

ということは、田中さん、あなたは無責任に行っとるわけや、そうしたら。反対もできるし賛成もできんのか、役員として行って、理事として行っとんのか。そのときはＩＣＥＴＴの評議員としての立場で、賛成も反対もするわけや。そこにあんたは責任負うんのか、間違いなく。それに対して、今、田中部長が答えられたんはな、いやいや、そうは言えどもＩＣＥＴＴの利益よりも四日市市の意向に沿うという話や、極端な言い方をすると。すると、いろいろ俺、調べたんやけどな、理事の職務怠慢、見逃すと責任まず発生するし、著しい損害が発生するおそれがあると、それは、逆にそれも責任とらされるわ



けや。理事の特別利害関係人となつとるわけや、そうすると、あなは。それにも触れるわけや。ちゃんと組合法や財団法にあるわけや。だから、今の見識は少し公式発言とすると問題あるで、わからんのやったらわからん中で、何となく今まで行ってましたという話の発言はせずに、一遍よく精査をして、その上において、気持ちはわかつとんの、あなはの言うるとる意味はな。ただ、これはもう私が2年前に指摘したとおり、公益財団法人になる前にそういうことしてくるんなら、まだええけれども、この後に及んでそんなことするのおかしいよという話なんや。だから、県がいち早くもうICE T Tの出資する委託事業を切り詰めたときに、ほんな、そのとき何で理事として反対せんだんや、そうしたら。そうやろう。ICE T Tの理事としたら、そんなもん、評議員としたらたちまちICE T Tの存続は困難になるのわかつとって反対せんのや。無責任やで。今に及んで、今度は環境部長の田中という立場で市民の税金使うてあり方検討会をつくってどうのこうのっておかしいやろう。それぞれのときにそれぞれの役職を持つとったけど、そここのところの責任を果たしてなかったもんで、あんまり厳しいは言うたないけれども、一つは所管行政庁の改善命令と、善管注意義務と忠実義務という部分が出てくるのや、どっちで忠実義務するんか。そうすると、善管注意義務違反の具体的なことと、逆にあなたは役員になれやんだんかという話の世界や。そうやろう、特別利害関係人なんや、そうしたら。だから、切り分けとるんや、個人田中の、多分住所であそこの理事にはなつていっと思ふよ。個人の人格でな。あなはの、多分、環境部長で行つとるつもりでも、環境部長でここの四日市諏訪何丁目の住所では行ってないはずや。そうやろう。あくまで個人やろうと思ふで、そこはもう一遍ちゃんと精査をして、いい、悪いじゃなくて、そこはもう筋論という、全然法律的に筋が立たんところに出してきたんや。それ、何で出してきたかというたら、今言うたようなこと、無知なんやさ、あなはら、情報不足で。ああ、そうか、ICE T Tもあれで減つていったな、もう仕事も減るな、そうしたら適当にあり方検討か第三者にでも出してもらって、自分らの責任もあるけれども、何となくわからんようにして、それでやっちまえという話があったけど、財団になつたんやで、独立した公益財団法人に。そんなことはさらさらできやんのや。

だから、俺はそれも言ったぞ。だから、監督官庁としての業務改善命令はあるはずやし、だから、あなはらが生活環境公社のあれやつたんは、それでやつとるわけや。一つはな、出資もしとるしということ。違ふか。それとこれとはちょっと違ふやろう、そうやで。ほんなら、ここでおまえ、生活環境公社のあり方検討委員会ってできるか。できへんで。

行政内で、組織内でやってきて、それこそ何か、こういう提案でI C E T Tやっていこうと思うかというの、まだわからなくてもないけどな。そこを言うわけ。

田中環境部長

まず、その評議員、あるいは理事としての立場について、それからご提言と申しますが、いただきました。その辺はたしかに精査をするということで、私もまだその辺、明解に腹にはまったわけではございませんので、その辺は一度、再度研究をしたいと思っておりますが。

ただ1点、評議員といいますのは、株式会社で言いますと、これもよく例えられますが、株主に当たると。ですから、賛否なんかは意思決定いたしますが、運営そのものの理事会ですので、若干立場が違うということがございます。いずれにしましても、理事にしましても評議員にしましても、本当に議員おっしゃるように、これ、重大な責任を持つという部分がございますので、この辺につきましても、今言った制度的な根拠等々は、はっきり理解した上で、今後臨んでいきたいというふうに思っております。

それから、このあり方の予算のほうにかかりますが、まず、この予算、今の私どもの想定では、三重県と四日市で協議会を持つと。そこへの負担金という形で市が協議会に対して負担を払うと。それが100万円、県市対等という思いから100万円ずつ出そうというふうな意味合いの予算でございます。その中で、冒頭に川村委員からございましたけれども、I C E T Tの事柄はどこが決めるんだと。それで次長のほうは、これは評議員会なり、最終が株主総会に当たる評議員会ですと申し上げました。ですから、これはそのとおりでございます。

ただ、そんな中で、私どもは、今回のこの1ページの説明にも書かせていただきましたけれども、I C E T Tが独自で決めるべきこと、これは当然I C E T Tが決めます。その中に、副理事長の市長、それから評議員の私がかかわっていくということですが、今回のこのあり方検討事業といいますのは、要するに四日市市が市としてどうかかわってくんだと、I C E T T、今、岐路に立っております。そんな中で、合計50数億円、60億円近い財産も持っておるのも事実でございます。ですから、こういうものを、例えば市の施策に活用できる道はないのかという意味では、事業内容についても、例えばこうあってほしいということで、あり方検討会という名前をつけましたけれども、そういった意味合いもございまして、それからかかわり合いにしましても、やはりここにも書きましたけれど

も、まず理事長として、あるいは副理事長として関与するのがいいのかどうか。だから、三重県は先走って、もう知事さんはその辺の関与を薄めるんだというようなことも漏れ聞こえてまいりますが、四日市、お膝元にある、かつてのいろいろＩＣＥＴＴの経緯につきましては、諸先輩方がいろいろかかわってきた中で、果たしてそういうことがいいのかどうかということ、それから、職員につきましても、これ、20年来、複数の職員を、これ、現役職員も派遣しております。その中で、その派遣職員につきましても今後どうするんだということも含めまして、まず四日市市としての基本スタンス、行政同士ということですから、県も同じ立場ですので、県と市でこの辺は行政としてＩＣＥＴＴにどうかかわっていくのかを検討していこうという場ということで、私ども、今回のこの予算に要求にいたったということでございます。

川村幸康委員

時間とり過ぎると、こんなん。考え方を言うてるだけでさ、埋まらんのかわからんけど、もう改めようとせんのやったらええわ、別のところで争うで。聞く耳持たんのやもん。自分が提案ありきで、これが正しいって言うて、俺が質問しとること答えへんもん。

諸岡 覚委員長

もう1回確認なんですけれども、まず、ＩＣＥＴＴは県や市とは違う、独立した財団であるという認識は、これはまちがいないですね。それで、市長や部長は、あくまでも書面上は一個人としてそこに参画をしていると。ただし、一個人として参画はしているものの、それぞれ市長は市長として、部長は部長として、四日市の行政を代表して参画をしているという意識は持っている。ただ、書面上は、一個人として参画をしていると、意識は持っているけれどもというところは間違いはないですね、事実として。

田中環境部長

そのとおりでございます。

諸岡 覚委員長

そうすると、先ほど川村委員が非常にシンプルな例え話をしていただいたけれども、もしＩＣＥＴＴと市が、あるいはＩＣＥＴＴと県が利害関係が対立するような事案が出てき

たときに、評議員でありながら、あるいは理事でありながら、本来ＩＣＥＴＴの利益を守らなければいけない立場でありながらも、そういうときには県なり市なりの擁護をしていくということによろしいんですね。

田中環境部長

そこまでシビアな場面がございませんが、当然、そのときには、まず私は部長として四日市市として、それでいいのかどうかということをもまず聞きます。その上で、ＩＣＥＴＴをどうすべきかということも、当然合わせて考えるということもございます、どちらが利害が対立したときにどうするかというのは、今、想定では軽々に、ちょっとなかなか明解には申し上げがたいというのは、正直なところでございます。

諸岡 覚委員長

変な話、今、株式会社に例えるならば、株主のような状態だということなんだけれども、極端な話、ソニーの株主の中に東芝の社長が入るとるみたいな、そんなイメージで、ちょっと運営上は非常に問題があるんじゃないかという、そういう指摘なわけですよ。これについて、今後、そもそも論のあり方にして、行政の代表がそこに参画をしていくのが正しいのかどうかという議論というのは、今後、されていくおつもりはありますか。

田中環境部長

これはＩＣＥＴＴに限らず、いろいろないわゆる外郭団体に対して現職職員がいろいろなかわり方をしております、これは、だからそれが、今、本当におっしゃったような利害が対立するような場面に立ったらどうするんだということは、これ、本当にこれはともすれば見過ごされがちといいますか、当然、継承といいますか、主張をしてきた人間はおるんですが、なかなか実際のところは本格的な議論はせずに今に至るとというのは事実でございます、その辺は私自身は非常に問題意識といいますか、課題意識はございます。

川村幸康委員

幾つか指摘していた点、またこれは後日、答弁ください。一つは、だから、評議員、理事になれる人となれやん人というのはどう考えておるかや。利害がぶつかる人が、一つの人格でなれへんということの中でどうなんやという話や。今回の場合は、それでも田中部長と個人田中も一緒の人間やけれども、評議会の会ときには評議員でＩＣＥＴＴの立場

でものをしゃべらなあかんのや。あんたのそこの認識は違うとるって私は思うとるわけや。環境部田中の立場のときは環境部田中、そこ矛盾があるもんで、この公益財団法人の中でも役員になれる人、なれやん人があるし、それからそういう意味では、そういう意味の競争の禁止規定もあるんや。争うような業が両方とにあるときの禁止規定もあるし。だから、善管注意義務違反の具体例にも当てはまるし、そうすると、忠実義務があって、その上にあんたらの場合には監督官庁の行政官庁の改善命令の出す立場もあるんで、本当は私が言うたように公益財団法人になる前にそのことの処理をせいと言ったけど、指摘したにもかかわらず、やっとならんや。だから、余計、俺は言うんや。無視したでな、2年前に。議事録調べてほしい。だから、言っとるで、きちんこのことを理解して。

そうすると、そういったことに反対しやんだ評議員並びに理事の責任が出てきますということもあるし、もっと言うと理事と副理事長の責任は重いと書いてあるのや、ちゃんと。普通の理事よりも。それから、時効があるのかとか、損害をしたときにな、それでICE TTで出資金が焦げついたとかどうのこうのになった場合、市の財産が。そのときの時効も厳しいしてあるで、やっぱり経営判断誤ったときの、財団の、財団も経営やで、そのときの評議員並びに理事の責任が書いてあんのや。金銭負担義務って書いてあるもん、これ、有限責任の中で。結構怖いんやさ。そのことがきちんと法的にも変わって、最後は変な話、債権者がおった場合の持分、譲渡承諾の請求もできると書いてあるねん。

それから、独占禁止法の適用除外の限界ということも述べられておるわけやで、さまざまなことを、結構財団法人の方決められとるわけやで、そのことと今回、これでこうやって出してきた中に、全然これはほうやで逆に議会が通すと、議会までこんなことわかってても、これ認めたんかという話やもんで、俺は認めることができやんよと言うとんのや。

提案理由のそこのところの部分が全てきちんと明確に答え出せやんと、やること自体の流れとかわかるけど、法的に肅々と変わってしもうたところを、昔体質でよろしいやんかという話にはならんぞと言うとんの。だから、これは後で一遍、今言うたようなこと、回答ちょうだい。すぐに出やんと思うんやで。覚えとるって言うとんのやで。なあ、覚えとるやろう、前のICE TTであれしたときにも。

諸岡 覚委員長

だから、議事録がある、なしにかかわらず、現状として、今、事実確認があったように、利害関係が対立する可能性のある団体同士で役員を共有しとるということは事実なわけで

すね、可能性の問題として。それは事実なんだから、そういう役員の共有というのは、そもそも根本的に間違いじゃないかという、そういう指摘なわけですね。それが過去の議事録があったかどうかというのは、ちょっと関係のない話であるので。

この件については、恐らく県とも協議しながらやっていかなきゃいけないのかなと思うんですけども、どうしましょう。

川村幸康委員

もう一つだけ、ちょっと提起して、もう終わりたいと思うけど、よろしい。

諸岡 覚委員長

はい。

川村幸康委員

そこで今出てきた考え方で、ここで当初予算資料の中に出てくる中に、県市5、5の負担、負担金という考え方な、市としての。これにも当てはまらんのや、これ。負担金出す根拠があんのや、財政経営部が出しとる。それにも当てはまらんのや、これは。その中で部長が言われたことと全然違う内容の理由なんや、これ。学識経験者入れた組織で検討を行っていくやろう、県とも改めて今後のICE T Tのあり方について、そんな権限、全然ないのにさ、逆に言うたら、ICE T Tの立場とは別なんやで、そんなんはよその団体に言われたないという話の世界やもんでな。そんなもん税金で負担してやるのが全然難しいやん。そんなやったら、ICE T Tの評議員会か理事会の中でそういう考え方を出して、こういう意向やというのを県や市に打診するなら、まだわかるわ。それで、実施事業と委託事業で、委託事業こんだけふやしてくれんかとか、それかもしくはICE T Tのほうからもう閉めたいんやけどどうやろうなという話に来るんならわかるんやけど、筋論としてな。その前に、もう理事長は人も引き上げていく、仕事も減らしとるわけや、財団法人になる前に。

この、その前の公益財団になる前の財団法人のときに、もう県は損せんように先引き上げとるわけや、ぐいぐいと。そのことの認識はあるって、この間、以前、答えとるわな、県のほうは事業を減らしていっとるというのでも。

市川次長兼環境保全課長

川村委員のおっしゃるとおり、以前、県が事業費を減らしてきておるということについて、県の今後のあり方というんでしょうか、県とのかかわりについて県市できちんと協議するようにというお話もございました。それから、昨年の予算常任委員会、このときも最終的に県と早急に協議して結論を出すことというような意見を頂戴しておりまして、その線に沿って、今回、このあり方検討会を設けて、四日市と三重県のかかわり方というんでしょうか、それについて検討して、I C E T Tのほうへ提言していこうということで、今回は予算上げさせていただいております。

伊藤修一委員

ちょっと休憩してさ、部長の答弁もさ、確認したほうがええと思うで。本当にええのかどうかさ。いろいろな立場のこともあるで、少し休憩とってもうてさ。

諸岡 覚委員長

今、休憩の動議が出されました。

暫時休憩いたします。ちょっと時間をいただきたいので、再開、20分といたします。

14:00 休憩

14:21 再開

諸岡 覚委員長

財団の定款を配付させていただいております。

ちょっと話が行き詰まっておるように感じますので、一旦このI C E T T関連の話題は留保させていただきまして、理事者側にちょっと検討する時間を与えてあげていただきたいと思います。きちんと、また採決の前にはもう一度、このI C E T Tに議論を戻して行くことをお約束いたしますので、まずは留保させていただくということをご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

では、審議続けてまいります。

このＩＣＥＴＴ絡み以外の部分で質疑のございます方は、挙手の上、ご発言ください。

伊藤嗣也委員

済みません、吉崎海岸の除草、清掃の件なんですけど、98、99ページですか。100万円ついているんですが、いろいろと3年前にウミガメが産卵されたと、これは別に全然否定するものではないんですが、要は生物多様性など、各種啓発事業を行うという目的で、書いてもろうてあるんですが、環境保全とか。四日市市内、この間も石川議員がやりましたように、自然とか、いろいろな自然の大切なものが天然記念物だったりいろいろあると思うんですね。今後はこのような、これ、委託ですよ。今は補助金とかいう形でいろいろされとると思うんですが、この違いとか、ここだけなぜ委託にされとるのかとか、今後のとらえ方、環境保全活動の促進を図ったり生物多様性などの啓発事業、ちょっとその辺のお考えを教えてくださいたいんですが。

諸岡 党委員長

お願いします。

市川次長兼環境保全課長

この事業につきましては、吉崎海岸については、あそこの遊歩道等ございますね、あそこ、環境保全課のほうで管理をいたしておる関係があって、そこの吉崎の清掃ということで、地元へ委託しておるということでございます。

伊藤嗣也委員

それは全然いいんですけど、これだけが何かいかにもという感じがするんですよ、委託していますんでね、事業として。四日市には、先ほど申し上げたようにたくさんあると思うんですけども、その辺のとらえ方、今みたいに遊歩道があるから委託しているんだというのとは、ちょっとまた意味合いが違うのかなと思うんですよ。



市川次長兼環境保全課長

その他、この間、石川議員の中にもありましたように、あれ、注意、河川、あれ注意ですかね、とか、それから、山のほうですと竹が生えてきとるとというのがございます。私ども、そちらにつきましては、市民の方にいろいろな、環境学習センターですか、あそこで自然観察会とか、そのようなところで啓発事業というんでしょうか、このようなことについては啓発していくということでやっておりまして、直接その他については私ども、委託等して、清掃活動というのは、今のところはちょっと考えていないんですが。

伊藤嗣也委員

これを否定するものではないんですけど、100万円ついているんですよ。各地区でさまざまな自然環境の保全、環境保全の活動とか、いろいろやられている団体、非常にやはり活動の資金とかいろいろなものを購入したりするのに、やっぱり苦労しているんですよ。自治会とかなどから補助金もらったりしてね。というのが現状でして、ここだけやっぱり100万円ついている、毎年ね。ことしも来年度もというのが、やはり単純に清掃とか草抜きで100万円かかるというのが、ちょっとなかなか理解しがたいというふうな、市民の方からのご意見も頂戴しておりますので、ちょっと伺ったわけです。

やはり、補助金で何でだめなのかというところは、何か理由があるんでしょうか。

市川次長兼環境保全課長

おっしゃるように、今、四日市に残る浜というんでしょうか、海浜ということで、貴重な場所ということと、やはり海浜に独特というんでしょうか、独自の植物等もありますので、それによく知ってみえる地元のほうへ、これ、毎月出ていただいておりますが、清掃活動とか除草作業、その辺もお願いしておるというところがございます。

たしかに100万円というのは、それで高いか安いと言われると、本来、市で管理しておるところですので、市がやるべきところを地元の方にやっていただいておりますので、委託事業ということでやっておるんですが。その辺、ちょっと高い、安いというのは、月、結構な人数の方に出ていただいておりますので、私どもとしてはそれで100万円が、反対に市からどこかの業者に出してやれば、もっとかかるのかなということで思っております。

伊藤嗣也委員

ありがとうございます。もうこれぐらいにしときますが、やはりいろいろな地区でやっぱりこういう環境保全にかかわっとる人は、基本的にボランティアなんです。そういう意識で、自然を守っていこうという思いでやっておられますので、どうかそういう思いも大切にご理解していただきたい。

以上です。

伊藤修一委員

関連。ちょっと簡単に。ボランティアの人らが、ようお世話にしてもらうの聞くんやけど、あそこって、トイレとか何か、そういうあれは用意してあったんやったか。結構、何やらいっぱい人行くし、いろいろなお世話にいくんやけれども、女の人も行くんやけどさ、手伝いに行って一生懸命にやるのやけどやな、やっぱり何か一番肝心なことを忘れておらんかといっさ。人にはそうやっているいろいろやれやれ、お世話してもらおうとるけど、肝心のそういう努力をしとる人たちのいろいろな声とか、いろいろな要望とか、本当に吸い上がっとなのかどうか、ちょっと確認をしたいと思うとなのやけど、トイレの件だけは、今、どうなっとるやろうか。

諸岡 覚委員長

2点、トイレがあるかないかということと、もう一つ、そういう人たちの、ボランティア、清掃活動している人たちの要望等は何らかの形で聞いたことがあるのかということ、2点お願いします。

市川次長兼環境保全課長

トイレについてはございませんというのがあれですね。

それから、月1回の清掃活動の中には、私どもの職員も行っておりまして、そこでご意見等は頂戴しておるといふことでございます。

諸岡 覚委員長

それは口頭で聞いているだけということ。

市川次長兼環境保全課長

はい、口頭でございます。

伊藤修一委員

そのときに、トイレとかみんな困っとらへんやろうか。

諸岡 覚委員長

朝から行っとるみたいですけど、どこでどうやってしとるんですか。

樋口資料館準備室長

済みません、今、準備室長という立場では行ってないですけども、毎月行けるときには市民の1人として参加させていただいております。その中で、いろいろなお話聞かせていただいて、言われるとおり、トイレの問題も言われています。

諸岡 覚委員長

今、どうやってしとるんですか。

樋口資料館準備室長

清掃については、基本的、1日1時間ですので、そのときにということではなくて、彼らが聞いとるのは、またいろいろなウミガメの立ち番するとき、長時間にわたるときという話は聞いています。

それで、あそこ、実は管理地については農水振興課のほうが管理地なんですけれども、あそこにいわれる固定のものを建てることができませんので、置けないという状態であります。

伊藤修一委員

それは、海の中にそれを、浜にはそんな建物建たんかわからんけど、逆に車とめるところや、ひょっとしたらそういうふうな駐車場とか公園とか、そういうふうなものをやっぱり整備していく用地は、きちんと計画だけは持っとらなあかんと違うやろうか。車でやってきたってさ、やっぱり車とめるところも要るんやし、そうしたらそういうのがあって、

駐車場とか、多少なりは公園、海側と違って、結局内陸側にそういうふうな用地さえあれば、トイレだってもつくれるんで、海やでトイレが建たんのやって、そんな理由はおかしいんじゃないかな。

樋口資料館準備室長

あの地域につきましては、磯津やったかな、漁港区域内でございまして、公園区域じゃございません。基本的には自然海岸は残しておりますけれども、漁港区域ということで、そういうことは今のところ考えていないということです。

諸岡 覚委員長

要するに、行政区域というか管轄でいうと、漁港の敷地内を善意の人たちがボランティアできれいにしているだけであって、本来の保護区域でないと、そういうことなんですか。

樋口資料館準備室長

済みません、楠との合併のときに、あそこにあるあずまや、あそこの管理につきましては、農水振興課から私ども環境部が借り受けて、あの区域の責任者は私どもになってございます。

伊藤修一委員

それは、法律があると言われるとさ、それで前も皆、はい、そうですかと言う人ばかりじゃなくて、やっぱり背に腹はかえれやん人やさ、ボランティアで純粹にお手伝いに来る人というのは、四日市中で、皆、理屈は一緒やで。だから、やっぱりそういう人のことを何とか配慮していくのも、ただ単に金を渡しとるでええという問題ではないと思うので、これはやっぱり行政の課題として、環境だけで考えとって頭がいっぱいになるかわからんけど、港や、やれ農水振興課や、いろいろなところともやっぱり協議しながら、何か手だてを打っていくということも、知恵を絞る必要はあると思うので、これはちょっと要望だけしておきたいと思います。

川村幸康委員

行政が本来やらなあかんのやけど、やってもろうとると。100万円なんやけど、行政がやって事業者に委託するともっと高いやろうという話の考え方がある中で、100万円が安

いって見ると、今、嗣也さんが意見、問題提起しとるところの部分は、もう一つの公平感をどう見るかということの話やと思うんやわ。せなあかんというところをしてもろうとるという発想の委託事業と、せんでもええけど勝手にやっとなんで補助したろうかという話と、どこでどう分けるかというのは、分けれやんと思うとの、俺はな。そうすると、いま一度、例えばそういう行政が動機づけして根づいてきたときに、それ、もうずっと100万円ずつ永代やっていかならんのか、そろそろこういう話の中でやっとな代表者さんなんかと話す中で、合意でな、どういった形のものにしていきましょうというのを、少しやっぱり考えていけばええんと違う。

今のところ、何となく、だから、ここの推進計画にも、多分俺は気になっとなんやけど、都市経営の視点で特に関連する五つの視点で、都市経営の視点で見ていくと言っとなんやわな、このウミガメやら海浜植物の宝庫であるという、ここの吉崎海岸やら、こういうアオウミガメの産卵場所やら、三重県の鳥がくるとか書いてあんのやけど。

そうすると、平成23年度が99万8000円で、次から100万円、来年度100万円、平成26年度以降も市民と共同で引き続き事業を実施するということは方向性として書いてあるのやけど、その内容やわな、もう一つは。その内容を見ていくと、これだけは都市経営の視点での内容でやっていくということになっとなんで、そうすると、今、嗣也さんが問題提起されたようなことを幾つか掘り下げて考えて、どうやりましょうかという話。もう一方で、行政がやらなあかん中で、今、修一さんが言われるような人がようけ集まってきてもええよと、ほかのところでも俺、言うたと思うんやけど、公園のところ。ある程度人寄せて、そこで市民サービスというか、公園でもそういうふうな行政サービスをしようとするところには、駐車場かトイレはセットやろうなという、たくさん集まりや違法駐車でええという話でもないやろうし、かと言うて、場所柄的にアオウミガメやそんなんの産卵でたくさんの人が来てもろうても困るんなら、まだそれはそうやし、そういう考え方を、一遍、ちょっと探したら。動機づけで新聞にも毎回毎回載るようになってきて、悪いことやと誰も思っとないわけやな。ただ、そこにかかる行政コストを100万円つけとっとなを200万円にしたらええのか、またゼロにしたらええのかということも含めてな。ちゃんとそれは今の現状を見て、その延長線上で行くという考え方から、次の段階の時期に、私は入るべきかなと思うんで、だから、そんなん、ボランティアなんやで100万円ほしいと思っとなやっとな人やないと思っとなよ。100万円なしでもやると思っとなよ。そうしたら、逆にな、都市経営の視点でいくと、これ、言葉悪いよ、出さんでもええ100万円かもわからんのか。そこをど

う考えるかということなんや。

逆に言うと、別の目線でそういうところのトイレか何かに使っていくというのも一つの考え方やろうしな。それは俺も行ってへんし、俺はわからんで、現場行ってないで。どんな課題があるのか。行っている人もおるのやったら、そこらが市の行政施策としては、これはしてもええ行政施策やし、これは行政がするべきでないというのも、この一次の推進計画では3年間で定着したということの成果でええやん。そうやけど、二次の推進計画にわたっては、どうあるべきかというのは、もう一遍環境部が知恵を絞るということをやります。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

村上悦夫委員

公共施設立地に関する環境整備事業に、まず基準として、これ、配付していただきました。問題は、この地元、特定公共施設の迷惑施設とする地元の範囲とはというところで提言をしていただいたような気もするんですが、環境整備事業を実施する対象地域は、総合的に判断し、事業対象地とすると、こううたってあります。それから、施設立地に伴い、騒音、振動、悪臭、排水、排気ガス等による環境への影響が大きい自治会の地域をうたってあります。

何が言いたいかというと、今回、いろいろと関連性に伴って、この新総合ごみ処理施設の用地買収に当たって、地元がテーブルにも着いてくれない。それはなぜかということ、ほかの目的を、約束事を成就するがゆえに、その答えをいただくまでは、環境部として現地に入れられないというような状況下にあったと思うんですね、当時。その範囲が、じゃ、今、ここで定められとる範囲に入るのかという問題です。地元に対する迷惑施設、新総合ごみ処理施設の整備事業として上げていただいた範囲、ここに付けていただいた範囲は、これは確かに前文に書いてある対象地域とはという内容に即した地域だろうと思うんです。これは理解できると思うんですが、地元要望とは一体何ぞやということを考えると、本来、前にも申し上げましたけど、迷惑施設があると、その地域の要望ですというのであれば、地元、垂坂町、これ、東垂坂も含んで、周辺単位自治会の要望の中に、前も申しましたけど、大きなお荷物についての内容が要望として上がっていない。このことが今、その問題

を解決するに当たって、その住民がなかなか子供が施設に対して利用していかないという状況になっとなるのは、環境部の捉えておった地元とは、ここに要望書が上がるとる範囲を地元と考えるのか、あるいは当時、用地買収に入るのに、非常にテーブルにもついていただけませんので、何とかしないとということが地元としての意識を持って臨んだのか。どうも二とおり、環境部は二面性を持って我々議会に説明をしていたように思えて仕方ない。その辺の真意は一体何だったのか。その辺の説明をしてください。

(「資料、決算常任委員会の、済みません」と呼ぶ者あり)

村上悦夫委員

この資料、この間、出してもろうたやん。

中尾環境部理事

済みません、今、村上委員からご質問いただいた件でございますが、これにつきましては、2月6日の決算常任委員会の全体会で基準をつくるべきだということで、ご意見いただきまして、その案として出させていただきます。この中の、事業対象地域でございますが、これにつきましては、例えば一番、影響、そういう騒音、振動、悪臭、排気ガス等の環境への影響をお聞かせいただきたいと自治会の地域以下、そういう通行車両の増加、事故などの影響を受ける自治会の地域、それから町中にどんとそういう施設があって、なかなかまちづくりに影響を与えるということで、そういう影響が考えられる自治会の地域ということで書かせていただきました。

基本的には、先般の2月6日の全体会にお答えさせていただいたとおり、単位自治会を基本とはしますけれども、その影響が及ぶということで、範囲ということで、一概には言えませんものですから、この項目を総合的に判断して事業対象地域とするということで書かせていただいております。

先ほど、村上委員おっしゃってみえたのは、中学校のことだと思っておりますけれども、これにつきましては、この前の2月6日のご質問でも答えさせていただいたとおり、新総合ごみ処理施設のいわゆる環境整備としては考えてございません。市長の……。

以上でございます。

村上悦夫委員

ちょっとごめんなさい。それ、言い切ってしまうと、市長の立場はとんでもないことになりますよ。中尾さん、そういうことをここで言われると、市長の考えと大分ずれが出ていますよ。市長は、政治的判断で中学校を建てるということに当たって、地元説明は新総合ごみ処理施設がどうしても市民にとって必要だと。そして、もし建設がおくれたら、老朽化していく設備なので、中学校建設費36億円かかるのと同等の金額に近い外部委託をしなきゃならない。そういう重要な施設だと。だから、この新総合ごみ処理施設はどうしても平成27年度に向かって、平成28年度に向かって建設しなきゃならない、そういう政治的な判断で結論を出しました、よろしく頼むということを書いてみえるんですよ。

今、中尾さんの説明を聞くと、これ、全然別個の次元で話されると、こと環境部の新総合ごみ処理施設建設に当たって、地元要望は、前も言ったけど、これだけですよと言えるんですか。これ、非常に大きく違った発言をされることになりますよ。市長が決断したのは、その新総合ごみ処理施設、これは市民全体に影響を及ぼすことだから、苦渋の選択で地元が長年要望しとった中学校建設を思い切りました、選挙前からそういう発言を各地でなさってみえる。それなのに、今、環境部が説明すると、全然それは入ってこない。そういうやり方は、これは市民に対して非常にまずい結果になると思う。それから、非常に誤解を招いていますよ、そういう説明だからしょうがないなと、35億円も新総合ごみ処理施設をつくらない場合は、他所でお願いすると委託費が35億円、年間かかる。じゃ、これは仕方ないなという思いで賛同していった人がたくさんいるんですよ。だから、これは一番大事なところですので、環境部として、そう簡単にものを発言されると、市長の思いと違くと、そごがあるということに判断せざるを得ないので、今問題になっているところが余計浮き彫りになりますよ、いいんですか、そういう発言は。

だから、前から僕はそれ指摘しとるんですよ。地元の要望というのはこれだけでよろしいんかと。もっと大きなことがあったでしょうと。垂坂の子供たちも大矢知地区ですよ。垂坂の地区からも大矢知中学校建設してくださいという要望があるべきじゃないかということ、前にもここで常任委員会で非常に厳しく言った覚えがありますし、発言した覚えがあります。だから、そのことが大事やろうと、地元というのは、基本的に考えるのは。だから、この地元という範囲はどうですかというと、こういう内容で範囲が示されてきた、書類で示されてきた。だから、それは悪臭の場合は広範囲になるから、それはこの大きい自治会の地域と書いてあります。だけど、実際に今の新総合ごみ処理施設、これ、都会の



ど真ん中でもできとる施設、それが悪臭に、地域に及ぼすそういう影響があるというふうには思えませんよ、視察に行っても。だから、この範囲というのは大きく捉え過ぎておると思うんです。排ガス等による環境の影響が大きい自治会の地域って書いてある。これ、恐らく少し文言が、前に書いてある項目の中とは少し範囲ががっと広げてありますけれども。

今、中尾さんの説明をずっと最後まで聞いとると、大変なことになるなと思うて、発言をとめました。だから、その辺は、やっぱりもう少し環境部も配慮して答弁すべきじゃないの。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

中尾環境部理事

済みません、対象地域としましては、実際、3ページの表にもございますけれども、垂坂地区と、あと、その米洗川には一定の負荷をかけるということで、米洗川、羽津の米洗川の支流ということで環境整備に上げてございます。

以上でございます。

村上悦夫委員

それはわかるんです。

諸岡 覚委員長

今、学校の話をしとる。

村上悦夫委員

今、ここに添付してもろうた範囲なら、よく理解できますって、僕、言うたんじゃないですか。だけど、当初環境部が進んで説明してきたことは、常任委員会で説明してきたことは、学校問題処理していないと。地元がテーブルにもついてくれないので用地買収に行けませんのやと言うたんや、あんたら。現実にはいかなんだやんか。だから、関連性があるんだらうというのや、新総合ごみ処理施設の地域の要望として関連性があるんだらうと、

僕はそれを言っとるんですよ。関連性がないような言い方をされると、市長の立場が困りますよと言うとるのや。その理解をしてええのかと言うとんのに、またそんなはっきりもの言うてしまうと困るやないの。

諸岡 覚委員長

その辺については、皆さんご存じだと思いますけど、今回の一般質問の中で、私どもの会派の森議員が質問したときに、バーターではなかったというふうに答えておられるんですよ。去年の今ぐらいの時期の発言と、ことしの市長の発言が、ちょっとぶれが出てきているというの、現実としてありますよね。その辺も含めて、部長、ちょっと公式な、環境部としての公式な見解を1回出せませんか。

村上悦夫委員

その前に、ちょっと。

部長、これは常任委員会で、この所管するところで議論した流れだから、一番もとは、この常任委員会に説明があって、全て行動に移していったんでしょ。だったら、ここで説明したことと、今、中尾さんが説明したことと、この範囲は間違っていないということと言われるんだったら、言ってください、まずそれから。

田中環境部長

環境整備費の定義というのがどういうものかというのがございますけれども、今の中尾理事が申しましたように、この3ページでいう環境整備費という意味合いでは、これ以外のものというのは環境整備事業には当たりませんという趣旨でお答えをいたしました。

そんな中で、今、村上委員からおっしゃったように、私ども、もう2年ほど前でしょうか、新ごみ事業がなかなか思うに任せないときに、一刻も早い事業着手を目指すということで、この場でもるる説明をいたしまして、今、委員がおっしゃったようなことも発言したことは覚えております。

そんな中で、私ども、全くその、今、学校問題と、この新総合ごみ処理施設問題は無関係だというようなことは申し上げる気はございません。ただ、その二つの問題をどう整理するかという中で、これまで再三市長がおっしゃったように、そういう発言をされておりますので、私どもも……。

村上悦夫委員

ちょっと、そういう発言って。きちんと言うてください。

田中環境部長

あの地域には、教育問題、地域問題とか教育問題ある、それから、それ以外にも今、いろいろな全市的な施設を抱えていただいているという中で地域課題もあると。その中で、総合的に判断した結果だというような趣旨の、私は発言だというふうに理解しております。

村上悦夫委員

そのことで、一気に用地買収から全て環境部が進めていくことが粛々となされたというのも事実ですね。

田中環境部長

それは、ほかにもこれまでもいろいろ話し合いをしてきて、信頼関係を醸成してきたと、こういうような要因もありますが、今おっしゃったように、これによって大きく話が展開をしてきたというのも、今思えば、私は事実であったというふうに思います。

村上悦夫委員

それで、私、なぜこんなこと言うかということ、要は環境部がその都度その都度しゃべることが変わってくると、地域にもたらす影響が大き過ぎるんですよ。今、中尾さんの説明をそのとおり受けとめていくと、地域で一体、これ、ここでは中学校問題は新総合ごみ処理施設と関係しとるから、僕は言うところ、所管のするところは教育なんだけど、もともと端を発したのは、この常任委員会から買収が始まって、中学校問題が出てきた経緯があるから、これ、関連して言わせていただきますけれども。地元にもそう言うて、この選挙戦だったということになりますと、大変なことになるんですよ。これ、重たい話です。

だから、環境部、そう簡単にしゃべってもらったり、資料を出してもらおうと困るんですよ。これ、もう八郷が猛反対に回りますよ、そうなる。重大責任ですよ。今はみんな新総合ごみ処理施設問題は全市的な大きい影響を及ぼす、年間35億円も費用負担がかかる、そこでもう思い切って苦渋の選択で、これやりましたと言うとんのにね。それでみんな、

仕方ないな、じゃ、中学校建てられたら、朝明中のほうに及ぼす影響はそのことについて協議しようやということで、前向きでそういう協議に、今入っておるのに、もとの話が崩れていくような、こんな、新総合ごみ処理施設と中学校、別やというような考え方でしゃべられたら、それは市長、呼んでこんならんわ。市長の言う言葉、発してきた言葉、選挙戦った言葉が全然裏打ちになっとらんやないかということになるわ。

諸岡 党委員長

市長がよく言われる、政治的判断という部分について……。

村上悦夫委員

もう少し慎重に。

諸岡 党委員長

部長のほうできちんとその政治的判断を解説して、今、お話しいただくことはできますか。

田中環境部長

私ども、主義主張が本会議場なり議員説明会の場でしょうか、そういった場で表明しているという言葉は一言一句は覚えておりませんが、今申し上げたような趣旨で最終的には政治的判断という言葉が使われたり、総合的判断と使われたりいたしますけれども、その部分では、今申し上げたこと以上に、うまく表現はできないんですが。

ただ、申しましたように、ことの発端と申しますか、これが新総合ごみ処理施設の事業であったということは、これは紛れもない事実でございます。そんな中で、全く関係ないということは、だから、言えませんが、私、申し上げました。ただ、市長からも、今、委員長からも引用がございましたように、バスターではないという言い方もされておったということも、私ども、本会議場で同席しておって聞いておったところでございます。

村上悦夫委員

その言い方次第で、僕がこんな興奮して言わんならんような羽目になるんですよ。その

こととは別に、そういう苦い体験を経たから、今後、そういった地域、地元とはどういうふうにして扱っていくんや、その範囲を示してくれというので、今回、これ、示してもらったんですが、今後のためにね。今までの経過の説明の中で、おかしい説明をされたから、ちょっと市長の思いと違うやないかって、先ほどから言っておりますけれども、やっぱりそういう苦い経験を持っておるからこそ、今後発生する行政の公共施設の立地に対して、いろいろな地元の要望が出る、その範囲というものをしっかりと各所で統一しておかないと、今後また大きな問題が出てきますよと、一つ、例ができたからという意味合いで、これ、今回、私が言って、範囲を出してくれたと思うんですよ。

だから、これはあくまでも環境部もこれだけで、環境部の考えで出してきたものが、あるいは全市的に考えて出したのかというのを、最後に聞いて終わりますけれども。だから、中尾さん、変なことを、関係ないようなことを言って説明すると、ややこしくなるんですよ。関連しとるに決まっとるじゃないですか、今までの経過から、用地買収から言うたけれども、関連しとるやんか、新総合ごみ処理施設と中学校問題は、地元の要望、互い聞き入れやんことには前進まなんだ、用地買収向き合わんだんやもん。そのことはみんなの前であんたら言うとするやない。だから今後、範囲をきちんと決めといてくださいよということを出してもらったんですから。そのことで確かめたいんですが、これは全庁的にこういう流れで、この範囲を今後捉えていくということによろしいですか。

田中環境部長

この基準、議会の皆様からは、やっぱり一つの歯どめということで、こういった明確な基準をつくるべきであるという中で、これは全市的な基準として、私ども、今回、提示させていただいたところでございます。

諸岡 党委員長

それは、確認をしますが、全市的な共通認識としてのことという、全市的なということは市長も含まれますか。市長はまた特別枠ありますか。

田中環境部長

この資料の表紙にございますように、財政経営部が中心になって、この1ページはつくったところでございますが、当然、市長の補助機関がつくった、中心になって、我々も当

然参画はしておりますが、つくっておりますので、市長、四日市市の首長たる市長として、当然、これは了解いただいております考え方だというふうにとらえるのは、ある意味当然であるというふうに思っております。

諸岡 覚委員長

結構です。よろしいです。

村上悦夫委員

今、部長、またちょっと言葉尻捕まえて悪いけれども、やっぱり今まで範囲が広まり過ぎたという言葉、先ほどおっしゃいましたけれども、だからこれで行くんだと言われたけど、やっぱり範囲広がったということの、そういった実際に困った問題があったということ、またそこで言葉の端々に出てくるんですよ。だから、関連性がないというような言い方をすると、今、わずかな部長の答弁の中に、関連しとるじゃないかという声が出るんですよ。だから、そこら辺のところは、よっぽど気をつけてください。今、注目している話題になっているんですから。だから、その辺は、一つ注意してもらいたい。範囲は、一応、こういうことで、今後は進んでいくということで提案されたと思いますので、そういうことで進んでいただくのなら、今後、そういった問題が解決されていくだろうと期待しています。

終わります。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

ちょっと待って、私、認識が。

川村幸康委員

嗣也さんの吉崎海岸から。

諸岡 覚委員長

そこからこう来とんのや。そうや、だから、関連って言いながら、全然関連してなかった。

1 回、伊藤嗣也委員に戻します。

伊藤嗣也委員

もう済みません、ちょっと委員長、もう、これぐらい、私、結構でございます。済みません、どうもありがとうございます。

諸岡 覚委員長

よろしいんですか。

では、他にございますか。

川村幸康委員

一つ聞きたかったんが、この間の補助金というか、中小企業のエネルギーやら順位がどうやら、あれがどうやらというんで応募が多かったでという話がありましたやんか。来年度のエネルギーの買い取りがどれぐらいなかなというのを、環境部、予見しとるのかどうかと、それとこれ、中小企業向けには新エネのそういうのをして、平成26年度でも検証及び業務内容について見直しを行って、まだやっていくかどうか書いてないんやけどさ、何件ぐらいで何%ぐらい求めとんのかなと思うてな。どれぐらいの、一つの、全体計画枠としてさ、ずっとやっていこうというわけじゃないやろうで。

これも一次の推進事業計画の戦略書には都市経営の視点ってやっとなのやわ。全体でどれぐらいまでそれをしていって、どうしようというのは、特に俺、逆に言うとみんながしだしたときにはうまみはないなと思うところもある中で、今回、上下水道局の小水力発電は結構なお金が上がるとんたんやわ。そうやってみると、少し環境部のほうでも太陽光が何か、市民やらにもさせるんやろうけど、行政として何かすることないんかって。

よう言われとるのが、公共施設の屋根貸すとかさ。だから、一般質問ではメンテやらあれでどうのこうのと言うて否定はしとったけどさ、民間やと改修やらあんなののサイクルが早いで、なかなか屋根貸しにくい中で、学校とか行政の公共物やと、なかなか1回建てる50年ぐらいやと投資効果あるで貸してほしいという声は上がるんやけど、この間の答弁やと、何か知らん、メンテのときに貸さんやらどうやって、あかん理由ばかり言うたけど、環境部の視点で、やっぱりそれは行政内にもう少し考え方を変えていくような方向はないのかなと思うて。事業名で、これ、地球温暖化対策事業ってやっとなるわけや

う。だから、公共施設の屋根貸すとか、市独自が市民の模範になるような、県はやっとるわな、どこか、干拓地かどこかにソーラーをな。

だから、そういう意味での市の考え方として、あるのかないのか、そこら、一遍聞かせて。

諸岡 覚委員長

お願いします。

市川次長兼環境保全課長

まず、買い取り価格の件です。これにつきましては、法律ですか、年度末、3月末に翌年度の買い取り価格を提示するということになっております。正確にいくらということはちょっとつかんでいないんですが、ただ、ちまたで聞いたのは30円台の後半になるであろうというようなのが、ちょっと私どもは聞いておるところでございます。

それから、公共施設の例えば屋根を貸したりとか、空いとる場所に例えば太陽光をつけたりとか、その辺についてちょっと私ども、環境部のほうで、今現在、このようなところへ太陽光をつけるとかいう計画があるというのは、ちょっと聞いていないんですが。おっしゃるとおり、空きがあれば、再生可能エネルギーですか、また一つのエネルギーのもとになりますので、それはいいことだと思うんですが。

川村幸康委員

聞いていないんじゃないかと、自ら考えていないのかという意見やで、出てきてないで、聞いていないというのはあれやけど、少しそこは他人任せというか、この中小企業新エネルギーの事業とかが倍つけたわけやろう、これ、今回と予算で、地球温暖化対策事業でも、前年度から比べて約倍ぐらいあるやん、1億円ぐらいつけとるわけやでさ。平成23年度もやって、平成24年度もやって、平成25年度もやるというのは、効果があったという前提の中で、事業費の一部支援することにしたんやろうけれども、そうすると、ここでも書いてあるのやけれども、家庭においても新エネルギー、家庭用の新エネルギー、対象件数を拡大すると書いてあるのやけど、さっき聞いたんは。どれぐらいまで拡大するつもりであるのかさ。普通、事業計画ってあるやん。どれぐらい、この間でいうと合併処理浄化槽の法定点検を受けるの、今、16%やで、50%、全国平均の50%まで持っていきたいというのが



一つの目標であったりするんと一緒に、だから、どれぐらいの件数やら、どれぐらいのパーセント、シェアぐらいまでいくと、行政としての役割を終えるのかなとか、そこからは市場原理に任せて、補助もやめていこうとか、そういうことになるんやろうと思うんやけど、どういう考えかかというのを聞きたい。

市川次長兼環境保全課長

現在、平成23年度に定めました環境計画の中で、再生可能エネルギー、太陽光等導入ということで目標を立てておりまして、それにつきましては平成32年度末までに……。

堀内環境保全課課長補佐兼環境調整係長

済みません、環境保全課課長補佐の堀内です。

平成32年度までに1万2000t、CO<sub>2</sub>を予定しております。

川村幸康委員

だから、環境計画というのが、これは地球温暖化対策事業でCO<sub>2</sub>の削減をやっていくのが目標値にあって、そのうちの、これで何%ぐらいやっていくと、こればかりじゃないやんか、削減するやつが。そのうち、例えばこれはどんだけを目途としとんのかというのを、この平成23年度から平成25年度までの一次の推進計画事業の中では、そのうちの何%が達成できるのかとか。

何で言うところかということ、多分、私は全体事業計画があってやった部分のところと、この間補正でもめたやん、えらいこともめたやんか、新規やらどうやらこうやってもめたやん。そういうことの経過も踏まえて、これ倍になったんかなと思うときに、本来は全体計画もあって、去年並みの予算でええなと思うんのが、これ、倍になったわけや。そこにはもう一つの考えられる理由としては、買い取り単価の価格があったでやろうなという推測できるんやけれども、そうすると、全体計画としてこんだけという中で、ここの部分の買い取りでこういう削減幅すると、どこかの予算は変える訳やろう、環境部として。その辺のことを聞いとるんやさ。意味わかる。

考え方的に、もっとこれ、買い取り価格、そんなに変わらんのやったら、もっとふやしたほうがええんかさ。これでも、多分、下手をすると募集漏れなりそうなんかどうなんかさ。そんなんやったら、予算、もっと2億円ぐらい見といたらどうやという話にもなるや

ろうし、そこらを言うわけやさ。

今回やと特に国が経済対策含めて補正要求したわけやでさ、それはちょっと足らんの違  
うかなと思うとるで。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

堀内環境保全課課長補佐兼環境調整係長

済みません、平成23年度から平成32年度までに、平成19年度比マイナス6%を国等を除  
く市独自の対策分として、6万5000tを市全体として削減する目標を掲げております。そ  
の中で、家庭用、それから中小企業用のCO<sub>2</sub>の削減を1万2000tというふうに、一応、  
計画のほうをしております。

その中で、平成23、24、25年度で今のところ、3000tぐらいのCO<sub>2</sub>の削減というふう  
に、今のところ見込んでおります。

川村幸康委員

いやいや、だから、私が、堀内さんに聞きたいのは、この間でもあれで補正を打って増  
額して、どれだけ分あれで、計画からいくと達成したかどうかやろう。今度はこれ、去年  
あんな議論がなかったら、この予算額ふえておらんと、俺、思うとったもので、そうす  
ると、計画に対してどれだけ前倒しでいくんかなと思うてさ。そういうことが一つは目安や  
ろう、これ。目に見えやんことやけど、数値化して計画は立てたわけやでさ。

諸岡 覚委員長

次長、お答えされますか。

市川次長兼環境保全課長

平成24年度の予算でございますが、一応、家庭用ではおよそ900tぐらいCO<sub>2</sub>が、こ  
の補助で削減されるというふうに見込んでおります。それから、民間、中小企業で250t  
ほど削減できるということで考えております。このままいきますと、1年間で1200t弱で  
すので、10年間で1万2000t弱ですので、もう少し、ひょっとしたら、今のペースでいけ

ばほぼ1万2000tに近い数字が出てくるかなということで考えております。

川村幸康委員

その全部で、平成32年度、1万2000tのうち、俺が聞いとんのは、平成23年度あれやって、平成24、25年度と倍にしたわけや、違うの。そこを聞きたい。

市川次長兼環境保全課長

それで、平成24年度……、済みません、よろしいでしょうか。

諸岡 覚委員長

どうぞ。

市川次長兼環境保全課長

平成24年度の単年度の、だから今年度ですね。だから、補助で、今の計算からいえば1100t、1200t弱、1年間で削減できるということで考えておりますので、10年間あれば1万2000t弱行けるかなと。ですから、平成23年度から平成24年度へ……。

川村幸康委員

かみ合っていないね、話が。

市川次長兼環境保全課長

平成23年度から平成24年度へですね……。

諸岡 覚委員長

川村委員、もう1回、わかりやすく質問してあげていただけますか。

川村幸康委員

多分、大きく環境部には地球温暖化でこれだけの削減枠の目標を求めておったと思うんですよ。それに対して予算つけましょうという話を、ずっと来とったと思う、10年間ぐらいでな。そのうちの平成23年度に五、六千万円ついとったんが、募集も多かったし、ああ

いう震災のあれもあったでというて、去年、補正も含めて倍ぐらいの予算をつけたわけや。ことしもそして見てみると、去年のそういうことの勘案から、またふやしとるわけや。恐らく、そういうことでいくと、全体計画としては進むわけでしょう、早く。前倒しで予算、ここへ導入したわけやで。

それか、環境部としてどこかをちぎったんかさ。どこかの分を抑えて、ここへ回したんか、そういうことのやりくりは、各部局はしとると思うんやけど、そうすると、全体計画として、その1万2000tが削減目標やけど、どこを薄くしてどこを厚くしたかという話を聞いとんのやさ、俺はさ、わかりやすう言うたら。だから、多分、ここに厚くしたということはさ、どこか薄くしとるわけやろう。それか、新規にここだけは獲得してきた予算なん。

諸岡 党委員長

要するに、空気という見えやんのやけれども、道をここからここまでつくる、10年かけて。それで、毎年毎年予算をつけて、これだけ、これだけつくって、10年後に完了させるのはわかりやすいわけですよ、道ならね。

今回、CO<sub>2</sub>削減という大きな目標があって、毎年当初よりもハイペースで予算をつけてきとるから、この達成も早いんじゃないかと。そうじゃなければ、もしそうじゃないのであれば、逆にどこかで削って、予算削っている部分あるんじゃないのと、そういうことなんでしょう。

川村幸康委員

そうです、そうです。

諸岡 党委員長

それについてお答えいただきたい。

田中環境部長

済みません、ちょっと答弁が拙くて。再三申し上げますように、平成32年度に私ども、目標を達成したいということで、これは中小企業でいいますと一昨年の年度途中からしておりますし、個人向けにつきましてはそれ以前なんですけれども、そんな中で、私ども、

当然これ、今までの例えば去年の当初の予算額では、平成32年度の達成が非常に困難だという認識は持っておりました。そこで、昨年、いろいろございまして補正をいただきまして、この補正額で今言いましたように続けていけば、3期の終わりぐらいでしたか、今、ちょっと正確な時期はわかりませんが、一応、私ども環境計画に掲げた目標は達成できるというふうに、一応踏んで、この予算が当面続けばということでございます。

諸岡 覚委員長

そうすると、前倒しではなく、当初の見込みがちょっと甘かったので、今、急いでねじ巻いとるといふ、そういうイメージですね。

田中環境部長

甘かったというよりも、当然、これは予算の要求と調整というのがある中で落ちついた数字でございまして、決して私どもが、それは少しでも前倒しができればそれに越したことはないという思いはございますが、これは全体調整の中でなったということでございます。

それから、部内の予算のやりくりという意味では、これは推進計画事業でございますので、そのローリングの中で認められたという事業でございます。

川村幸康委員

というのは何でかという、なかなか環境の目標数値というのは、よそのと違って見えにくくてわかりにくいんやろうけど、苦勞して多分CO<sub>2</sub>の削減を間接的に数値目標にしたのであれば、予算を取るときなり予算の設定するときも、そういうことをしていかなきゃあかんのかなと思っとるんさ。

もっと言うと、新総合ごみ処理施設ができていく中で、そっちに軸足が移るといふか、予算やらいろいろなこと含めていく中で、どこかに傷みが来るなというのは予見できるわけや。そのときにもう計画どおりいこうとするような予算要求を考えてやっていこうと思うと、もともとあった全体の計画がうまくいかなかでの考え方というのは部内にないとあかんのと違うんかということ指摘しておきたい。

そうすると、余分に金がわいてきたら環境部で、余分に金がわいてこんだら環境部要らんという話がないとも限らん話やさ。これは少し戻ってしまう話かわからんけど、ICE

TTなんかが本当ならPM2.5みたいなやつが出てくるのやったら、本当はもっと役割を果たすときなんやわな、本来、ICETTの役割って、そうやろう。それを縮小向けてあり方検討委員会で考えるわけやんか。だから、その環境部に働く人らが、もう少しそういう意味では、どこを物差しにして仕事をするかといったときに、何でも環境部に、今、なりがちやん、困ったことが全部環境部に來るやん、全ての事業がな。

そうではなくて、環境は大事ですよというんなら、どの辺に行政の環境部の考え方を置いてつくっていくかということ、私が今言うたようなことになるんかなと思うんや。特に環境が何で大事かということ、四日市市だけちゃんとやっっても、隣であんな国が出てくると、侵されるわけやろう、どうにもならんわけやろう。幾ら四日市で公害のそういう防ぎ装置をつけて、合併処理浄化槽やら下水整備して、海きれいにしとってもさ、他方で全然違うところでっていったら、国境越えてくるわけやで、そういう意味でいくと、平和と一緒にぐらい環境は大事やという話が、この中国のPM2.5でわかるわけや。そうやろう、大きな扇風機で向こう送ったろうかということのも送れへんのやでさ。飛んでくるわけやん。

そうすると、もとのところを断ちにいくという使命からいくと、環境部の果たす役割は大きいし、先駆けてICETTはやったわけやで、どう考えるかやさ。だから、もっと市の中で環境部が自分らの大事さを認識せんと、昔のごみ燃やすとか、その辺の話で思うとると、予算の要求することも一番経済の状況に左右される部署かなと思うとると、本当は逆やぞということをおは言うべきかなと思うとると、やってほしいの。

そんな中で、今回、移って行っていいですか。さっきのあれで。

諸岡 覚委員長

どうぞ、続けてください。

川村幸康委員

廃品回収の考え方な、須藤さん、説明してもろうたんやけど、この集団資源回収で、要は、委託がええのか、どれがええのかという話されとって、悩んで、部局の、この辺に落ちついてきたんやけど、もう私は、アンケートなんかとる必要ないかなと思う。アンケートとったら、やっぱりこれ残してくれ、あれもこれもという話にはなるんかなと思う。大体課題は、去年まで議会含めていゝなところで大体皆さんが認識しとることで大体合うとんの違うんかなと思うとると、さまざまな回収形態の多様化を見ると、そろそろ役割は

終えて、どうあるべきかというのを考えるべきやと思う。もし、地域のコミュニティーのためにするんなら、それはもう市民部のほうでやってもらいましょうにというて、市民部のほうにでも持っていく中で、考え方をやっていくということやろうなと思う。

もう、今なんか新聞やさんでもどこでも、置いとくと持っていってくれんもん。事業者の宅配でもさ、そこで買うた、全部そこの入れ物のところ置いとくと、全部持ってくんやでさ。だから、社会変化見とると、もう、そんなやったらごみ集めで地域のコミュニティー形成する必要ないでさ、もっと別のことの観点も入れて、これも悪とは言わんけど、そろそろ役割は終えていくんと違うんかなと思うと、その分だけ、何か別のものをつくり出すようなことは、やっぱりやっていってもええのかなと思うんやけどな。いつまでもこれやっても、これ、ずっと打ち続けやなあかんで、補助金ではなくなるでな、もう事業費になるでな、これ、委託費か何かになるで。

それはもう私の個人的な考えやけど、だから、集団資源回収の役割が少し見直しをかけるというよりは、新たなもんつくって、こっちのほうはもう切ってもええんと違うんかなと。切るというのは、なくすという意味違うけど、こういう考え方でなくてな、昔の。もう一遍、違うようなやり方をしたらどうですかということを提案するけど、どうですか。

諸岡 覚委員長

お願いします。

須藤次長兼生活環境課長

生活環境課、須藤でございます。

今ご指摘のあった点、たしかにそういう側面も感じております。ただ一方で、ごみ出しの問題というのは、市民の協力なしにはなかなか円滑にできないということで、ごみ出しそのものは行政と市民との共同作業という形で、現在もごみ出しをし、立ち番をしていただき、我々収集という形で円滑に進めておるといふふうに考えてございます。

そんな中で、ごみのいろいろな当番を地域でしていただくということについては、いろいろ最近、地域のコミュニティーが薄れてきているという中で、自治会等の負担も大きくなってきておるといふような声も、私どもも聞いております。そのような中で、地域で共同で資源物を出すと、そこには一定の行政からの交付金、奨励金というものも入ってきて、それが地域活動の原資になるという、このところの部分というのは、ある意味市民

の皆さんと行政が共同でやっていくというところの一つの形として、まだまだ意義はあるのかなと。そのことがないと、市民側からすればごみ出しというのは何やと、行政そのものやないかというような観点にもとられかねませんので、そういう面では積極的に地域もかかわるといふふうなことでおっしゃっていただく、この取り組みについては、まだ少し効果があるのかなと、意義があるのかなといふふうに考えているところでございます。

その点も含めて、議員のご指摘も含めて、ちょっとあり方については根本的に考えてみたいといふふうに考えてございます。

#### 川村幸康委員

ぜひとも、今まであったもんを前提にいくと、なかなか見直ししにくいので、役割終えて次のステップに行くという考え方で見てくれると、見直しの方向性も悪い方向に行かんと違うのかなと思うとのさ。

今回、これで忘れてもらったら困るのは、ごみ出しで集めないやつを集めて、なかなかその質の問題があって、集めれば集めるだけええやろうという話が、昔と違うのは、事業系のごみは有料で出しとるということやさ、極端なことを言うと。事業する人は、段ボールにしるビニールごみにしる、分別しても有料で収集業者に渡しとるということと、それから、市民の方々も意識も出てきとるんやけど、この集団資源回収の中に、なかなか事業系のごみと、今言うたらわるいけど個人のごみとの仕分けというのは難しいんやさ。そうすると、一方では適正な処理の仕方ですとる事業者と、なかなかそこらのところが、本来自分で処分せなあかんのに、集団資源回収に混じり込んでもわからんごみとか出てくる中でな、だんだんとその役割というのは、だから市民の方の家のところでもさ、ためておくよりやったら、もうステーション持っていこうとかさ、集団回収よりも、どっちかといふと、もうそれやったら新聞屋さんに持っていってもらるか、宅配の事業者に持っていってもらるかというのが利便性が出てきたということを考えて、どうやという話やもんでな。

だから、そこらが少し現状認識の仕方、私はそうやって思うとるもんで、だから、これでも適正にみんなで汗かいて丁寧に仕分けもして、有償で高いもんとして資源回収しとるようなところの地域もあればさ、逆有償でも、ちょっと質が悪いでといふところもあるわけや。そうすると、一律に4円とか5円を出しとるけど、実際には少しずつ内容変わってきてさ、俺、町中のやつは時々よう見んのやけど、むちゃくちゃや、事業系のやつがごぼ



って出して、汚いのや汚れとんのやごぼって出して、汚いのや汚れとんのやらもごぼごぼって山積みにして、それはあれで廃品回収屋持ってけって言ったら、それは高くとるわ。逆に、私らやと、出しとってても、それ1万5000円ぐらい払うんやさ、毎月1万5000円払って持っていってもらうわけやで、全く違うんやでさ、そういう認識なんや、私は、そうやで。

だから、須藤さんと少し、私ら、事業もしとるで、事業者やとごみを生んだら金払って出すという感覚やし、今までの集団資源回収というのはそうじゃないやん、金になると思って集めとったわけやけど、そこがそもそも違うてきとるで、見直しをということです。また移ってもいい。

諸岡 党委員長  
どうぞ。

川村幸康委員  
一遍やめようか。

諸岡 党委員長  
まだありますよね。

川村幸康委員  
もうあと一つだけ、俺。

諸岡 党委員長  
ちょっと1回、参考までに聞きますけど、皆さん、あとどれぐらいご質問ございますか。そうしたら、休憩をとりまして、40分再開とします。その後、I C E T Tを除いた部分を最後まで1回全部質問をして、きょうは終わりますので、40分再開にします。

15 : 25 休憩

15 : 40 再開

諸岡 党委員長

それでは、全員おそろいですので、再開をいたします。

イメージなんですけれども、I C E T Tを除いた部分の、この予算関連質疑、きょう、全てできたら質疑終了しておきたいなと。週明けにI C E T T絡みで、また戻していきま  
すけれども、そんなつもりで、もう5時までノンストップでいきたいと思いますので、よ  
ろしく願いをいたします。

それでは、質疑に戻してまいります。

ご質疑ございます方は、挙手をお願いします。

伊藤修一委員

もう私はちょぼっと簡単に。資源の話が出たで、埋立の中に、今、レアメタルもまじっ  
とらへんかという話で早いところ、これ、よそでは実証実験、いろいろな取り組みが結構  
なされとって、名古屋やあっちのほうでもいろいろ用事をしとるみたいなんやけど、四日  
市も啓発ももちろんそうやし、早く実行に何か移るためには、いろいろなルートとかいろ  
いろな検証を早くやらんと、これから新総合ごみ処理施設のほうも廃プラの関係でそのま  
まプラスチックと一緒にくっついとるやつも、基盤なんかも、そのままもう市民の人は、  
今度からこっちに変わるんやなということで行ってしまうと、やっぱり国を挙げて、これ  
を大事にしていかなあかんということに、流れを戻すのに物すごい、また力が要ること  
になるので、早く確立をしていったほうがええと思うんやけど、そこら辺、来年度、どう  
いうふうな考え方があるのか、お伺いを、まずしておきたいと思うんやけど、どうでしょ  
うか。

須藤次長兼生活環境課長

小型家電のリサイクルということで、国のほうでは法整備をされて、これからさらにそ  
の辺の具体的な事業手法を打ち出されてくるというふうに考えております。具体的には、  
どういう回収ルートで収集していくか。そしてまた、その集められたものの中からレアメ  
タルを抽出する事業者、そういうものが選定して行って、収集から回収ということで、そ  
ういうルートがこれから示されてくるというふうに考えてございます。

自治体の責務としては、そういうルートに小型家電を流していくということでの回収と

ということが必要になってくるわけでございます。現在では、そういうレアメタルの再生ということについての取り組みは、本市の場合は行っておりませんので、そういった小型家電類につきましては、資源として金属で出されてくるか、あるいは小さなものは埋立ごみとして埋立処分されているかというような形になってございます。部分的には資源として出されてきたものについては、資源業者のほうで利用していくというようなことも、現在では可能ではございますが、現実というものは多くされてないということでございます。

今後の取り組みでございますが、まずごみそのものの分別も、新総合ごみ処理施設のほうで変わってまいります。そのような中で、新しい工場ではそういう粗大ごみと申しますか、そういうものにつきましては別で収集し、選別するというような企業もついてございますので、そういう中でそういう小型家電を抜くか、あるいは小型家電、リサイクルだけ別に収集するという形にするか、そのどちらかになってこようかと考えてございます。その点につきましては、今後、少し、もう少し議論を深めて、どのような収集ルートが効率的かということについては早期に検討し、市民の皆さんにもお願いしていかならんということでございます。

そのような検討をしている一方で、国のほうではそういう回収事業者等の選定もされてくるというふうに予測しておりますので、そのようなタイミングに合わせて、小型家電のリサイクルというようなことについては、前向きに捉えていきたいというふうに考えてございます。

#### 伊藤修一委員

やっぱり国の国策の中で、そういう実証実験ということで、実際に名古屋や弥富やどこやら、岐阜のほうもいろいろそういう取組を自治体ごとにやるところがあって、そういうことをやっとする自治体はフライングしとるかということ、そういうわけではなくて、やっぱり自治体としての考え方とか自治体としての取り組み、もちろんそういうものがある、やっとするわけで、そういう先進的な人たちは、結局後発の人たちの先導的役割を果たしとると思うのね。うちも新総合ごみ処理施設というのは、物すごい注目をされておるわけ、新総合ごみ処理施設、垂坂の。それに合わせて、やっぱりこれは避けて通れない大きな課題なわけだから、逆に言うと、これと同時並行で、もう結局スタートしていくという決意で早急に考え方を示していくのが、環境先進都市という宣言をしとる四日市の用事やと思うの。

そういうことで、新総合ごみ処理施設だけ走るとのことじゃないと思うんだけども、ぜひ新年度中にはやっぱり四日市としてのきちんとした明確なものだけは、ぜひ検討の結果をお示ししていってもらえるように、要望だけしておきたいと思います。

須藤さん、ついでに、清掃の関係で、あともう一つ、環境美化条例という、もう忘れたかわかんけれども、昔、わしらもいろいろ議会を挙げて、そういう条例をつくった話があるんやけど、最近、ごみを放る人おっても拾う人がおらんという中で、拾う人こそやっぱり大事にしていかなと、結局取り締まりばかりしとってもあかんやないかという、その中で、環境美化条例というせっかく四日市にそういう条例があるんやけれども、その取り組みというのがあんまり見えてこないんやけど、去年やことし、来年度、新年度、この環境美化条例、もしたらずまいがあるんやったらメンテナンスかけたりリニューアルするなり、やっぱりきちんとこれ、生きた条例で活動していってもらえるような考え方を持っていかなあかんと思うのやけど、もう過去の条例でなってしまうというのはとっても寂しい気もしておってね。もうそれは10年以上前の条例かもわかんけど、それつくったときはやっぱりきちんと考え方があったと思うんやけど、それがだんだん薄まって行って、その条例自身が形骸化していったらへんかなと、そんなこと思うんやけれども、ことし、来年度、そういう環境美化条例にかかわる条例の取り組みというのは、考えがあるんやろうか、お伺いしておきたいんですが。

須藤次長兼生活環境課長

今、ご指摘いただいた点、新しい考え方があるかということにつきましては、今のところ、考えが及んでないというのが正直なところでございます。都市の美化ということにつきましては、不法投棄対策としての、そういう市内のパトロールというようなことで、行政側のほうではそのような取り組みで市内の美化ということの取り組みは進めておるところではございますが、市民も含めて、そのような取り組みにさせていただくというような、そういう総合的な側面で、何か新しい考え方についてはやっぱり模索していかないかなというふうに考えてございます。

伊藤修一委員

中核市で廃棄物のことも含めて、四日市市もいろいろ注目を浴びて、逆にそういう一番最後の部分という部分をやっぱりそれも結局都市としては必要な機能かもわかんけれども

も、その中であえて取り締まったり、それからカメラを回したりパトロールしたり、その金があるんやったら、やっぱり拾うてくれる人や汗かいてくれる人を大事にするという、その姿勢も行政は持つべきやと思うのね。だから、今、考えが及ばんというんやったら、それは金の要る話やないと思うので、しっかり庁内で議論して、環境部だけでたらずまいがあるんやったら、ほかの部にも協力してもらって、そういう生きた条例、またメンテナンスも含めて検討して行ってほしいと思うのやけど。部長は何か考えあらへんかな。

田中環境部長

この四日市市を美しくする条例、私が総務課におるときにちょうどつくった条例でして、内容はそれなりに承知しておるつもりでございます。いわゆるポイ捨てを何とか未然に防ごうというような趣旨が主でございますけれども、そんな中で当然、不法投棄問題、これ、今もいろいろございます。先般の市民アンケートの声も、このごみのない美しいまちづくりというのに期待度も非常に高いという中で、やはり今、この条例が必ずしも生かされていないというご指摘もございましたので、この不法投棄の防止、美しきまちづくり、これに向けて、この条例を生かす道がないか、再度工夫、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他に。

伊藤嗣也委員

もう不法投棄のことは、今、伊藤委員から触れていただいたので、私もちょっとひとつよろしく願いますというふうにお伝えして、ちょっと11ページの廃棄物処理センターの廃止についてなんですけど、これ、できるときにかなりいろいろと反対もあったと思うんですけど、これ、その後、安全委員会、管理委員会でいろいろ報告されたり、三重県廃棄物処理センター運営協議会で解体の方向で承認されたと、こういうことがやっぱりつくるときにいろいろあったので、市民にしたらこれをなくす、解体して撤去する前、市民にちゃんと周知しないといけないと思うんですよ。例えば広報を使うとか。突然工事が始まって、突然何かでは、やっぱりよくないと思うんです。四日市市として、やはりごみとい

いますか、扱いをきちんと最初から最後までという姿勢を見せる必要が、私は今、特に求められておると思うんです。ですから、これについて、何か周知をされたのか、全くまだされていないのか、その辺はどうなんでしょうか。今後の予定も含めて。

田中廃棄物対策室長

こちらの廃棄物処理センターの解体につきましては、先ほど申しあげました安全管理委員会のほうで16の自治会長が入っていただいた中で周知というようなことで、そこから各関連する自治会のほうで、たしか回覧等が出ていたというようなことがございまして、実は私もこの桜地区の住民でございますので、その回覧は実際に見ました。そういった形での流れになっておりますが、これでやはり解体という話になってまいりますと、先ほど議員がおっしゃったようにトラックも通ったりとか、やはり急に施設が囲われてというようなことが当然ございますので、まずはこの関連する周辺の自治会とか、そこからルートになる自治会のほうへきちんとやはり回覧するような形で、完全に周知していただかないと、何が始まったんだというようなことになりますので、そういった場を使いまして、自治会と、それから各家庭、そちらへ周知を図っていくと、そういった方向で、これは当然事業団のほうにも申していきたいと、そのようには考えておるところでございます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございます。実は、このあたり、産廃とか、いっぱいいろいろ何かある地域なんですよ。非常に地域住民の方もデリケートになっていきますので、これ、実は解体を始める前に、やはり各地区で説明会をぜひ事業団さんのほうにお願いをしていただいて、地域住民の皆さんが納得した上で工事を始めていただく、それで車が走るといふふうに、ぜひともそういう方向で四日市として力を注いでください。そうしないと、やはり本当に不法投棄の問題とか、いろいろな事案がありますので、どうか市民感情を考慮していただきまして、ご配慮いただきますように、強くお願いしておきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

他にございますでしょうか。

川村幸康委員

壊すはわかって、最終的な協議をして、清算をするやないですか、そうすると、あとどれぐらい、どういう清算の内容なの。例えば、ここでいうところの事業団から市がどれぐらい支払ってもらえるのか、それとも解体費用とかの向こうが持つ言うとしたけど、どういう、最後の詰めは。

須藤次長兼生活環境課長

この建設につきましては、各参画市町で負担金を出しておりますが、この負担金につきましては各市町の負担ということで、これにつきましては起債を起こしておりますが、協議会のほうでご説明させていただきましたとおり、その負担した起債の未償還分については、各市町が繰り上げ償還するという形になります。

解体費につきましては、事業団のほうの費用で解体することでございまして、清算といたしましては、市町のほうでの建設費の繰り上げ償還が出るというのが最終のお金のほうの清算になろうかというふうに思います。

川村幸康委員

多分、そうなるんやけど、国の補助金あったけど、これは返還せなあかんと思うんやわ。返還せんでええの。

須藤次長兼生活環境課長

補助金のほうにつきましては、事業団のほう、県を通じて、環境省のほうに調整をし、補助金の返還は免れるということで調整されているというふうに聞いております。

川村幸康委員

そうすると、異例なことなん、認めるということなん。普通、結構こんな減価償却も終わらんうちに施設廃止したら、普通はペナルティーあってもよさそうやし、補助金返還打たれてもええ法律があるわな。そこが何でならんだんかというのは、ちょっとまた一遍調べておいてほしいのと。わかるなら答えてください。

須藤次長兼生活環境課長

この廃棄物処理センター、溶融施設の建設ということにつきましては、ダイオキシンという問題が平成13年度にクローズアップされて法整備されたという中で、各市町の焼却灰についても溶融処理をしてダイオキシンを燃やしていくという必要があることから、そのような仕組みがつくられて、こういう団体で溶融処理をしていくということに補助対象になったということでございます。その後、ダイオキシン対策も進んで、そのような施設の必要性がなくなったという、そういう社会背景の中で、その施設の運用をとめるということについては、環境省のほうで必要以上に動かしておってもコストも高くなるというようなことで、その施設を廃止する、とめるということについては補助金返還を求めないというような考え方が打ち出されております。ですから、単独で持たれておる溶融施設等についても、廃止しておるといような自治体も出てきておりますが、補助金の返還は求められておりません。

#### 川村幸康委員

国が求めれやんで、市は求めれやんかわからんけど、これ、本来きちんと運営して、きちんとやってもろうとったら、きちんとというか、ちゃんといっとったわけやろう。そうすると、損した遺失利益といえるのかどうかかわからんけど、そこは市はどう考えるのかなというところはずっと思うとって、本来、あれがきちんと適正に運営されて継続しとったら、今の新総合ごみ処理施設も含めて、市の財政出動というのは大きく変わったか、変わらんのかはわからん話やけどな。ただ、考えられるのは、償還も終わってない中で負担金払うとってさ、一定の期間、やっぱり契約して最低限というところは守られやんだわけやろう。その、仕方ないというのはそうなんやけど、考え方と市の立場はどうなるの、そのこの。

もう求めやんといこうということで、各市町の何とかって組合つくっとったな、組合か団体を、協議会か何か。そこはそういう合意に至ったんかな。

#### 須藤次長兼生活環境課長

この建設につきましては、運営協議会というものを各市町自治体が入って、その中で進めてきたわけでございますが、本市としても焼却灰の処理ということにつきましては、この事業団に参画して処理をしていこうというふうに、当時意思決定をしたということでございます。その手法しか埋立処分をするということが、処分、四日市にとっては処分場の



問題があって、なかなか難しい中で事業団の溶融処理というのが当時として一番効果的な手法というふうな判断をして、参画したということでございます。

そのような経過から、川村議員のほうからは、この廃棄物処理センターの総括をというようにことごとく指摘もいただいていたわけですが、そういう意味でも、資料のほうにも若干書かせていただいておりますが、本市としてそれに参画していった、その当時としての事情というのはやむを得ない事情があったということでございます。

また、その処理コストが上がってきてというようなことがございますが、それにつきましても、当時として灰処理を持っていく先がなかったという中でやむなく選択しとったわけでございます。民間の処理事業者、灰処理事業者のほうで設備拡充をしてきて、もうそこに頼る必要がなくなったということで、本市としては灰処理については離脱していったわけですが、総括的には一定の役割は担っていただいたというふうに考えておるところでございます。

#### 川村幸康委員

そうすると、この13、14ページの資料でいくと、結局、四日市市は建設費負担金と処理費で36億円余り出したということやわな、これ。10年間で。年間3億6000万円ぐらい出してきて、こっちの下の損益計算書は、事業団がこれだけあれしましたよという話なんやけどさ、これを見ると、やっぱりどこかには責任はあるわな。ないとは言えやんわな、これ見て。

これはしゃあない、しゃあない、予見できやんだという話で終わらすのか、ある程度の何かはきちんとこれは求めるべきと違うんかな。考え方としてな。40億円近いお金を入れてきたわけで、市としても。

だから、やっぱりそれは総括というけど、逆に言うたら、ここへいこうという判断した市の責任も問われるところも出てくるし、極端なこと言うとな。それから、受けるところの、それ受けるよというて、義務を果たさんだところの責任も出ていっとるやろうと思うんやけど、どちらもな。そこら、もう少し、今までの習慣からすると、ほじらんと終わるとあるところもあるけど、今後の方向なりいろいろなことも含めると、もう少しその辺、きちんとした、どこがあかんだんかとか、どこで見誤ったんかという話をきちんと一遍、私はもう少しせんと、これは聞かれたときに、例えば嗣也さん言った、地元の人がああの人なら多分恐らく説明会行ったら、あの人らできる前から反対しとった人らなんか、

もっと意識高いと思うと、そこの説明は見過ごしてもらえんやろうと俺は思うとるでな。

だから、市の立場として、ちゃんとこの報告よりはもう一段掘り下げた丁寧な説明を求められると思うし、要るんと違うんかな。うまくいっとなった場合やったら、これぐらいでええんやけど、逆の場合やで、なおさら丁寧な説明が要るんかなと思うんやけど。これは主張だけにしといて。

ええ。

諸岡 党委員長

続けてください。

川村幸康委員

加藤さん、ある、これで。

諸岡 党委員長

では、関連。

加藤清助副委員長

今、川村さんがおっしゃったように、総括という部分はきちんとする必要があるなというふうに私も思っています。先ほど、須藤さんが答弁したところについて、僕は違うということで、改めてほしいなと思うんですが、たしかに平成13年ぐらいから国のほうでダイオキシン規制というのが始まって、それで全国的に焼却問題だとか焼却炉から出る濃度の問題がにわかに浮上して、一気に各地でそういう処理工場の改修なんかが行われて、四日市もこれになる前に70億円ぐらいかけて北部の清掃工場を、炉の回収をしましたよね。さっき、須藤さんが、ダイオキシンが濃度の基準があったもんで、それを四日市のあれでは超えると言ったかどうかわからないけれども、あるから、その溶融の道を選択したというふうに言われたけれども、その当時、今もそうだと思うけど、ダイオキシン濃度は0.3ナノという基準ですよ。四日市の回収した工場から出た焼却灰のダイオキシン濃度ははるかに0.3ナノ以下なんですよ。だから、ダイオキシン対策を理由に溶融炉に灰処理を委託するという論理は全然成り立たない話で、もう一方で言われていた埋立処分場が逼迫していて、その当時はセメント化というのがなかなか技術的に開発、今はもうされていますけ

れども、が無理で、埋立処分場が逼迫しているもんで溶融という二つぐらいの論理があったと思うんですが、先ほどおっしゃられたダイオキシンの規制の中で、その溶融の道をとすることは、僕は違うと思いますので、今までのデータの、市が発表しているデータだと受け入れている事業団が四日市の範囲の濃度を検出したときのずっと濃度ははるかにそれ以下ですから、それを理由にすることは、今さらできないと思いますよ。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

須藤次長兼生活環境課長

少し説明が乱暴なところがあったかというふうに思います。ただ、灰の処理先につきましては、埋立処分をしていくということによってやってあったわけですが、ダイオキシン問題がクローズアップされて、地元の皆さんから灰の埋立というものは、その濃度というものがクリアされておるといふものの、灰の埋立処分ということについては大きな抵抗を示していただいております。したがって、その後も焼却灰というものにつきましては、現在に至るまで埋め立てしませんということで地元との協定も結んできて、継続してきとるところでございます。

そのような意味で、埋立処分にダイオキシンという問題が、いまだに引きずるといふことではございます。

川村幸康委員

集団資源回収のところでも提案したけどさ、そうすると、私が前々から言うところ粗大ごみの戸別収集に2000万円、集団回収に1800万円、それからもう一個説明願った、燃やさないごみ収集、さまざまなものをいろいろなやり方で、今委託したりして、ごみの回収を市の責務としてやってもろうとるんやけど、30何年やったか忘れたけど、それぐらいまでには、この新総合ごみ処理施設ができ上がるのと同様ぐらいには回収することのさまざまなゼロベースで見直してやっていくと、戸別収集なんか、集団ステーションなんかも含めてやっていくという話は前々からあるんやけど、一体、どういう考え方でやろうとしとんのかなというふうなことを少し、もうそろそろ出やんと、新総合ごみ処理施設が今度、建設されてくるわけやで、やっぱりもう同時並行くぐらいで決めていかんと、収集体制と新総合

ごみ処理施設稼働とはやっぱりセットすべきかなと思うんやけど、そこらの考え方を。

須藤次長兼生活環境課長

新総合ごみ処理施設が完成する平成27年度末までにはというよりは、もう住民の皆様  
に説明していくということから考えると、もう平成26年度内にはきちんとした新しい収集  
体制というものを構築せなあかんというふうなことで、現在、その検討を進めておるとこ  
ろでございます。

新しい収集ということになりますと、これまでご説明申し上げましたように、燃やさな  
いごみというようなものがほとんどなくなるということで、燃やすごみというものにほぼ  
一本化されてくる。あとは破碎というような工程に回さんならんと。新しい工場での処理  
系統からして、そのままところに放り込むものと破碎施設に放り込むものというのに、や  
っぱり分けて収集しないと処理ができないということですので、そのような別の分別体系  
になっていくということ、これはもう決定しとるところでございます。

そこで、どのようなごみの収集体制、そういう基本的なところを踏まえてやっていくか  
ということですが、やはりその収集コストということも大事な視点で、せっかく  
新しい工場で可燃物が多くなってきたのに、収集コストが多くなってしまえば意味があ  
りません。そのようなことで、新しい収集体制というのも、基本的には現状のステーショ  
ン方式というものをベースに、現在検討しております。戸別収集というような考え方もご  
ざいます。各庭先、玄関先に各家庭で出していただくというようなところを個別に収集し  
ていくというような形をとっておる自治体もございます。

また、有料、それをコストがかかるということから、ごみの収集については有料という  
ような形をとるというのも、もう一つのそこに入ってくる選択肢でございます。ただ、ご  
みの有料化ということにつきましては、今の市民の感覚からすると、なかなか導入しにく  
い考え方かなというところもございます。

そのようなことから、現状で考えておる基本の収集方式はステーション方式をとってい  
くと。有料化ということは検討には、今、入っていないというのが、現在の検討でござい  
まして、その辺、もう少し深めた上で、また皆様にご意見を伺い、市民の皆さんの意見も  
聞いていくというのが、ステップを踏んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

川村幸康委員

多分、今考えられる中では、今のステーションを軸にしながらということ、わからんでもないんやけど、やっぱり10年、20年見据えると、高齢化にかなりの状況かなと思うんやわ。特に団地、まとまった、今、団地再生ということで都市整備部もやっとなるけど、団地は特にもう、極端な高齢化をしていくわけやわな、そのときに坂道、ごみ持ってよう出すかとか、いろいろなことを考えると、エリア決めて個別のところとあれと、やっぱり考えるべきやなと、俺は思うとんのやけどな。特に高齢化が80%とか70%いった団地とか、団地の棟とか、そんなところぐらいはもう個別にするか何か。

だから、やっぱり、今考えとることと、10年、20年、長いスパンで見たときに、今の収集体制さ、今の集団でのごみ回収の廃品回収やないけどそういうやつと、粗大ごみの個別有料やさな、これ、超丁寧にやっとなるわさ。金は少しかかるけど。

それから、集団回収やろう、粗大ごみやろう、燃やさないごみ、民営化委託やろう、それから市が直営でやっとなるやつやろう。これだけでも四つか五つぐらい持っとなるわけさ、今、やっとなるごみ収集の仕組みをな。その中を、どれをどうやって延ばしていくかという考え方を、私はシミュレーションするべきやと思うとんのや。

戸別収集で民営化を切り開いて、一遍やったんやでさ、燃やさないごみで民営化やって、どれぐらいのコスト削減ができたんかさ、極端なことを言うとね。そうすると、今のままだとコストが高つくんはあかんやろうけど、よそがやっとなるように、夜中に回収してもらうたら防犯上の対策にもなってええとかいう、俺は思うとるわけや。うるさいかはどうかは別としてやで。町ではやっとなるわな、夜集めとるわな、玄関先出しとくと。一遍、いろいろと考えて、特に高齢化していくと便利ええに決まっとなのやわ。ぼんと前へ出しとった、夜中に12時から1時、2時ぐらい、ばばっと集めりゃ半分で済むわ。私らの民間のごみの収集業、みんな夜やわ、朝早ようか。昼間なんて混むときにしてないわ。そうやって考えると、役所やでという発想は少し抜いて、昼間集めんの悪とは言わんけど、俺は夜集めるべきやろうなと思うとるもんで、だから、そこら一遍大体に考えやんと、こんなもん見直しできへんということを要求しとくでさ、今のベース上でやんと、今でもやっとなのやさ、民営化も四日市市は。それから有料化もやっとなるわけやでさ。

総合的に、これ一遍、新総合ごみ処理施設までに考えてください。これ、要求しておきます。要求というよりも要望をね。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

川村幸康委員

次いっていいです、もうあと二つで終わります。よろしい。

諸岡 党委員長

はい、どうぞ。

川村幸康委員

それと、環境学習センター、今度公害資料館ができて、環境学習センターが今年度も1946万5000円についていた分、やっとなるやわな。その中で、整備事業に伴って、こっちはもう次終えんしていくんやけど、あそこのあと、どうやって考えとったり、あの事業とあの指定管理でいったんやけどさ、あの指定管理の人らとどういう話し合い、終わってもらうように約束したんか、それとも公害資料館の中でかかわり持っていくんか。どういう方向性を持つとんのか。

諸岡 党委員長

どなたが。

市川次長兼環境保全課長

環境学習センターについては、以前もちょっとお話しさせていただきましたように、指定管理については平成25年度までということ考えております。それで、その後に環境学習というのを付加した形で、今度、新たな公害と環境未来館というのを考えておりますので、そちらについてどう持っていくかということについては、今の業者と話はしていない。しておりません。

川村幸康委員

私は環境学習センター直営派やったもんで、指定管理に出すこと自体反対しとったところがあったんです。そのときに、行政のほうの考え方として来たんが、今度の公害資料館

でも環境学習センター機能をあわせ持つという中で、それは直営やというのは矛盾する考え方やもんで聞いとるだけで、だから、その都度、その都度、主張が変わっとるわけやわ。だからそこをきちんと説明せんと、それこそ公害資料館になったら直営がええという話でしか、今聞いてないもんでな。

そうすると、この環境学習センターの今の事業費というのは要らんのかなと思うてな、予算を。極端な言い方をするとやで。だから、二つのことを言うてるでな。指定管理がええと言うたんや、あんたらは。直営でやるよりも。ここへ来て、これもあともう1年後には直営がええと言うてるわけや、もうやめていくって言うて。

おかしな予算やろう。予算というのは事業計画があって、必要性があって、これが一番効率的でええということで予算つけとるんからいくと、そこはちゃんと整理をつく説明を、私はするべきやと思うわ。事業費で500万円か300万円、知らんけど、いろいろな環境のそういう事業も出しとるやろう、今、そこには、事業としてもな。だから、事業費となっとるけど、これはもう指定管理者制度の、その制度の2000万円やろうし、あともろもろ1000万円ばかりいろいろなところから集めてさ、事業費出して3000万円ばかりでやっとなるやん、今の環境学習センターは。よその何か集めるとな。

それを今回の予算書でも、次世代のそれにここでは今、育成事業に3400万円つくっておるでさ、これが環境学習センターの環境部が出しとる事業費か知らんけど、あと、ほかにもあると思うもんで、どうやってするんかなというて。

そのことと、きょう、説明資料でいただいた6ページにある緊急雇用創出事業で、この1700万円ばかりか、整理事業、この辺が全くわからんのさ、そやで、考え方がな。それこそ、そんなやったら、環境、今でいう環境学習センター事業費の中でやってもらうことと違うんかなって思うんでな。

いかがですか。まさしく指定管理でやってもらうことやろう、これ。

樋口資料館準備室長

済みません、環境学習センターにつきましては、民間のノウハウ等を活用するということで指定管理を始めたかと思えます。このノウハウにつきましては、今、基本設計、また今後やる実施設計の中で環境プログラムということのプログラムの構築の中で、そのノウハウを吸収し、事業に努めていきたいというふうに考えております。

また、今回資料を出させていただきました、この資料調査につきましては、公害に関す

る関係資料、これの所在とかもの、こういうものを調査するものであって、これは環境学習センターとは全く別の事業でございます。

川村幸康委員

きょう、ここの6で示された主な作業工程とそれぞれの役割で、電話等により資料の有無を確認し、訪問日を調整するのは市の職員がしてさ、その後、確認協力依頼するの、調査員、調査員って、こういうやつやろう。それから、記録写真の名前を仮ナンバーに変更するとか、記録写真とメモをつき合わせリスト化、エクセル入力するのは新規就業者、これ、もろもろあるやん、成果品の確認までな。

この作業は緊急雇用対策でするわけや。指定管理者の公募要件の中に入っったんに、四日市のそういう公害に関することや、そんなんの資料の調査とか収集業務も委託しとんのや。指定管理者で行うときの指定管理の公募要件には、環境学習センターでやってもらうときのあれには。

そうすると、だから言うとなんさ。その場、その場でやりくりというかあれをしとるもんでな、すると、これ、無駄な予算なんやわ。2000万円も、もう一遍この1年間を払って指定管理者を環境学習センターやってもらって、なおかつ環境部の予算やと350万円ばかりの予算を出して事業はするんやけど、それ以外に今度は指定管理に渡すよりも大きな整理作業事業の1797万円の事業は、本来、こんなものは緊急雇用じゃなくて指定管理者に出したらええだけの話の組織をつくるという話やったんやで。

だから、公害資料館の準備的なものも含めてやっていくというのは、あなたら、説明しとったんや、俺に。そのころから話しあったんや。この環境学習センターをそういう準備的なものでやっていきたいので指定管理にさせて、公害準備のための資料収集や何かに充てるというんが、多分議事録起こしてくれたら残っとると思うよ、指定管理者の説明のときに。

そうやって言うとなんやろうに、こうやって、わからんでもないで、緊急雇用というメニューがあるでというのは。そうやけれども、整合性はとれやんやろう。

諸岡 覚委員長

いかがですか。



樋口資料館準備室長

ちょっと済みません、当時のことはちょっとわかりませんが。

川村幸康委員

前、おったやん、おらへんだ。

樋口資料館準備室長

いないですよ。ごめんなさい。当時指定管理にしたときは、ちょっといませんで、済みません。

この資料調査業務につきましては、これは実を申し上げますと、これ、開館後もずっと続けていく作業になろうかと思えます。これは決して、この四日市公害と環境未来館だけじゃなくて、他の四大公害資料館等でもこういう緊急雇用を使いながら資料の整理、調査をやっておるところでございます。

市川次長兼環境保全課長

当時、指定管理に変わるときに、たしか川村委員のほうから直営にすべきだという話はいただきました。覚えております。指定管理にするのについて、公害患者さんのほうも聞いたかというふうなお話もいただきました。そのとき、たしか私どもとしても公害学習をきちんとその中でやっていきますということでお話をさせていただいたような記憶があるんです。ごめんなさい、ちょっと資料まであったかどうか、記憶にないです。

公害学習は、その中できちんと位置づけていきますという話で、たしか指定管理に移ってから、他の四大公害の地区から資料を借りたりして展示会をやったり、四日市公害の当時の写真、その辺で展示したいと、そういうようなことで、四日市公害についてもかなりいろいろなメニューでやってきておるといような記憶をしております。

川村幸康委員

記憶やけど、定かでないんやろうけど、でも、多分間違いなく、あのときに指定管理に出して公害資料館なるものの準備的なものとして資料の収集整理に当たりたいというのは、間違いなく答弁されたんや。わしは反対しとったもんでよく覚えとんのや、ほうやで。

あなたら、直営から指定管理に踏み切ったときに、公害患者もおる中で、市としての主

体性でこういう環境学習センターを設置して、市が責任持ってやっていくことに意義があるのと違うんかという話をしたときに、答弁として市川さんのほうから、いやいや、そういう考え方もあるけど、民間のノウハウを使って資料収集や何かをしてもらう中で、環境学習をさらに充実させるんやという話を答弁されたんや。

しゃあないなという話の世界で、なっていったんやけど、ここへ来て、今度またご都合でな、公害資料館、環境未来館をつくることになるとな、もうそうは、これらは要らんのやと、もう一遍直営にしたほうがええんやという話やでさ、それはちょっと違うやろうなと思うてな。

だから、笑うとるけど、市川さん、やっぱりそんな話、ちゃんと考え方整理すべきやに。でないと失礼やで、税金使うて公害資料館やっていくのにな、行政のほう、他人の金と思うとったらあかんのやさ、身銭切ってやるとるつもりでおらんと。そうすると、それだけのもん使ってやっていこうというときに、実際の公害の被害に遭われているいろいろな苦しみた人からみたらな、片手間にやってもろうたら困るということは必ずあるはずやで。そうやろう。

だけど、今、つかさどっとる事務局がそんな態度やったら、それはあかんのと違うか。だから、俺は言うとなのやさ。四大公害の資料館の調査及びその整理も緊急雇用創出事業という名目やけれども、その費用を使って、それはきちんとやるんなら構わへんけれども、一方でもう一個2000万円ぐらいかけて環境学習センターの事業費も使うとるわけや。何でそれは、どっちもよう似た金やで、あんたらからしたら少ない金か知らんけど、2000万円もあつたら余分に何でもできるぜ。

そうやろう。議会に諮ってこうやってかけとるということ言うと、提案もしとるけれども、無駄がないかどうか、効率よくしとるかという観点で言うとするわけや。効率も悪いかという指摘なんやけど、全然答えへんやん。以前との答弁とにも整合性がなかったんやったら、やっぱりちゃんと整合性あるような答弁するか、もしくは改めるかやさ。どうですか。

田中環境部長

公害と未来館、資料館の関係と、資料館の中で、当然この学習機能というのをどう持たせるかといいますか、充実していくかという中で、この現行、現在の学習センターとは、これ密接不可分という中で、私ども、さらに環境学習というものを充実、発展と申します

か中身を濃くすべくという観点から、これは再度、もとに戻りますけれども、直営にすべきだという判断をしたということをご説明したとおりでございます。

そんな中で、今後、ですから学習機能をより充実するためには直営がいいというのが、現時点での私どものいたった考え方ということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、もう1点、この緊急雇用事業でございますが、当然、こういった資料調査というのは、これで終わりというわけではございません。資料館オープン後も博物館機能という点を思い起こしていただければわかると思うんですが、いろいろな資料を調査というのは、これは継続していくという中で、今、比較的単純作業というのは語弊がございますが、そういった部分が多い、こういった事業につきましては、一つ前倒しで、このせっかくの緊急雇用創出事業でございますので、これを活用して一気にやってしまいたいという思いから、今回、予算計上ということをお願いするものでございます。

以上でございます。

#### 川村幸康委員

この6に書いてある、仕事が文字にするとこうなんやけど、大体の流れはよく理解もできるし、あれやけれども、環境学習センターを指定管理者にしたときの環境学習のものの考え方と、今後やっていく中でもう一遍戻すというのは、揺り戻しやでさ、そこは絶対矛盾しとるんでな。だから、それなりの説明が要るやん。誰が聞いたって、こんなん納得いくとかさ、納得いかんでしょう、それはそうやなって、満足いかんでも、そうやなという考え方いるやん。それが指定管理者、環境学習センターのときは指定管理者でやったほうが進むって言うといてさ、直営より。今度、これにすると環境学習は市の直営でやったほうが進むというんは、もう少し説明が要るぜ。

認めるわけいかんやん。もともと、私の考えやったらそうやで、私は市でこれは、市の責任としてすべきやと思うとったもんでな。市の権限ですべきやと思うとったで、環境学習は。市のスタイルとして。それをあなたらは指定管理者に自由にやってくれというかわり、よそへ責任を丸投げしたわけや。そののがええというときに、市は一遍責任を放棄したもんでな、俺は、環境学習をな。もう一遍今度のときは自分らでやりますわという、そんな適当なこと、あかんやろうと。公害患者も怒るで。そんなときは放ったんや、外へな。公害学習、市としての責任果たさんと指定管理者にやってもろうたほうがええというて任せたんや。

今度、直営でこうやってつくるとなったら、もう一遍市役所の職員で直営で環境学習は、行政がしますってさ、そんな勝手な責任のとり方がないやろうと。それなりに、それにはこんなこととこんなことで、市としてしかできやん環境学習をするで、もう一度やらしてくれならわかるけれども、向こうやったり、こっちやったりではあかんと言うとんねん、俺は。そこの説明要るやろう。

田中環境部長

私も一応、その指定管理者導入のときに、私どもが具体的にどういった説明をしたかということ、再度確認をさせていただきますが、恐らくと申しますか、私ども、基本的な考え方として、指定管理者化によって市は責任を放棄するとか、一切合財手放すとか、そういう考え方は毛頭ございません。今、準備室長も申しましたように、やっぱり民間のノウハウを生かすという意味合い、そういった意味合いが当然重きを置いておったと。当然、制度、指定管理者導入してから、いろいろな検証ございまして、プラスマイナスいろいろな評価がございます。その中で、私どもとしては新たな施設、未来館におきましてはやはり直営でやっていくべきだという判断をしたところでございますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

川村幸康委員

だから、ご理解せいで言うけど、説明が要るやろうという話や。今言う事柄でいくと民間のノウハウを生かしてという説明をして指定管理者に任せたという話をされとんのやけどな、この民間のノウハウを生かして任したらええやんかと言うたら、何であんたらなんやという話、全然答えてないわけや。

それで、この何年かで指定管理者に任したけれども、期待するほど民間のノウハウがなかったというのは、それはまた別やぜ。そうしたら、俺から言わせたら、今回、指定管理者に任すなという話を、俺は今言うてるわけや。

田中環境部長

民間のノウハウという意味でいいますと、当然私ども連携密に、指定管理者と何年間積み上げてきたものがございます。その中で、行政として、やっぱり民間から学んだ、吸収したというものがございますので、その部分を今後、自らの手で生かしていきたいと、そ

ういう部分もあるということでご理解いただきたいと思います。

川村幸康委員

理解するで、具体的に示して。資料として。

絶対におかしいのは、私があのかときに言ったので、忘れてもろうたら困るのは、やっぱり行政責任、それから民間の事業者責任、いろいろな責任があったわけや。その中で、市として環境学習を四日市がしていくということは、行政責任を一義的に考えてやらなあかんわけや、行政が。だから、その責任があったにもかかわらず、もう行政責任は過去のものとして、ほかで環境学習をするということに、わしは反対したでな、それなら今までも苦しんどる公害患者の人に1人ずつにその説明と納得だけもろうてきたら、構わへんよという話をしたはずなんや。それ、何でかといったときに、行政体が、やっぱりこういうふうなことをせんでならんだということは、四日市公害でもあるわけや。事業者が発生原因やったかわからんけど、おかしいなとわかりつつも四大公害は行政責任をきちんと言うとするわけやろう。そうすると、一義的に行政の責任があるわけやで、それはずっと果たしていかなあかんし、それは補償でもあるし、もしなくなっていったんなら、今度は予防やいろいろな形に変えてやっていかなあかんということやったやんか。そうしたら、そのためには、そういうもととなる課なり、あれは、四日市市役所の本丸に持っとらなあかんと、俺は思うとったわけやのに、あなたらは指定管理で合理化のほうへ行ったわけや。

今度、民間のノウハウを吸収したで、もう一遍って、そんな都合のええ考え方ではやめてほしいで、もしミスならミスやったと、やっぱり時期的。だから、俺が言いたいのは、今回、この環境未来館や四日市公害のこんなのつくっていくに当たっては、やっぱり市長、ずっと言うとするぜ。行政が果たすべき役割、あるんやで、それやっていくという話をしとるやん。そうやろう。

そうしたら、逆に言うたら、今指定管理に出しとる環境学習センターとの整理をどうつけるといっても、切ってくって、今、決めといてさ、場つなぎやろう、極端な言い方したら。それ認めやんのやったら、俺はもう環境学習センターの予算、認めれやんで。それはそうやぜ、この公害患者代表の人聞いても怒ってくるで。そんな、市はいいかげんな覚悟で公害資料館をパフォーマンスのために使うんかといっぺ。一義的な行政責任を一旦はどう考えるのやということをやっぱり言わんと。そこがやっぱり俺は、だから、慰霊祭やどうやこうやで市長が行くとか市が主催するということよりも、行政としてこれは絶対に

手放す、手放さんというんじゃないで、第一義的な責任はあったという考え方、市の職員にないとかあかのや。それがあたかも何か過去に民間の事業者が何となくやったやつ、行政が処理しとるという話とちょっと違うと思うとるで。

だから、今回、あんたら、安易にこれ、未来館整備事業で調査資料出してあれしてきてるけど、こっちにも環境学習センターにも一緒のように指定管理者2000万円出してきて、単年度主義やでという話か知らんけど、考え方、ちゃんと出さんとあかんで、そういうの。そうせんと、これで終わりやろう、今度できたら。そこはやっぱり一番大事なところやに。

田中環境部長

今、公害を見つめ直すと申しますか、公害に対する市としての考え方ということにも話が及びました。この点につきましては、これまでも機会があるごとに私ども市の考え方申しておりますし、先般の一般質問の場でも申し上げました、端的に言えば、これは反省しなければならないということでございます。

そして、当然、この昨年の40周年を期しまして、職員の例えば研修等もやりましたし、改めて職員がこれを、この四日市公害というものを風化させないという思いを新たにしつつ、今後に向けてはそういった土台のもとに、この新たな未来館施設があるんだということも周知に努めておるところでございます。

この辺につきましては、私ども、全庁、それこそ一丸となって反省はしておるところでございますし、新しい資料館の中で、そういった反省を今後はどう生かすかということは、いろいろな事業展開の中で考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

川村幸康委員

もう終わります。であるならば、今年度予算で要求してきとる予算について、（仮称）四日市公害と環境未来館整備事業と、環境学習センターの整理は要るやろう。ダブルであるんやでな、これ。あなたらの中では、いやいや、これは公害資料館の集め作業で、これは環境学習センターのほうで、全然違うんやという認識を持つとるけれども、そもそも論では、それは言うとるわけや。その後、これ、でき上がるとこの環境学習センターというのは、もうなくなるということ言うとるわけやでな、要らないって。そうやろう。

指定管理には出さへんわけやろう、直営でやっていきますということやんか。そうすると、行政の説明責任、提案理由の説明として要るのかな、私が今言うところとるところが要るの

やさ。それが、別立てで環境学習センターは指定管理へ出していくんかさ、ずっと。

田中環境部長

一部、これまでのご答弁と重複するかわかりませんが、また私ども資料館云々の整備事業の説明でも、これまでも申し上げておったところだと思えますけれども、私どもはこの学習センターというのは、あの本町にある学習センターはなくなりますが、あの機能というのは当然新たな未来館が引き継ぐという考え方でございます。ただ、それまでの間、平成26年度中の開館までの間は、これも当然のことではありますが、資料館は残ると。ですから、その部分につきまして、来年1年間はたまたま指定管理の契約期間も残っておりますので、指定管理で出しますと。それ以降は、当然、直営にするということございまして、決して学習センターが要らないとか、そういったことでは全くございませんので、よろしくお願いいたします。

川村幸康委員

いや、もう答弁になっとらんでええわ。

あのさ、部長、どういう考え方に持って出てやっていったら間違いがないかという話をさせてもらうつもりでおるもんで、私は。そうすると、あなたらの中で、環境学習センターを指定管理者に出したときの考え方と、今度自分らでリニューアルして、市の記念中心的な施策としてやっていこうとすると、もう一度行政マンが携わって環境学習もさせていくという考え方が、全然妙なんや。自分らしい、ご都合主義というと、ちょっと言葉は悪いけれども、ご都合なんやわ。環境学習を民間ノウハウを利用して民間の人にやっていってもらおうやって外に放り出しといてやで、今度自分のところで建屋も含めて相当な金額で、規模でやって、市の中心的なあれにしようとするとな、民間人出ていけと。これはもう一遍俺らで環境学習も手尽くしていくわという話はな、それはおかしいぜ。

学校の先生が、俺は教えんの苦手やでって言うて、これ、塾に頼んますわって塾の先生出しといてさ、それで教えてもらうとって、もう一遍ええ学校の校舎でも建てれば、もう塾の先生要らん、もう一遍俺らで教えるわという話とよう似とるもんでな。やっぱりちゃんとそれは出してこなあかん、考えて。

田中環境部長

たしかに指定管理者導入のときには、やはりその制度のいい面ばかり協調されて、ついつい我々もそれに目をとられて、一気呵成というと語弊があるかわかりませんが、指定管理者化ということにかなり流れが行ったというものは事実でございます。

その中で、先ほども申しましたように、何年でございますか、一応実績も見て、私どもが目指しておりました民間のノウハウというものの、どういうものが、私どもなりにその辺はある程度把握することができた中で、その中で今後、新たな学習、環境学習というものをどう展開するかというときに、その場というのは未来館の場での一つの機能としてやると。しかも、その手法といいますか、具体的に手がけるのは、やはりこれは直営でやるべきだということを、改めてそういう考えに至ったところでございます。

以上でございます。

川村幸康委員

もう言いたないけど、そうすると、部長な、もうこうやってせいさ。あなたが言うんであればな、今からは指定管理者よりも、もうそういうノウハウも覚えたで、市はな。自信あるわけや、今の時点でな。そうしたら、もう今、あんたら指定管理者にどいてもらうて、環境学習やれさ。ということは、何を言うとするかということ、今、環境学習、指定管理者にやってもらうて環境学習の上げる効果よりも、もう市の職員はその民間のノウハウも生かして、次は行政のノウハウもあるで、よりよいもんができると思うて行くわけやろう。

そうやったら、今、より悪いもんにやらしとんのや、指定管理者は。より悪いもん、どいてもらうて、よりええもん行ってもらええやん。あなたの言い方やと、そうやぞ。

田中環境部長

私の説明がまずいのかわかりませんが、新たな場、今回、私ども博物館の中に学習機能を持たせて、そこで環境学習を充実していくということです。ですから、今は本町プラザでございます。その辺は、ですから私ども、新たな場で新たな展開をいたします。そのときには直営でやっていきたいという意味合いでご説明したつもりでございます。

川村幸康委員

新しい場所になったら、何で市の職員でええの。今の場所やと、何で指定管理者なんというところに、どうも見え隠れするのが、行政マンの考え方なんやな、人権意識というか



さ、自分らの立場意識なんやわ。そうやろう。

ええ建物で仕事するのやったら俺らやってさ。極端なこと、そうやって聞こえるもん。そうやろう。そんなやったら、あんたらがやったほうが、今度の新たなところでやるのは新たな自分らでやったほうがええというんやったらさ、今度の4月1日からでも新たにあんたらあそこでやったらええやん。それはせんわけやろう、何でなん。場所が変わらんとできやんの。そんなわけないやろう。

田中環境部長

今、物理的な場所ということを私が持ち出していましたもんで、ちょっと誤解を生んでしまったかわかりませんが、例えば展示機能一つにしましても、新たな平成26年度オープンしました未来館では、今よりも充実したもの、新たなものもいろいろ盛り込まれます。そういったものとも当然学習機能も有機的に連携いたします。そんな中で、その新たなそういう場ができれば、より充実した学習機能ができるというふうな意識をして申し上げたつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

川村幸康委員

じばさんにできるわけやろう、環境学習のメインの会場は。博物館の中にできるわけ。こっちでも何かできるわけやろう、会議室か何か知らん、シンポジウム開いたり何かするのかな。別にそうしたら、この人たちがもうそこへ入っていてもろうても構わへんやん。

あなたらは最初に言ったんやで。自分ら市役所の人間が直営でやっ取るよりも、指定管理、民間の人にしてもろうとるほうが何もかもええって言うたんや。そうやろう。にもかかわらずや、今度、新しくなって環境学習するときには、何で行政マンしかあかんのや。全然話つじつま合わんやん。

田中環境部長

まず博物館という意味は、済みません、じばさんの建物も含めた一体のものということで、私は申し上げておりましたので、それが混同といいますか、私はそういうつもりで申し上げたところでございます。

それから……。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください、さっきから村上委員がご発言あるようで、1回よろしいですか。

村上悦夫委員

済みません、もういろいろと話聞いていると、もうちょっと素直に、当時は指定管理者へ出すときは、そちらが非常にいいという判断でお願いしたんでしょう。今回、この資料館、未来館を建てるのに、当該同じ課題を持ってテーマを持ってやっていくんだから、1カ所に持っていきたいと。当初説明した内容とは違いますけれども、間違っていましたと、はっきりそうやって言えば済む話やんか。それを、そのときの理由ときょう、今日の理由と一緒に話すもんやで、一つもかみ合わへんし、もうちょっと理事者も素直になって、時間、経過見たらわかるように、そんなとろくさい話ばかりさせるなよ。

議員だって、やっぱりただしとるんやで、あんたらに対して。当時はその指定管理者、経費削減とかいろいろな問題があって、よかろうと思ってやりましたと。今回、大きな目的を持って資料館をつくりますと。だから統合していきたくて、全ての統合してやっていく中で、もう一遍行政でやらせていただきます、よろしく頼みますと言えば、もうそれで済む話やん。何遍もへ理屈ばかり言うてさ。もうちょっと素直に答弁したってよ、腹立つに。その点をきちんと話してよ。

諸岡 覚委員長

勝手に進行しないでください。

田中環境部長

当然、私どもは過去のそういった説明あるいは判断が全て正しいというふうで申し上げているつもりは、決してございません。その辺は言葉遣いにいろいろ誤解を生じやすいような表現があったかわかりませんが、その辺はおわび申し上げます。

それと当然、私ども、いろいろな反省、あるいはマイナス面を再度検証した上で、よりよいものをつくりたいという思いで、今回の一応判断に至ったわけでございまして、決して過去について一切反省はないとか、私どもは一切間違っていないとか、そういった我を押し通すような思いはございませんので、その点、くれぐれもよろしくご理解をいただき

たいと思います。

川村幸康委員

そうすると、新しくこの環境未来館やら四日市公害資料館をしていく中において、その組織のあり方とか、そういうことももう少しきちんと私らにも知らしめて、その中でも、この一部はもっと民間のノウハウを考えて指定管理者なんか、もっとプロの職員を置くのか、専門家を置くのか、公務員を置くのか、きちんとそういうのをせなあかんやん。

俺が何を一番ここで指摘したかったかという、あなたらの考え方の中に、そのとき、そのときで都合のええように変えていくのは絶対あかんぞと戒めとるんや。

あのときに、私の意見はもう全部指定管理、役所がやらんほうがええというて、考え方を持つってな、今度は携わっていきってなったときにでも、公務員の得意の分野とお客さんたくさんある人に来館してもらおう中で有効活用してもらおうと思うと、違う組織の考え方も必要やろう。

そうすると、公務員さんやと高くつく部分も出てくるんやったら、公務員だけであそこを取り仕切らなあかんのやという考え方は、改めるべきということ言うときたいんや。

今の計画上でいくと、この整備事業でいくと、公務員ばかり全部やろうとしとるで、あの博物館の建物の管理のほうはな。もう少し、それは柔軟にして、指定管理か、どういうものがええのかわからんけど、NPO団体なんか何かわからんけど、そのブース、ブースなんかは全然違うところに任せて、そこへ、中へ入れるようにするとか、そういうことをしていかにと、人が来んのかなと思うとるもんで、普通に公務員がやる資料館は。よその資料館見ていくと、ブース、ブースで責任任しとるでさ、たしかに公務員さんがおってきちんとやるところのブースのところと、教育委員会みたいな民間の学校の先生の、塾かどこかの先生みたいなのが環境学習しとるところあるんやな。しかもあれ、あそこは指定管理者やったと思うんやわ、水俣は。学習する教室や何かの部分は、そこは多分、民間か何かの指定管理か何かで出して、そこに各県内ぐらいの小中学生はみんなずっと来るような仕組みにして、やっと思ったんやさ。

だから、そういうことはあるわけやろう。ところが、それはもう私が聞いたんは、当然私は申しわけないけどな、環境学習センターの指定管理者みたいな、公募でこの人らも入れると思うとったみたいなんや、あるブースなり何なりはな。ところが、もう終わりですと言われたという話を聞いたもんで、もう平成26年度で指定管理の契約は終わり。こ

の人らもやめると。そんなん、別に個人的つながりないんやけど、そうすると、言うところのことと全然違うなと思うたでな。あんたらはあそこで指定管理出した人らのノウハウをうまく活用すんのやと言うたのに、今度はぼんと生首切るみたいに切って行ってな、入れさんみたいなことを言うたらしいで、それは少しやっぱり幅広い選択を持って、よりよい公害資料館をつくろうと思うたら、いろいろな人が携わる運営部隊に私はすることが重要なポイントかなと思うけど。

かなり、ここの基本設計の、この平成25年度予算で、こうやって出してきとるけれども、資料の整理やどうやこうやって。その前に、俺が思ったんは、幾つかあったんやけど、公害資料館の、市長はその目的みたいな、目標みたいなんとか言うところけど、組織体、何も言わんと思うところさ。どんな組織でやっていくんかとか、それからあと、戻った、ちょっとはもめたけれども、博物館の構成員と公害資料館の構成員の立場やら身分やらいろいろなことで少し議会の中でもめたけど、それがまだはっきりしていない。

だから、こんな資料を集める前に、そういう構成の人員配置、どうするのかな。だから、あのときは多分、リベラルの人、誰やったかな、人がようけ要るのやったらあかんとかいう話まで出とったやん、博物館とそれから公害資料館との人員、人の関係でな、人が余計要るんやと、税投入多いであかんとかいう話が出とったと思う。それに、逆に言うと専門的な技術を持ったスキルというか、スタッフがいるやないかとか、最終的には、そういう組織体をどうするかというのが、まず説明があって、そしてそれに向かってやっていくで、まずは公害資料の整備事業をしていくというのが筋やろうなと思うとるもんでな。だから、どうも今、見とると、準備室長はつくったけど、どんな組織体で、どういうふうな目的や戦略を持って、どんな構成員でどうやってやっていくんかというのは全く出されていないんや、この整備事業にもな。

だから、どちらかという箱物つくっていくという感覚でしかないもんで、多分、公害資料館、俺は見てきたけど、もう公害は発生していないで、箱物つくるというよりは、そこで説明する人とか、何かの人の力量によって生きるも死ぬも決まっていくとなると、本来はそっちに傾けるべきなんやさ。

ところが、これ、恐らく、今、俺、危惧しとるのは、資料整理したりなんかすると、1回行ったらもう終わる公害資料館になるぜ、これ、笑うとるけど。何でかといったら、人つくってへんのやもん。あそこで何人か、もう熱意持って言うような人がおると、やっぱり聞くけど、そんなもん、四日市の市の職員であるか。おらへんで。

そうすると、やっぱりそういう意味での組織をつくることの構成員とかそんなんを全部ここに一遍提示してよ、先に。それで資料集めも、そのスタッフィングと、そういう戦略でいくならええなと思うとるけど、そんな樋口さん、雇用対策でこんなんやっていきますわという話の世界と、俺は違うと思うとんで。

それはでき上がってから、資料だけをちょっと散逸しとんのを集めたり何かするだけの話であって、今から始めていこうってするときには、よっぽどのそういう構成員や技術を考えやんとあかんよというのは、水俣の公害資料館いったときに言うとした、その人の話しやったんや、聞いとってな。四日市さん、遅まきながらつくるんなら、先、人つくっておかなあきまへんって言って。資料の展示だけやっても、1回来たら終わるで、ずっと循環して人来てもらおうと思うたら、学習センターは公務員せんと指定管理か学習塾みたいなするような人らに任せてやったほうがサービス精神多いし、効果が上がるよとか。そういうことがあったもんでな。

諸岡 党委員長

仮称の公害資料館の人員の配置図とか、あるいはそれまでにどうやって研修して職員を育てていくとか、そういった資料を、ちょっと月曜日までにつくっておいていただけますか。月曜日の午前中に、きょうの冒頭、ちょっとペンディングしておりました I C E T T と、そして、この公害資料館の続きを月曜日の午前中にしていきたいと思います。

ごめんなさい、もうちょっとだけ続けさせてください。

ほかに、この I C E T T と公害資料館以外の質問ある方、いらっしゃいますか。

(なし)

諸岡 党委員長

よろしいですね、もう。

それでは、この公害資料館並びに I C E T T 以外に関する質疑は、これで終結をいたしますので、月曜日の午前中は公害資料館と I C E T T のみの審議をしていくということにさせていただきます。

本日、これで閉じさせていただきます。お疲れさまでございました。

17:00 閉議